

前橋市
一般廃棄物処理基本計画
(中間見直し)

令和3年3月

前橋市

前橋市一般廃棄物処理基本計画 目次

第1編 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって	1
1 基本計画の枠組み	1
1-1 計画の背景と目的	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の基本事項	5
1-4 市民・事業者の意識・ニーズ・意見の反映方法	5
1-5 目指すべき姿	6

第2編 ごみ処理に関すること（ごみ処理基本計画）

第1章 基本計画の目的とごみ処理の現状	7
1 ごみ処理基本計画の目的	7
1-1 基本方針	7
2 ごみ処理の形態	8
2-1 ごみの排出区分と処理形態	8
2-2 家庭ごみの出し方と収集形態	9
2-3 収集運搬と処理方法	11
3 ごみ処理の現状と課題	12
3-1 ごみ量の推移	12
3-2 中間処理量の推移	21
3-3 最終処分量の推移	25
3-4 ごみ処理経費の推移	27
3-5 ごみ量の現状と課題	29
第2章 ごみ減量に向けた目標値と実現手段	34
1 当初計画における目標値の達成状況と「目標値」の設定方法	34
1-1 当初計画における目標値の達成状況	34
1-2 「目標値」の設定方法	38
2 ごみ減量に向けた5年後の目標値と実現手段	39
2-1 減量化に向けた5つの目標値	39
2-2 目標値実現に向けての ^{スリー} 3ステップ	42
第3章 施策	45
1 市民・事業者・行政の役割	45
2 施策の体系	49
2-1 ごみ減量・資源化計画	50
2-2 収集運搬・分別排出管理計画	56

2-3	中間処理計画	60
2-4	最終処分計画	63
2-5	事業運営計画	65
第3編 生活排水処理に関すること（生活排水処理基本計画）		
第1章 基本計画の目的と生活排水処理の現状		69
1	生活排水処理基本計画の目的	69
2	生活排水処理の現状	69
2-1	生活排水の排出と処理形態	69
2-2	処理形態別人口とし尿・浄化槽汚泥量の推移	70
第2章 将来指標と施策		73
1	将来指標	73
2	施策の体系	75
2-1	発生・排出管理計画	76
2-2	収集運搬計画	78
2-3	中間処理計画	78
2-4	最終処分計画	80
2-5	事業運営計画	81
第4編 計画の推進に関すること		
第1章 計画の推進		83
1	計画の推進体制	83
2	計画の進行管理	83
2-1	計画の点検・評価	83
2-2	点検・評価結果の報告	84
2-3	情報の共有	84

第1編
計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 基本計画の枠組み

1-1 計画の背景と目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の規定により、市町村は、区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理に関する計画を定め、その計画に従って、区域内における一般廃棄物を収集し、運搬し、そして処分しなければならないこととされています。

この計画を一般廃棄物処理計画といい、次の2つの計画を指します。

- ①一般廃棄物処理基本計画・・・ 長期的視点に立った基本方針として、今回定める計画
- ②一般廃棄物処理実施計画・・・ 基本計画に基づき、各年度における一般廃棄物の排出抑制、減量化・資源化の推進、収集、運搬、処分等について毎年度定める計画

一般廃棄物処理基本計画は、10～15年の長期計画として策定し、概ね5年ごとに見直し（改訂）を行うほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直すことが適切とされています。

本市における当初計画は、平成28年3月に策定し、令和7年度を最終目標年度としています。

当初計画の策定から概ね5年が経過したことを受けて、廃棄物処理に関する新技術の開発や法体系の改正、市民意識の変化等を踏まえ、社会情勢や自然災害などに的確に対応して廃棄物行政を推進するため、これまでの取組を評価・検証し、計画の見直しを行うこととしました。

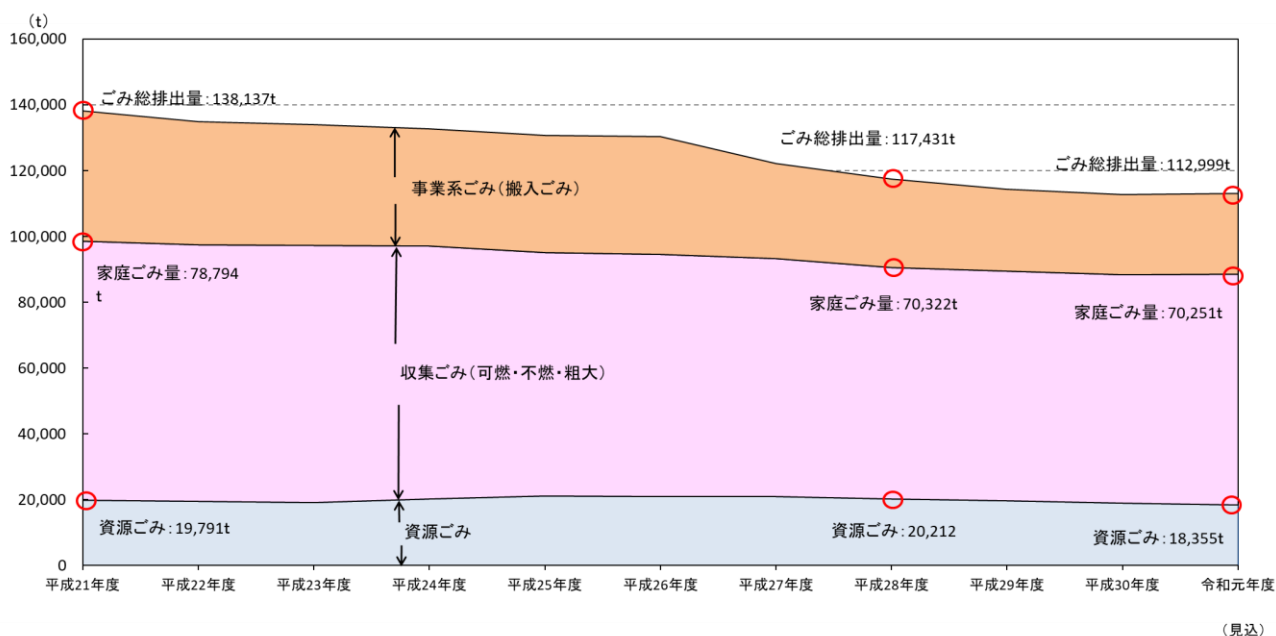
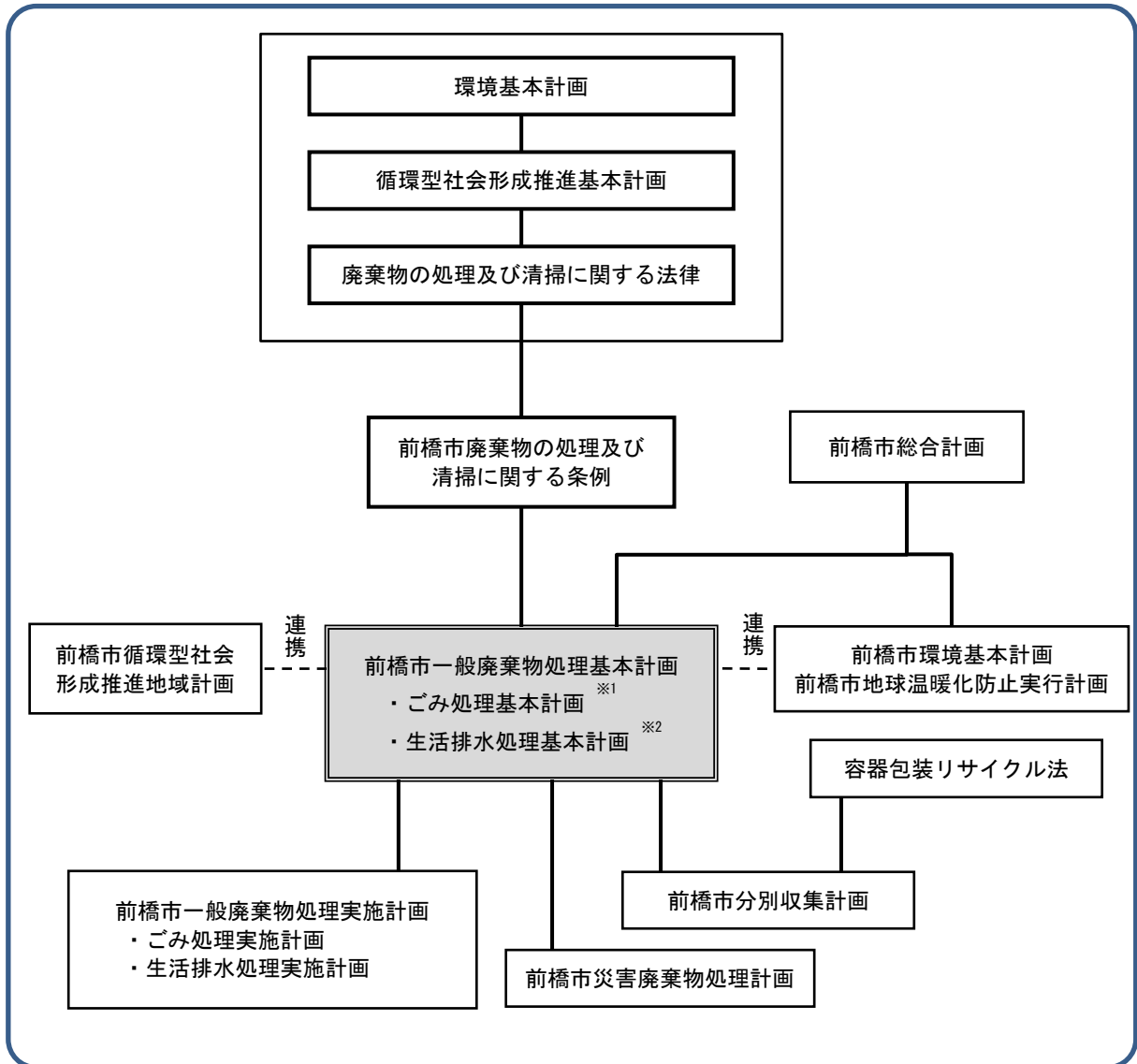


図1-1 当初計画期間におけるごみ量の推移

1-2 計画の位置づけ

前橋市一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づく計画であるとともに、第七次前橋市総合計画を推進するための個別計画で、かつ、前橋市環境基本計画や前橋市循環型社会形成推進地域計画（廃棄物処理施設の整備に関する計画）とも連携して施策を推進するための計画です。

また、一般廃棄物処理計画に基づき処理する一般廃棄物のうち容器包装については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく分別収集計画を策定しています。



※1 ごみ処理基本計画＝「第2編 ごみ処理に関すること（ごみ処理基本計画）」

※2 生活排水処理基本計画＝「第3編 生活排水処理に関すること（生活排水処理基本計画）」

図 1-2 計画の位置づけ

表 1-1 一般廃棄物処理基本計画に関する法律、条例、計画

法律・条例・計画の名称	条 文 ・ 内 容
環境基本計画	<p>環境基本計画は、環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、国が定めたものです。</p> <p>今日の環境に関する社会状況や課題を幅広くかつ的確に把握し、長期的な視野に立って国の環境政策の方向性を示したもので、全ての環境政策の根本となる計画です。</p>
循環型社会形成推進基本計画	<p>循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国が定めたものです。</p> <p>地球規模での循環型社会の形成に貢献するとともに、3Rの推進など国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくための計画です。</p> <p>国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、令和 7 年度を目標年度とした第四次循環型社会形成推進基本計画を平成 30 年度に策定し、持続可能な社会づくりとの統合的取組を進めるとしています。</p> <p>また、県は、平成 28 年度に策定した群馬県循環型社会づくり推進計画で、令和元年度の目標値を定めており、現在、新たな計画の策定を進めています。</p>
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	<p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p>第 6 条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項</p> <p>3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。</p> <p>4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p>
前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	<p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p>第 2 条 市長は、一般廃棄物の処理について一般廃棄物処理計画を定めたとき又は一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、告示するものとする。</p>
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	<p>(市町村分別収集計画)</p> <p>第 8 条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3 年ごとに、5 年を 1 期とする当該市町村の区</p>

<p>(容器包装リサイクル法)</p>	<p>域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 市町村分別収集計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めるとともに、当該市町村が廃棄物処理法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。</p> <p>4～5 省略</p> <p>※前橋市分別収集計画は、第8条第1項に基づく計画</p>
<p>前橋市循環型社会形成推進地域計画</p>	<p>循環型社会形成推進地域計画は、地域における廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示すもので、ごみ減量等の目標を設定し、その目標を達成するための施策や、整備すべき施設の内容を定めるものです。</p> <p>この計画に位置付けられた施設の整備費用は、国の循環型社会形成推進交付金の交付対象となります。</p>

1-3 計画の基本事項

1) 対象区域

計画の対象とする区域は、前橋市の区域です。

2) 対象廃棄物

計画の対象とする廃棄物は、生活排水を含む一般廃棄物です。

3) 計画期間

計画の対象とする期間は、次のとおりです。

中間見直し後の計画期間（後期計画期間）：令和3年度～令和7年度の5年間

（当初計画期間：平成28年度～令和7年度の10年間）

計画目標年度（計画目標年次）：令和7年度

表 1-2 前橋市一般廃棄物処理基本計画の計画期間

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
前橋市 一般廃棄物処理基本計画	◎				◎					◎
	当初計画期間									
						後期計画期間				
	当初計画初年度				見直し年度	後期計画初年度				

1-4 市民・事業者の意識・ニーズ・意見の反映方法

市民・事業者の意識等については、次により計画に反映しました。

1) 廃棄物減量等推進審議会の開催

市長が委嘱した委員（学識経験者、市民、事業者、廃棄物処理業者等）による審議

2) パブリックコメントの実施

計画案を公表し、市民、事業者等の意見を募集

持続可能なまちづくり（都市基盤）

第七次前橋市総合計画では、将来都市像として「新しい価値の創造都市・前橋」を掲げ、「地域経営」というキーワードのもとに施策体系を形成しています。

都市将来像の実現を実現するためには、市民、企業・団体、行政それぞれが、3つの行動指針を念頭に置きながら、「他人ごと」ではなく「自分ごと」として、地域の課題を捉え、自主的・自立的に課題解決を図っていくことが大切としています。

1. 認め合い、支え合う

2. つながり、創造する

3. 未来への責任を持つ

また、まちづくりの方向性として、「持続可能なまちづくり（都市基盤）」を進め、地球温暖化の抑制、環境負荷を低減した循環型社会の実現により、恵豊かな自然を生かした良好な生活環境を構築することを目標としています。

一般廃棄物処理基本計画は、総合計画の将来都市像に合致すべきものであることから、これをもって「目指すべき姿」とします。

なお、第七次前橋市総合計画の改訂版（令和3年3月策定予定）においては、SDGs※の推進についても掲げています。その中では、SDGsの理念に沿った、経済・社会・環境の3側面における新しい価値の創造を通して17の持続可能な開発目標を実現させていくとしています。本市の一般廃棄物処理についても、これを適正に推進することで、関連する目標を実現することにつながると考えます。



※SDGs（エスディーゼーズ）：平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。

第2編
ごみ処理に関すること
(ごみ処理基本計画)

第1章 基本計画の目的とごみ処理の現状

1 ごみ処理基本計画の目的

ごみ処理基本計画は、「持続可能なまちづくり（都市基盤）」を目指すべき姿として、みんなの力を合わせ「ごみを発生させない（環境負荷やコスト負担を最小限にする）」、「ごみをリサイクルする」、「ごみを適正に処理する」ために、ごみ減量に向けた目標値と基本となる施策を定めます。

1-1 基本方針

計画には、次の4項目を基本方針に据え、事業を推進します。

基本方針
1

発生・排出抑制の促進

＜ごみを発生させない＞

環境負荷やコスト負担を最小限にするためには、ごみの発生を抑制し、不用品の再利用を促進することが効果的です。

基本方針
2

循環的利用の促進

＜ごみをリサイクルする＞

排出されたごみの再利用、再生利用、熱回収など、循環的利用（本市では総称して「リサイクル」と呼ぶこととします。）を促進し、環境負荷を低減することが求められています。

基本方針
3

適正かつ効果的な処理の推進

＜ごみを適正に処理する＞

ごみを収集し、処理し、処分するに至る各段階においても、資源・エネルギーの活用を極力図り、環境への負荷を最小限とする適正なごみ処理を推進することが大切です。

基本方針
4

市民・事業者・市の連携

＜みんなの力を合わせる＞

ごみ処理における様々な場合において、市民・事業者が参画・協力できる体制をできる限り作り、積極的な参加を推進する必要があります。

これにより、市民・事業者・市の連携の強化を図るとともに、情報を共有し、生かす仕組みを作ることを目指します。

2 ごみ処理の形態

2-1 ごみの排出区分と処理形態

家庭や事業所から排出（収集・搬入）される資源・ごみは、以下のとおり処理しています。

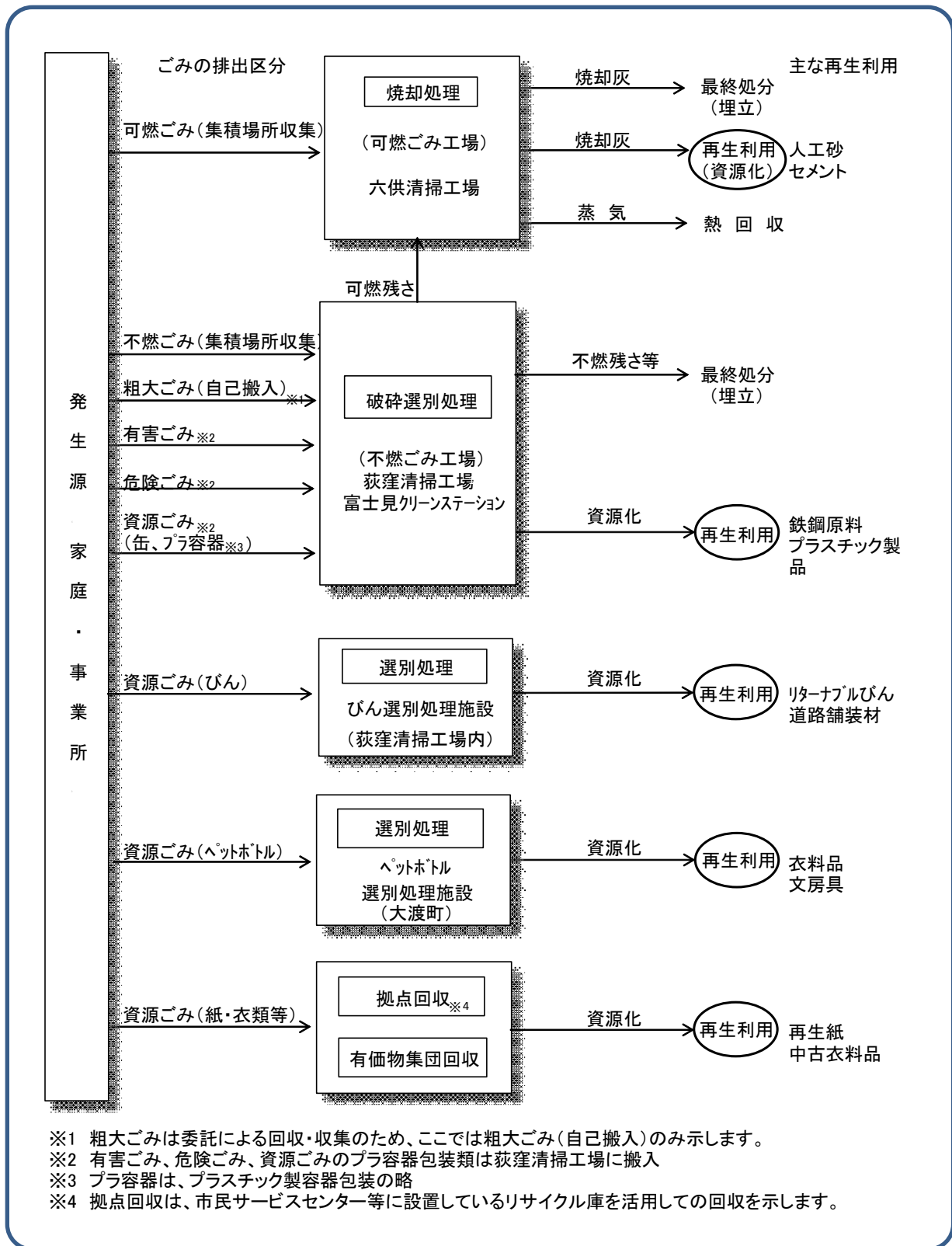


図 2-1 ごみの排出区分と処理の形態

2-2 家庭ごみの出し方と収集形態

家庭から排出される資源・ごみは、市民の理解と協力を得て、次の区分で分別収集しています。

表 2-1 分別収集区分

区分	主な品目	出し方	収集頻度	収集方法	収集主体	
可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品など	指定ごみ袋	2回/週	※1 ステーション収集	直営・委託	
不燃ごみ	金属類、割れたり汚れたびん、陶磁器類など	指定ごみ袋	1回/月			
粗大ごみ	自転車、家具、家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除く）など	/	1回/年	※2 自治会回収	委託	
			随時	戸別収集		
危険ごみ	スプレー缶、カセットボンベ、ライター	コ ン テ ナ ボ ツ ク ス	1回/2週	※1 ステーション収集	直営・委託	
有害ごみ	使用済み乾電池、水銀式体温計					透明・半透明の袋
	蛍光管					紙に包む
資源ごみ	プラ容器	カップ・トレイ・パック類、袋類、ボトル類など	指定ごみ袋	3回/月	※1 ステーション収集	直営・委託
	びん	飲料用、食品用、調味料用、化粧品用のびん	コンテナボックス	1回/2週		
	缶	飲料用、食品用の缶	指定ごみ袋			
	ペットボトル	飲料用、酒類用、しょう油などのボトル	指定ごみ袋			
	紙	新聞紙、段ボール、雑誌、紙パック、雑古紙	品目別に紐で縛る	1回/2週	※1 ステーション収集	委託
				随時	拠点回収	委託
				随時	有価物集団回収	民間
	衣類等	衣類、バッグ、靴、ぬいぐるみなど	透明・半透明の袋	1回/2週	※1 ステーション収集	委託
				随時	拠点回収	委託
				随時	有価物集団回収	民間
使用済小型家電	掃除機、デジタルカメラ、家庭用ゲーム機など	回収ボックス	随時	拠点回収	直営	
		段ボール		宅配便回収	民間	
廃食用油	サラダ油、ごま油、オリーブオイルなど	回収ボックス	随時	拠点回収	委託	
在宅医療廃棄物	医療用注射針	専用容器	随時	拠点回収	委託	

※1 ステーション収集は、集積場所からの収集の略

※2 自治会回収は、自治会単位による集団回収の略

2-3 収集運搬と処理方法

1) 収集運搬

現在、家庭から排出される資源・ごみの収集運搬は、市直営と民間委託により行っています。

2) 中間処理

現在、下記の区分に示す資源・ごみは、市の中間処理施設（5施設）で適正に処理（焼却処理・選別処理・破碎処理）を行っています。

表 2-2 中間処理施設の主な稼働状況

施設の用途及び名称		区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ (自己搬入のみ)	資源ごみ				
						プラスチック製容器包装	びん	空き缶	ペットボトル	
中間 処理 施設	焼却処理	六供清掃工場	○	-	-	-	-	-	-	
	選別 処理	破碎処理	荻窪清掃工場	-	○	○	○	-	○	-
			富士見クリーンステーション	-	○	○	-	-	○	-
		びん選別処理施設	-	-	-	-	○	-	-	
		ペットボトル選別処理施設	-	-	-	-	-	-	○	

3) 最終処分

現在、焼却処理した灰（焼却灰）や選別処理した残さ（破碎不燃物）は、最終処分場へ埋め立てています。

3 ごみ処理の現状と課題

3-1 ごみ量の推移

1) ごみ総排出量の推移

令和元年度のごみ総排出量（112,999.0 t）は、平成27年度（122,120.8 t）に比べ、9,121.8 t（約7.5%）減少しました。

「家庭ごみ」と「事業系ごみ」の量の割合は、概ね8:2となっています。

また、令和元年度の「資源ごみ」の量（18,354.6 t）は、平成27年度（20,910.4 t）に比べ、2,555.8 t（約12.2%）減少しました。

表2-3 ごみ総排出量の推移

（単位:t）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
家庭ごみ		93,284.1	90,533.8	89,358.9	88,422.1	88,605.9	
収集 ごみ	ごみ	72,373.7	70,321.8	69,760.3	69,477.1	70,251.2	
	可燃ごみ(集積場所収集)	68,260.9	66,404.9	65,852.4	65,506.2	66,187.8	
	不燃ごみ(集積場所収集)	2,824.5	2,636.9	2,616.8	2,635.1	2,651.1	
	粗大ごみ(自治会回収・戸別収集)	1,288.3	1,280.0	1,291.2	1,335.7	1,412.4	
資源 収集 ・ 資源 回収	資源ごみ	20,910.4	20,212.1	19,598.6	18,945.1	18,354.6	
	可燃性 資源	プラスチック	1,847.0	1,816.2	1,863.2	1,912.0	1,932.7
		ペットボトル	858.5	847.1	857.2	891.4	892.8
		紙	13,334.1	12,718.5	12,174.1	11,429.2	10,947.6
		衣類等	636.6	732.6	776.8	792.2	810.2
		廃食用油	8.0	9.0	8.8	9.5	9.8
	不燃性 資源	びん	3,170.7	3,014.7	2,919.0	2,904.4	2,779.5
		缶	978.2	928.7	846.1	832.1	830.5
		使用済小型家電	75.7	143.3	153.4	174.4	151.5
在宅医療廃棄物		1.6	2.0				
事業系ごみ(搬入ごみ)		28,836.7	26,897.5	24,991.5	24,230.6	24,393.1	
合計(ごみ総排出量)		122,120.8	117,431.3	114,350.3	112,652.8	112,999.0	
人口(9月末人口)		339,440	338,705	338,001	337,543	336,284	

【新型コロナウイルス感染拡大による影響】

令和2年度第3四半期までのごみの総排出量は前年度に比べ横ばいで推移してきています。ただし、その内訳をみると、家庭系ごみが増加している一方で事業系可燃ごみが大幅に減少しているという特徴的な傾向があります。また、その増減幅も変動があり、令和2年度のごみ排出量の予測を困難にしています。新型コロナウイルス感染拡大による在宅時間の増加等が要因とみられますが、この傾向が一時的なものなのか常態化するのかは、今後も注意深く見守っていく必要があります。

(備考)

- 1 ごみ量の推移は、当初計画の策定年度である平成 27 年度以降を表記
- 2 「収集ごみ（ごみ）」と「資源収集・資源回収（資源ごみ）」とを合わせ「家庭ごみ」、「搬入ごみ」を「事業系ごみ」と表記
- 3 危険ごみ・有害ごみは、不燃ごみに含む。
- 4 「可燃性資源」の量の合計は 16 ページ、「不燃性資源」の量の合計は 18 ページ、「ごみ」と「資源ごみ」との関係（「資源ごみ」への分別排出割合）は、可燃は 16 ページ、不燃は 18 ページに記載。
- 5 ごみ量の推移
 - (1) 平成 27 年度と令和元年度との比較は、下記に掲載
 - (2) 1 人 1 日当たりの「ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ）」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」、「事業系ごみ（搬入ごみ）」のそれぞれの量と、これらの量を合計した「1 人 1 日当たりのごみ総排出量」等は、次ページに掲載

(単位:t)

区分	平成27年度	令和元年度		増減 (t)	増減率
家庭ごみ	93,284.1	88,605.9	➔	△ 4,678	5.0%減
ごみ	72,373.7	70,251.2		△ 2,123	2.9%減
資源ごみ	20,910.4	18,354.6		△ 2,556	12.2%減
事業系ごみ（搬入ごみ）	28,836.7	24,393.1		△ 4,444	15.4%減
合計	122,120.8	112,999.0		△ 9,122	7.5%減

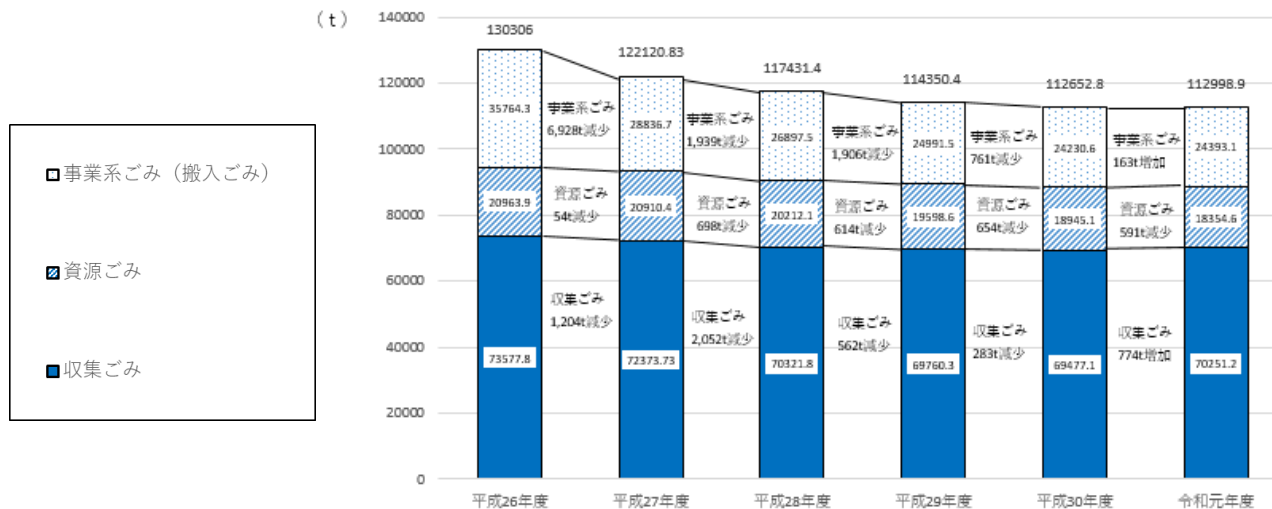


図 2-3 各ごみ量の推移

2) 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

「1人1日当たりのごみ総排出量」は、令和元年度に増加しましたが、全体としては減少傾向にあります。分別排出による「資源ごみ」の量は、毎年度減少しています。

表2-4 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

(単位：g/人・日)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
家庭用ごみ	①ごみ（可燃・不燃）	572	558	555	553	559
	可燃ごみ（集積場所収集）	549	537	534	532	538
	不燃ごみ（集積場所収集）	23	21	21	21	22
	②粗大ごみ（自治会回収・戸別収集）	10	10	10	11	11
	③資源ごみ	168	163	159	154	149
	可燃性資源	134	130	127	122	119
	不燃性資源	34	33	32	32	31
④事業系ごみ（搬入ごみ）		232	218	203	197	198
合計（1人1日当たりのごみ総排出量） （①+②+③+④）		983	950	927	914	918
ごみ（可燃・不燃・粗大・事業系） （①+②+④）		815	786	768	761	769
資源ごみ（③）		168	163	159	154	149
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 （資源ごみを含まない） （①+②）		583	569	565	564	571

※ 本表においては、市民が集積場所に排出する「1人1日当たりのごみ量」を把握するため、「可燃ごみ・不燃ごみ」と「粗大ごみ」とを分けて集計

3) 家庭ごみの量の推移

○家庭ごみ（「収集ごみ（可燃・不燃・粗大の合計）」と「資源ごみ」）の量の推移

家庭ごみは減少傾向にあります。また、「ごみ」と「資源ごみ」の量の割合をみると、平成27年度は77：23でしたが、令和元年度は79：21と、「資源ごみ」の割合が減少しました。

これは、「紙」や「びん・金属」の資源ごみの量が減ったことによるものです。

表2-5 家庭ごみ（ごみと資源ごみ）の量の推移

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
家庭ごみ		93,284.1	90,533.8	89,358.9	88,422.1	88,605.9	
収集ごみ	ごみ	72,373.7	70,321.8	69,760.3	69,477.1	70,251.2	
	可燃ごみ（集積場所収集）	68,260.9	66,404.9	65,852.4	65,506.2	66,187.8	
	不燃ごみ（集積場所収集）	2,824.5	2,636.9	2,616.8	2,635.1	2,651.1	
	粗大ごみ（自治会回収・戸別収集）	1,288.3	1,280.0	1,291.2	1,335.7	1,412.4	
資源収集・資源回収	資源ごみ	20,910.4	20,212.1	19,598.6	18,945.1	18,354.6	
	可燃性資源	プラスチック容器	1,847.0	1,816.2	1,863.2	1,912.0	1,932.7
		ペットボトル	858.5	847.1	857.2	891.4	892.8
		紙	13,334.1	12,718.5	12,174.1	11,429.2	10,947.6
		衣類等	636.6	732.6	776.8	792.2	810.2
		廃食用油	8.0	9.0	8.8	9.5	9.8
	不燃性資源	びん	3,170.7	3,014.7	2,919.0	2,904.4	2,779.5
		金属（缶）	978.2	928.7	846.1	832.1	830.5
		使用済小型家電	75.7	143.3	153.4	174.4	151.5
		在宅医療廃棄物	1.6	2.0	0.0	0.0	0.0
人口（9月末人口）		339,440	338,705	338,001	337,543	336,284	
合計（1人1日当たりのごみ総排出量）		751	732	724	718	720	
ごみ	ごみ	583	569	565	564	571	
	可燃ごみ（集積場所収集）	549	537	534	532	538	
	不燃ごみ（集積場所収集）	23	21	21	21	22	
	粗大ごみ（自治会回収・戸別収集）	10	10	10	11	11	
	資源ごみ	168	163	159	154	149	

※ 在宅医療廃棄物は、平成29年度以降は事業系ごみ（搬入ごみ）に含めて計上している。

○家庭で分別排出される「可燃ごみ」と「可燃性資源」の量の推移

表 2-6 可燃ごみ・可燃性資源の量の推移

(単位：t)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
① 可燃ごみ (集積場所収集)	68,260.9	66,404.9	65,852.4	65,506.2	66,187.8
② 可燃性資源	16,684.2	16,123.4	15,680.1	15,034.2	14,593.1
1) プラ容器	1,847.0	1,816.2	1,863.2	1,912.0	1,932.7
2) ペットボトル	858.5	847.1	857.2	891.4	892.8
3) 紙※1	13,334.1	12,718.5	12,174.1	11,429.2	10,947.6
4) 衣類等※1	636.6	732.6	776.8	792.2	810.2
5) 廃食用油	8.0	9.0	8.8	9.5	9.8
合計 (①+②)	84,945.1	82,528.2	81,532.4	80,540.4	80,780.9

(単位：人)

人口 (9月末日)	339,440	338,705	338,001	337,543	336,284
-----------	---------	---------	---------	---------	---------

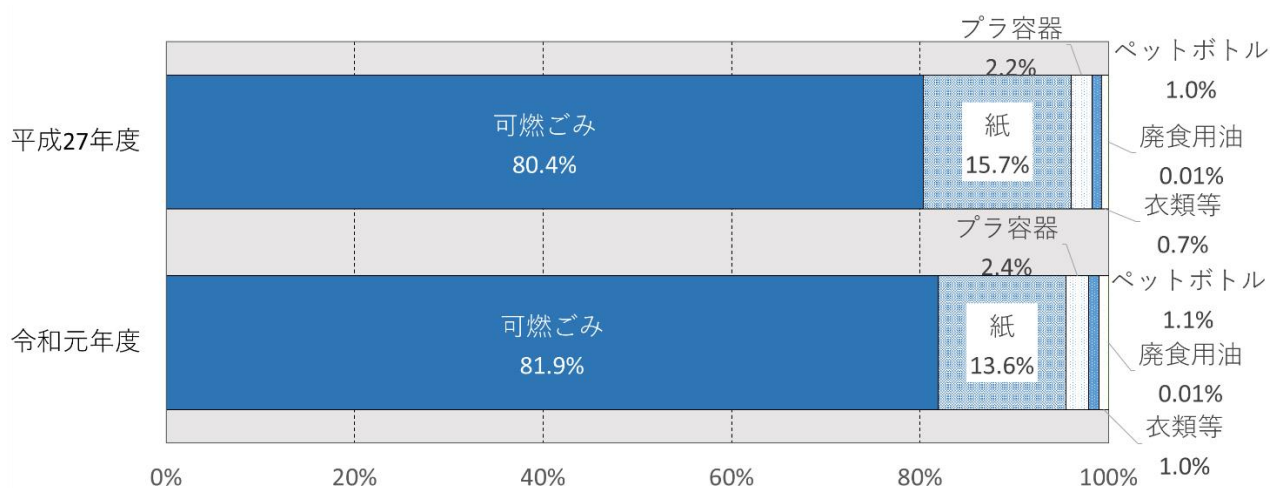
(単位：g/人・日)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
③ 1人1日当たりの可燃ごみ	549	537	534	532	538
④ 1人1日当たりの可燃性資源	134	130	127	122	119
1) プラ容器	15	15	15	16	16
2) ペットボトル	7	7	7	7	7
3) 紙※1	107	103	99	93	89
4) 衣類等※1	5	6	6	6	7
5) 廃食用油	0	0	0	0	0
合計 (③+④)	684	668	661	654	656

※1 「紙」と「衣類等」の回収と収集の方法は、自治会等が行う有価物集団回収、リサイクル庫を活用した拠点回収と、集積場所を活用したステーション収集の3方式

※2 「1人1日当たりの量」が1gに満たない場合は、小数点以下で表記

図 2-4 家庭ごみ (可燃) の分別排出割合



参考 「資源ごみ」への分別排出割合 (可燃)

(単位：%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資源ごみへの分別割合 (可燃) ※	20	20	19	19	18

※ 資源ごみへの分別排出割合 (可燃) = 可燃性資源の量 ÷ (可燃ごみの量 + 可燃性資源の量) × 100

※ 「資源ごみへの分別排出割合 (不燃)」は 18 ページ

【可燃ごみなどの収集量】

家庭から排出される「可燃ごみ」の量は年々減少し、令和元年度は、平成 27 年度に比べ、約 2,000 t 減少しました。

また、分別による「可燃性資源（プラ容器、ペットボトル、紙、衣類等、廃食用油）」の量は減少傾向にあり、令和元年度は、平成 27 年度に比べ、約 2,000 t 減少しました。

これは、「紙」の回収量の減少が大きな要因です。

この結果、「可燃ごみ」と「可燃性資源」の量の分別排出割合は、平成 27 年度は 80 : 20 でしたが、令和元年度は 82 : 18 となりました。

- ・ 可燃性資源のうち、「紙」の量は、減少傾向で推移しています。これは、新聞発行部数の急激な減少が主な要因と推測しています。

新聞は、自治会等が行う有価物集団回収の品目である「紙類」の約 6 割を占めてきた主力品目で、その急激な減少は、今後の活動に影響を与える可能性があります。

- ・ 日本新聞協会の新聞発行部数調べ

: 平成 27 年 4,425 万部 → 28 年 4,328 万部 (△97 部) → 29 年 4,213 万部 (△115 部) → 30 年 3,990 万部 (△223 部) → 令和元年 3,781 万部 (△209 部)

- ・ 「プラ容器」と「ペットボトル」の量は、年々増加しています。
- ・ 「廃食用油」は、市民サービスセンター等での拠点回収を平成 26 年度から開始しました。

【1 人 1 日当たりの排出量】

「1 人 1 日当たりの可燃ごみ」の量は減少しており、令和元年度は、平成 27 年度に比べ、11 g 減少しました。1 人 1 日当たりの「可燃性資源」の量は減少しており、令和元年度は、平成 27 年度に比べ、15 g 減少しました。両者の増減量を比べると、「可燃ごみ」よりも「可燃性資源」が減少となりました。

このことは、市民が「可燃性資源」として分別した量より、マイバッグ持参運動や生ごみ水切りダイエットなどによる可燃ごみの「発生抑制」を行った量の方が多ことを示しており、ごみの減量化意識が高まってきている結果と捉えられます。

※ 1 人 1 日当たりの可燃ごみの量 : 27 年度 (549g) → 元年度 (538g) 11 g 減少

1 人 1 日当たりの可燃性資源の量 : 27 年度 (134g) → 元年度 (119g) 15 g 減少

しかし、集積場所に排出された「可燃ごみ」の袋の中には、資源化ができそうな紙やプラ容器などが含まれていることが少なくありません。

○家庭で分別排出される「不燃ごみ」と「不燃性資源」の量の推移

表 2-7 不燃ごみ・不燃性資源の量の推移

(単位：t)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
① 不燃ごみ	2,824.5	2,636.9	2,616.8	2,635.1	2,651.1
② 不燃性資源	4,226.2	4,088.7	3,918.5	3,910.9	3,761.5
1) びん	3,170.7	3,014.7	2,919.0	2,904.4	2,779.5
2) 缶	978.2	928.7	846.1	832.1	830.5
3) 使用済小型家電	75.7	143.3	153.4	174.4	151.5
4) 在宅医療廃棄物	1.6	2.0	0.0	0.0	0.0
合計 (①+②)	7,050.7	6,725.6	6,535.3	6,546.0	6,412.6

(単位：人)

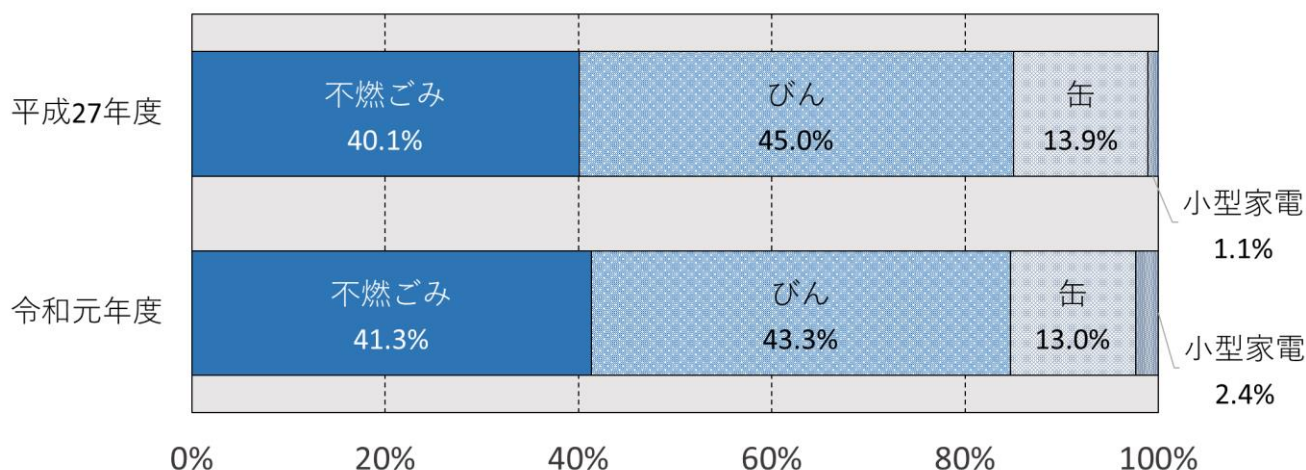
人口 (9月末日)	339,440	338,705	338,001	337,543	336,284
-----------	---------	---------	---------	---------	---------

(単位：g/人・日)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
③ 1人1日当たりの不燃ごみ	23	21	21	21	22
④ 1人1日当たりの不燃性資源	34	33	32	32	31
1) びん	26	24	24	24	23
2) 缶	8	8	7	7	7
3) 使用済小型家電	1	1	1	1	1
4) 在宅医療廃棄物 ※	0.01	0.02	0.00	0.00	0.00
合計 (③+④)	57	54	53	53	52

※1「1人1日当たりの量」が1gに満たない場合は、小数点以下で表記。なお、平成29年度以降は事業系ごみに含めて計上しているため、在宅医療廃棄物としての計上はない。

図 2-5 家庭ごみ（不燃の）分別排出割合



参考「資源ごみ」への分別排出割合（不燃）

(単位：%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資源ごみへの分別割合（不燃）※	60	61	60	60	59

※資源ごみへの分別排出割合（不燃）＝不燃性資源の量÷（不燃ごみの量+不燃性資源の量）×100

※「資源ごみへの分別排出割合（可燃）」は16ページ

【不燃ごみなどの収集量】

家庭から排出される「不燃ごみ」の量は減少傾向でしたが、平成 30 年度からやや増加傾向です。令和元年度は平成 27 年度と比べ約 173 t 減少（人口は 3,156 人、約 0.9%減）しました。

また、「不燃性資源」の量も、令和元年度は、平成 27 年度に比べ約 465 t 減少しました。

「不燃ごみ」と、びん、缶などの「不燃性資源」の量の排出割合は、令和元年度の割合は 41 : 59、平成 27 年度は 40 : 60 と不燃性資源が減少しています。

なお、「不燃性資源」の量の減少傾向は、びん・缶の容器の軽量化や、これらの容器の紙パック・ペットボトル化によるものと推測しています。

【1人1日当たりの排出量】

平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で、「不燃ごみ」はほぼ横ばい、「不燃性資源」の量はやや減少でした。

○粗大ごみ量（自治会回収・戸別収集）の推移

家庭から排出される「粗大ごみ」の量は、増加傾向にあります。

令和元年度（1,412t）は、平成 27 年度（1,288t）に比べ、約 124 t 増加し、1人1日当たりの粗大ごみの量も増加しました。

これは、生活スタイルに合った家財道具を保有したり、整理したりしようとするなど、生活における意識と考え方の変化によるものが大きいと考えられます。

表 2-8 粗大ごみ量の推移

(単位：t)						
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
粗大ごみ	1,288.3	1,280.0	1,291.2	1,335.7	1,412.4	
(単位：人)						
人口（9月末日）	339,440	338,705	338,001	337,543	336,284	
(単位：g/人・日)						
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
1人1日当たりの粗大ごみ	10	10	10	11	11	

4) 事業系ごみ（搬入ごみ）量の推移

事業系ごみ（搬入ごみ）量は減少傾向にあり、令和元年度（24,393t）は、平成27年度（28,836t）に比べ、4,443t 減少しました。

表 2-9 事業系ごみ（搬入ごみ）量の推移

(単位：t)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業系ごみ（搬入ごみ）	28,836.7	26,897.5	24,991.5	24,230.6	24,393.1

3-2 中間処理量の推移

1) 焼却処理量の推移

焼却処理量は、平成 29 年度から令和元年度までの桐生市への委託処理（六供清掃工場の延命化工事に伴い、平成 29 年度 4,354.9t、30 年度 3,388.1t、令和元年度 989.1t の可燃ごみを、桐生市清掃センターで焼却処理）を踏まえると、可燃ごみ量の減少に伴い、減少傾向にあると言えます。

令和元年度（88,630t）は、平成 27 年度（95,326t）に比べ、6,696 t（約 7.0%）の減少となりました。

また、令和元年度における六供清掃工場、亀泉清掃工場、大胡クリーンセンターでの焼却処理量の割合は、89：4：7 でした。

表 2-10 清掃工場における焼却処理量の推移

(単位：t)					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
焼却処理量	95,326	93,407	85,228	85,549	88,630
六供清掃工場	80,825	83,050	71,045	70,549	78,963
亀泉清掃工場	4,700	2,913	4,248	4,769	3,808
大胡クリーンセンター	9,801	7,444	9,935	10,231	5,859

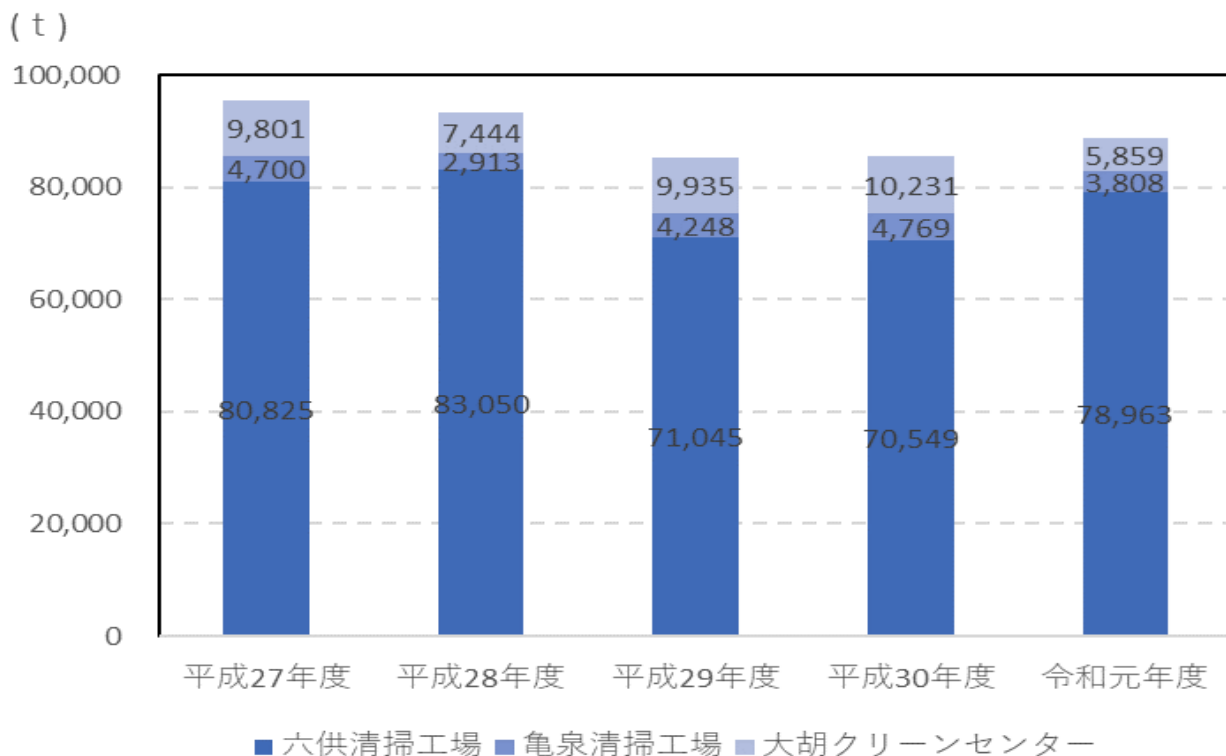


図 2-6 清掃工場における焼却処理量の推移

2) 破碎・選別処理量の推移

破碎・選別処理量は、不燃ごみ量の減少に伴い減少していましたが、平成30年度から増加傾向に転じました。

令和元年度（5,722t）は、平成27年度（6,204t）に比べ、482t減少し、率にすると7.8%の減少となりました。

また、令和元年度における荻窪清掃工場、富士見クリーンステーションでの破碎・選別処理量の割合は、88：12でした。

表 2-11 破碎・選別処理量の推移

		(単位：t)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
破碎・選別処理量		6,204	5,994	5,014	5,335	5,722
	荻窪清掃工場	4,474	4,532	4,429	4,615	5,020
	富士見クリーンステーション	1,730	1,462	585	720	702

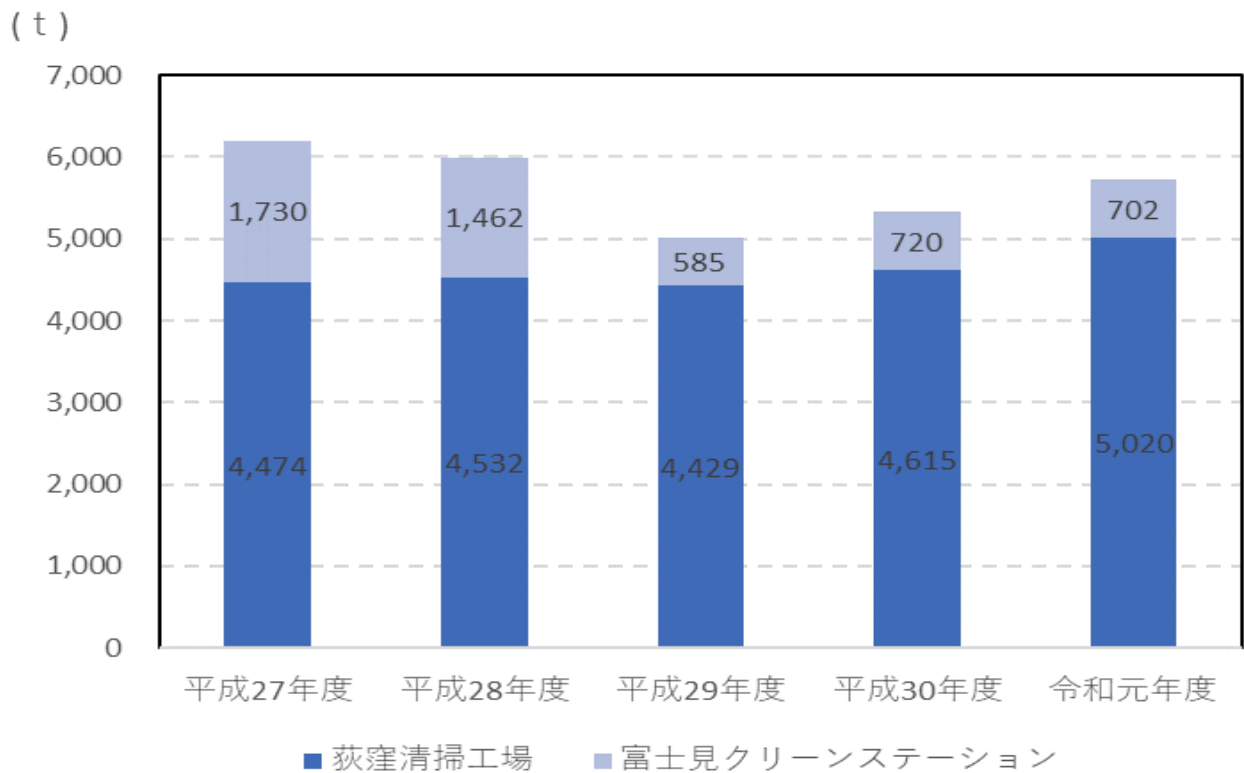


図 2-7 破碎・選別処理量の推移

3) 資源化量の推移（清掃工場での中間処理・経由を含む）

紙のステーション収集を全市域で開始したことに伴い、資源化量は上昇し、令和元年度は22,589.45 tでした。このため、令和元年度の再生利用率（20.0%）は、平成27年度（19.0%）に比べ、1.0ポイント上昇しました。

なお、資源化量は、市民の理解と協力が必要となる「有価物集団回収等による資源化量」が11,827.8 t、「工場や委託の処理による資源量」が10,761.6 tで、その割合は52：48でした。

表 2-12 資源化量・再生利用率の推移

(単位：t)					
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
① 有価物集団回収等による資源化量 (工場等での処理。経由がないもの) ※1	13,978.7	13,534.2	13,043.6	12,324.5	11,827.8
② 処理後の資源化量	9,247.2	9,708.5	11,392.2	10,961.6	10,761.6
1) 可燃性資源	2,371.1	2,377.8	2,473.7	2,550.1	2,607.8
ア 工場	2,360.0	2,370.4	2,466.2	2,540.3	2,600.6
イ その他(売却)	11.1	7.5	7.5	9.8	7.3
2) 不燃性資源	6,876.1	7,330.7	8,918.5	8,411.5	8,153.8
ア 工場	4,336.9	4,176.4	4,034.0	3,917.0	3,898.4
イ 処理・売却	2,458.2	3,116.2	4,543.1	4,113.4	4,070.3
ウ その他	81.0	38.1	341.3	381.1	185.1
合計(①+②)	23,225.8	23,242.7	24,435.8	23,286.1	22,589.4
(単位：t)					
ごみ総排出量(家庭ごみ・事業系ごみ) ※2	122,120.8	117,431.3	114,350.3	112,652.8	112,999.0
(単位：%)					
再生利用率 ※3	19.0	19.8	21.4	20.7	20.0

※1 有価物集団回収等は、自治会等が行う有価物集団回収、リサイクル庫を活用した拠点回収と、集積場所を活用した「紙・衣類等」のステーション収集の3種の資源ごみの回収・収集

※2 再生利用率(%) = 資源化量 ÷ ごみ総排出量 × 100

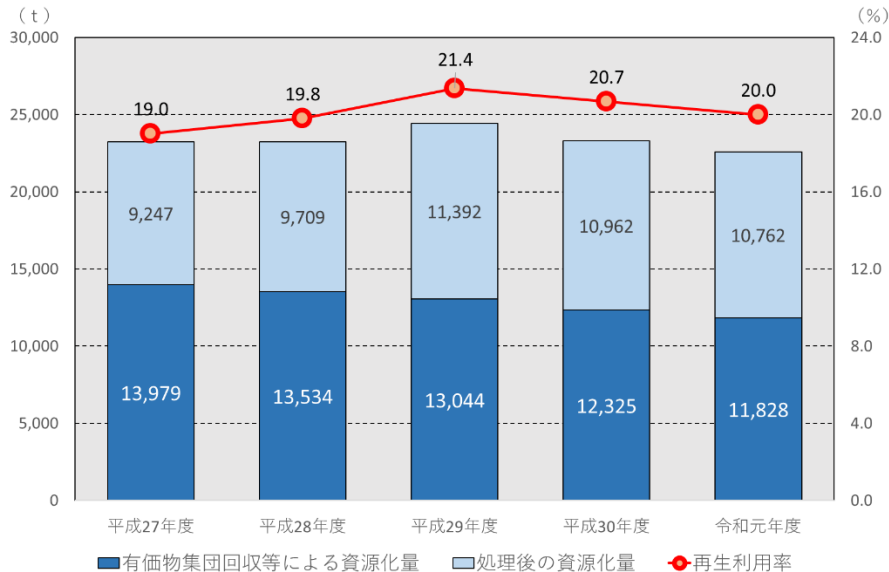


図 2-8 資源化量・再生利用率の推移

下表は、前ページの表 2-12 の太枠部分の内訳です。

表 2-13 資源化量の各区分内訳

(単位：t)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
① 有価物集団回収等による資源化量 (工場等での処理。経由がないもの)※1	13,978.7	13,534.2	13,043.6	12,324.5	11,827.8
1) 紙、衣類等、廃食用油	13,978.7	13,460.1	12,959.7	12,230.8	11,767.6
2) 金属等、小型家電	0.0	74.1	84.0	93.7	60.2
② 処理後の資源化量	9,247.2	9,708.5	11,392.2	10,961.6	10,761.6
1) 可燃性資源	2,371.1	2,377.8	2,473.7	2,550.1	2,607.8
ア 工場	2,360.0	2,370.4	2,466.2	2,540.3	2,600.6
プラ容器	1,501.5	1,520.2	1,609.0	1,648.9	1,707.8
ペットボトル	855.6	847.1	853.9	888.0	889.5
ペットボトルキャップ	2.9	3.1	3.3	3.4	3.3
イ その他(売却)	11.1	7.5	7.5	9.8	7.3
布団	11.1	7.5	7.5	9.8	7.3
2) 不燃性資源	6,876.1	7,330.7	8,918.5	8,411.5	8,153.8
ア 工場	4,336.9	4,176.4	4,034.0	3,917.0	3,898.4
びん(生きびん)	234.5	210.5	210.1	206.0	174.4
びん(カレット)	2,121.8	2,068.4	1,983.4	1,891.9	1,837.3
金属	1,980.6	1,897.6	1,840.5	1,819.2	1,886.7
荻窪清掃工場(スチール)	930.5	902.1	877.4	880.4	947.1
荻窪清掃工場(アルミ)	175.3	183.8	129.7	92.5	133.2
富士見クリンステーション(資源化スチール)	308.2	300.0	294.2	265.8	261.3
富士見クリンステーション(資源化アルミ)	314.6	322.6	325.5	312.4	329.2
富士見クリンステーション(破碎スチール)	207.4	148.1	122.5	146.2	123.4
富士見クリンステーション(破碎アルミ)	19.5	16.7	76.3	103.8	74.1
富士見クリンステーション(純鉄くず)	9.1	11.6	6.5	7.8	7.4
富士見クリンステーション(非鉄金属)	16.1	12.8	8.5	10.4	11.0
イ 処理・売却	2,458.2	3,116.2	4,543.1	4,113.4	4,070.3
焼却灰	1,014.9	1,473.1	2,954.0	2,543.3	2,302.2
粗大ごみ	1,147.9	1,346.5	1,294.3	1,270.8	1,447.2
災害ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
使用済小型家電	75.7	69.2	69.5	80.7	91.3
処理困難物	219.7	227.4	225.4	218.6	229.6
荻窪清掃工場	218.2	217.1	219.5	209.4	219.5
富士見クリンステーション	1.6	10.3	5.9	9.2	10.1
ウ その他	81.0	38.1	341.3	381.1	185.1
合計(①+②)	23,225.8	23,242.7	24,435.8	23,286.1	22,589.4

※1 金属類は、有価物集団回収された鍋などが該当していたが、平成25年度以降対象品目から除外

※2 粗大ごみは、平成23年度から委託処理による資源化を実施

3-3 最終処分量の推移

1) 最終処分量

最終処分量は、ごみの総排出量の減少と焼却灰の資源化の増加に伴い、年々減少しています。令和元年度（10,852 t）は、平成27年度（12,778t）に比べ、1,926 t（約15%）減少しました。

なお、平成22年度から焼却灰を人工砂や熔融スラグ等にする「焼却灰の資源化」を行い、最終処分場の「延命化」を図っています。

表 2-14 最終処分量の推移

		(単位：t)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最終処分量		12,778	12,042	9,962	10,471	10,752
	前橋市最終処分場	10,695	10,346	8,005	8,485	8,782
	富士見最終処分場	2,083	1,696	1,957	1,986	1,970

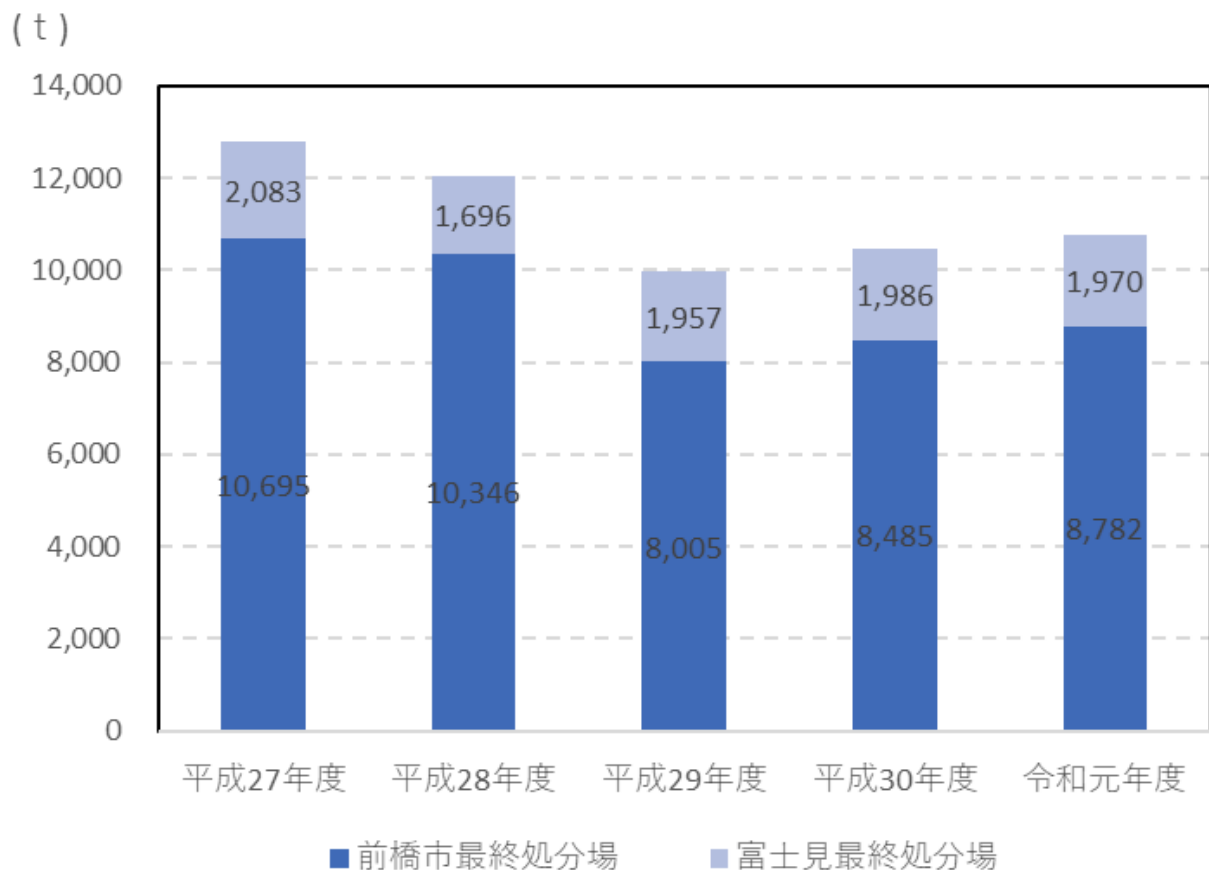


図 2-9 最終処分量の推移

可燃ごみは、焼却処理により焼却灰となり、その重量は12%程度に減少しますが、最終処分場への埋立量の約8割は、この焼却灰が占めています。このため、最終処分場の延命に当たっては、可燃ごみの減量が重要な施策となります。

本市では、焼却灰の資源化を行い、更なる埋立量の減量に努めています。令和元年度の焼却灰の資源化量は2,302 tでした。なお、平成29年度から令和元年度までは可燃ごみの焼却処理の一部を桐生市に委託しているため、資源化量・率が大きくなっています。

表 2-15 焼却灰の資源化量と最終処分量に対する資源化率の推移

(単位：t)					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最終処分量	12,778	12,042	9,962	10,471	10,752
焼却灰の資源化量	1,015	1,473	2,954	2,543	2,302
(単位：%)					
最終処分量に対する資源化率※	7.4	10.9	22.9	19.5	17.6

※ 最終処分量に対する資源化率 (%) = 焼却灰の資源化量 (t) ÷ {最終処分量 (t) + 焼却灰の資源化量 (t)} × 100 (%)

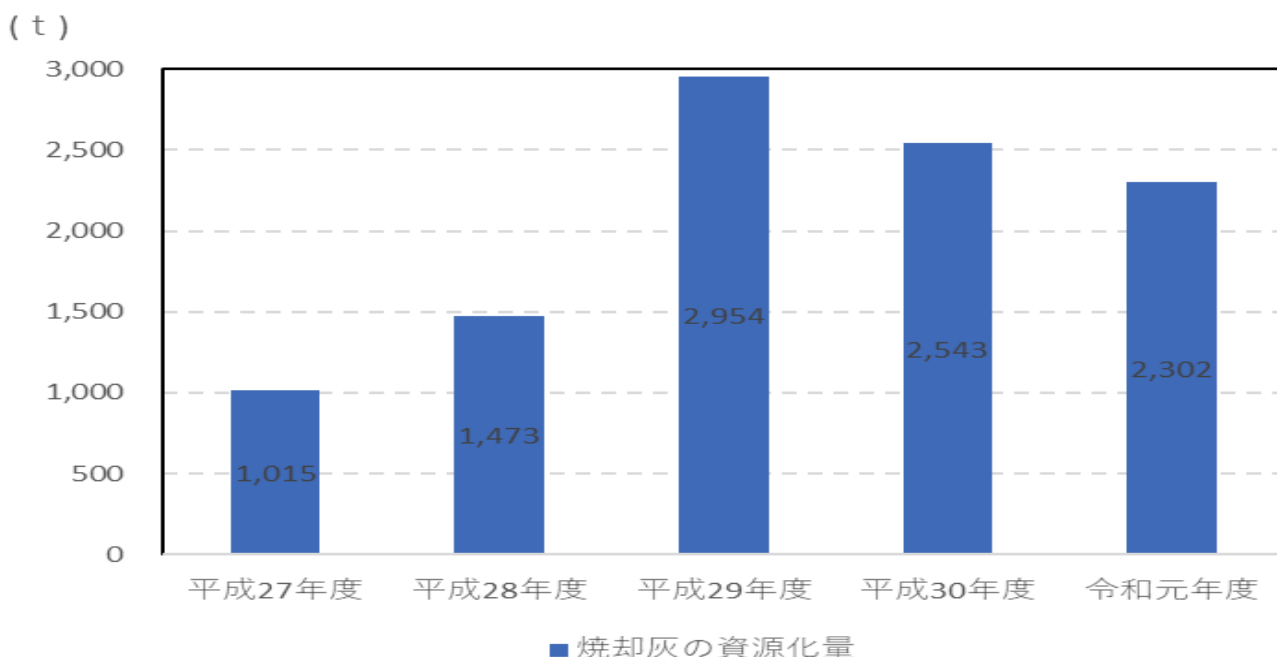


図 2-10 焼却灰の資源化量の推移

※ 最終処分場は、基幹整備工事による延命化（長寿命化）ができない施設といわれています。このため、最終処分場をできるだけ長期間使用するためには、最終処分量の縮減を積極的に推進していく必要があります。

3-4 ごみ処理経費の推移

1) ごみ処理経費

令和元年度のごみ処理経費は、約 78 億円でした。

「ごみ収集運搬費」は、粗大ごみの自治会回収・戸別収集や、紙・衣類等のステーション収集の委託化により増加傾向にあります。逆に「清掃総務費（人件費等）」は減少傾向にあります。

（なお、平成 29 年度から令和元年度までにおける「ごみ焼却費」の伸びは、六供清掃工場延命化工事による維持整備費などの増によるものです。）

また、施設の老朽化による維持整備費の増加に伴い、「ごみ焼却費」や「不燃ごみ処理費」も増加傾向にあります。

表 2-16 ごみ処理経費の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ごみ処理経費合計	3,582,739	3,660,659	8,180,781	7,816,607	7,848,393
清掃総務費（人件費等）	1,222,572	1,186,757	1,179,189	1,146,934	1,168,017
ごみ収集運搬費	876,600	873,016	903,566	932,903	949,589
ごみ焼却費	939,628	1,013,141	5,442,015	5,118,155	5,219,110
不燃ごみ処理費	523,787	586,903	651,820	612,752	507,982
清掃施設整備費	20,152	842	4,191	5,863	3,695

※1 ごみ処理経費は、一般廃棄物（し尿を除く）・収集・処理・施設管理に係る経費

※2 各経費は、千円未満を切上げ

※3 埋立処理費は、それぞれの工場の事業として行われているため、不燃ごみ処理費の中に含まれている。

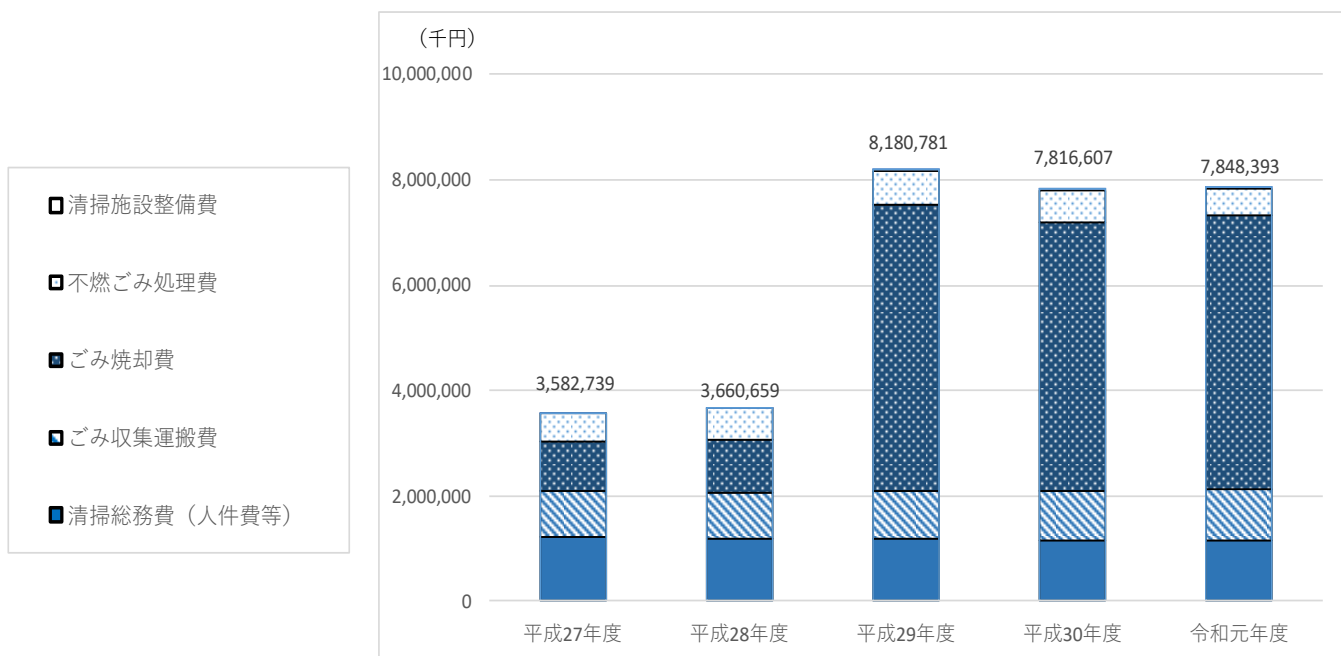


図 2-11 ごみ処理経費の推移

【参考】ごみ処理原価

令和元年度のごみ 1kg 当たりの処理原価は 48.7 円で、その内訳はごみ収集運搬費が 16.1 円、処理処分費が 32.6 円でした。

表 2-17 令和元年度の 1kg 当たりのごみ処理原価

収集運搬費	処理処分費	合 計
16.1 円	32.6 円	48.7 円

- ※1 管理費及び啓発費等は各経費に按分。また、各部門の施設や車両の経費は、減価償却（定額法）にて計上。ただし、土地購入費は、含まない。
- ※2 ごみ処理原価は、清掃工場の老朽化に伴う「維持整備費の増加」の場合だけでなく、当該年度のごみ量で除すことから「ごみの減量化に伴うごみ量の減少」の場合にも上昇する。このため、各年度間の単純比較には適さないとされている。

3-5 ごみ量の現状と課題

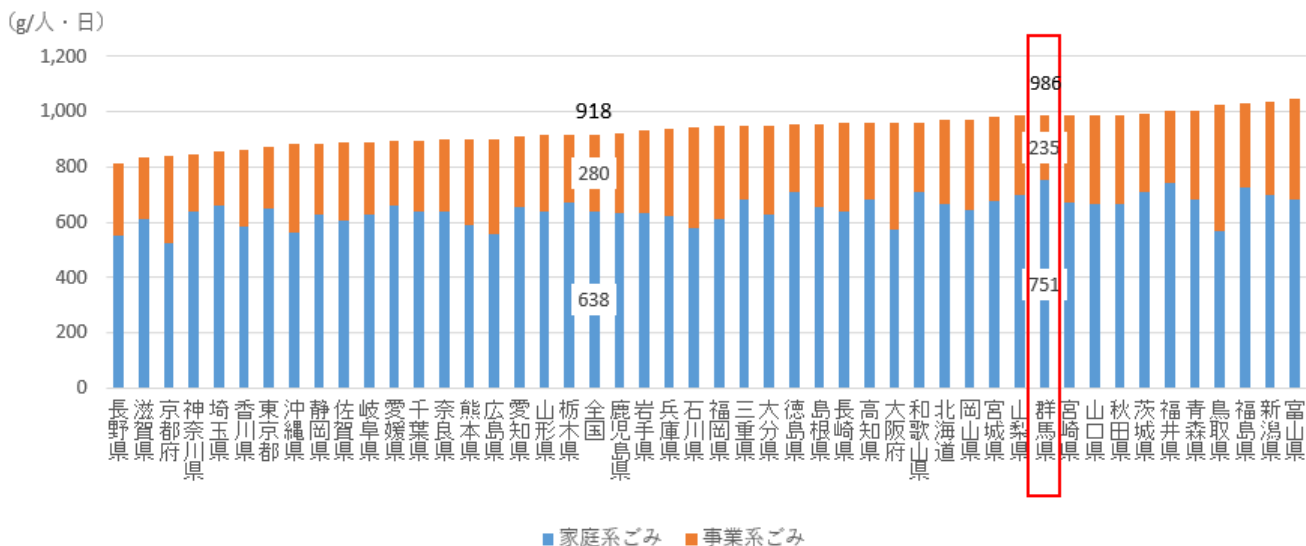
1) 1人1日当たりのごみの総排出量について

ごみの総排出量は、環境意識の高まりとごみの減量やりサイクルへの取組により、年々減少傾向にあります。本市における令和元年度の「1人1日当たりのごみ総排出量」は918gで、これは、県内の平均値と比べると少なく、全国平均と同一です。

表 2-18 1人1日当たりのごみ総排出量の推移（前橋市）

区 分	(単位：g/人・日)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1人1日当たりのごみの合計	983	950	927	914	918

※ 1人1日当たりのごみ量の内訳（可燃・不燃・粗大・資源など）



※ 本図における数値データは、「平成30年度一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」を利用
 （この計画の策定時点で他の市町村や全国のは令和元年度実績時が公表されていないため、平成30年度実績値を利用）

図 2-12 都道府県別の1人1日当たりごみ総排出量（平成30年度実績）

表 2-19 都道府県別のごみ排出量（平成 30 年度実績）

都道府県	人口(人)	ごみ総排出量(t)					1人1日当たり排出量(g/人・日)							資源化量(t)	リサイクル率(%)	最終処分量(t)
		家庭ごみ総排出量			事業系ごみ	家庭ごみ				事業系ごみ						
		ごみ	資源	事業系ごみ		ごみ	資源	事業系ごみ								
1 長野県	2,100,879	621,829	424,497	405,744	18,753	197,332	811	554	529	24	257	53,366	19.8	50,277		
2 滋賀県	1,422,396	432,758	316,222	299,250	16,972	116,536	834	609	576	33	224	21,871	16.0	43,687		
3 京都府	2,611,134	799,066	496,924	440,307	56,617	302,142	838	521	462	59	317	19,975	15.4	106,057		
4 神奈川県	9,186,499	2,834,103	2,133,741	1,880,868	252,873	700,362	845	636	561	75	209	93,061	24.1	239,029		
5 埼玉県	7,370,621	2,307,082	1,771,794	1,666,933	104,861	535,288	858	659	620	39	199	133,512	20.6	90,513		
6 香川県	987,848	311,337	210,560	207,665	2,895	100,777	863	584	576	8	279	10,213	16.5	31,016		
7 東京都	13,729,018	4,383,468	3,242,489	2,997,645	244,844	1,140,979	875	647	598	49	228	413,730	19.6	307,599		
8 沖縄県	1,473,076	475,494	302,282	301,747	535	173,212	884	562	561	1	322	8,847	13.1	29,041		
9 静岡県	3,728,124	1,205,161	854,576	808,645	45,931	350,585	886	628	594	34	258	44,078	17.5	62,145		
10 佐賀県	829,204	268,942	183,917	179,534	4,383	85,025	889	608	593	14	281	6,629	17.0	9,887		
11 岐阜県	2,005,181	652,087	458,021	422,080	35,941	194,066	891	626	577	49	265	18,040	16.6	50,179		
12 愛媛県	1,383,995	452,090	334,071	325,605	8,466	118,019	895	661	645	17	234	12,923	15.6	43,871		
13 千葉県	6,308,313	2,064,300	1,469,787	1,378,185	91,602	594,513	897	638	599	40	258	138,443	22.0	143,378		
14 奈良県	1,363,288	446,736	317,519	283,656	33,863	129,217	898	638	570	68	260	16,788	16.2	51,976		
15 熊本県	1,778,909	583,786	381,647	360,760	20,887	202,139	899	588	556	32	311	9,530	17.5	57,859		
16 広島県	2,840,143	934,225	577,832	557,969	19,863	356,393	901	557	538	19	344	12,568	12.1	133,247		
17 愛知県	7,559,580	2,514,869	1,812,753	1,676,588	136,165	702,116	911	657	608	49	254	102,333	21.3	189,711		
18 山形県	1,093,472	365,370	255,755	235,284	20,471	109,615	915	641	590	51	275	11,286	14.3	35,252		
19 栃木県	1,980,745	663,761	485,571	462,756	22,815	178,190	918	672	640	32	246	26,942	15.8	56,957		
20 鹿児島県	1,642,104	553,143	378,300	375,248	3,052	174,843	923	631	626	5	292	30,200	15.1	63,873		
21 岩手県	1,252,038	424,967	290,037	271,339	18,698	134,930	930	635	594	41	295	15,757	16.8	41,305		
22 兵庫県	5,566,422	1,904,386	1,266,204	1,126,322	139,882	638,182	937	623	554	69	314	49,704	15.8	211,382		
23 石川県	1,145,238	393,629	242,324	233,907	8,417	151,305	942	580	560	20	362	19,271	14.0	45,188		
24 福岡県	5,120,904	1,768,550	1,143,756	1,068,015	75,741	624,794	946	612	571	41	334	99,690	15.6	181,544		
25 三重県	1,820,731	629,059	454,728	439,409	15,319	174,331	947	684	661	23	262	27,861	16.7	24,551		
26 大分県	1,159,808	401,250	265,574	260,361	5,213	135,676	948	627	615	12	320	8,989	14.8	29,519		
27 徳島県	750,853	261,417	194,138	187,215	6,923	67,279	954	708	683	25	245	13,246	16.1	29,293		
28 島根県	686,362	239,104	163,549	162,124	1,425	75,555	954	653	647	6	302	8,818	19.3	20,587		
29 長崎県	1,365,865	477,499	318,990	303,391	15,599	158,509	958	640	609	31	318	6,645	14.2	41,720		
30 大阪府	8,847,276	3,102,144	1,842,754	1,654,153	188,601	1,259,390	961	571	512	58	390	51,986	13.4	362,941		
31 高知県	718,227	251,852	179,243	178,493	750	72,609	961	684	681	3	277	6,355	12.8	12,402		
32 和歌山県	965,353	338,944	249,252	240,387	8,865	89,692	962	707	682	25	255	4,258	12.0	44,241		
33 北海道	5,301,420	1,875,810	1,286,448	1,165,862	120,586	589,362	969	665	603	62	305	33,774	21.9	322,027		
34 岡山県	1,910,871	676,618	447,251	383,984	63,267	229,367	970	641	551	91	329	15,505	25.9	29,043		
35 宮城県	2,302,880	817,190	561,302	537,853	23,449	255,888	972	668	640	28	304	5,639	14.8	95,342		
36 山梨県	832,051	299,168	212,727	204,553	8,174	86,441	985	700	674	27	285	7,825	17.0	19,626		
37 群馬県	1,983,386	713,919	543,926	510,501	33,425	169,993	986	751	705	46	235	23,385	13.9	69,947		
38 宮崎県	1,102,870	397,248	269,275	266,193	3,082	127,973	987	669	661	8	318	27,922	15.8	42,991		
39 山口県	1,385,317	499,316	335,256	324,645	10,611	164,060	987	663	642	21	324	22,762	22.3	25,585		
40 秋田県	1,001,565	361,443	243,057	238,678	4,379	118,386	989	665	653	12	324	13,773	15.5	31,936		
41 茨城県	2,933,756	1,060,364	756,993	730,108	26,885	303,371	990	707	682	25	283	88,784	19.1	84,274		
42 福井県	786,909	287,646	212,592	184,244	28,348	75,054	1,001	740	641	99	261	5,616	18.6	28,544		
43 青森県	1,295,328	473,715	321,447	310,331	11,116	152,268	1,002	680	656	24	322	10,006	13.0	53,721		
44 鳥取県	566,811	212,379	117,122	111,891	5,231	95,257	1,027	566	541	25	460	31,914	25.8	13,700		
45 福島県	1,920,716	721,322	509,906	490,374	19,532	211,416	1,029	727	699	28	302	23,618	12.9	66,257		
46 新潟県	2,256,328	851,718	572,967	539,158	33,809	278,751	1,034	696	655	41	338	72,954	22.3	73,655		
47 富山県	1,064,456	406,000	264,257	239,007	25,250	141,743	1,045	680	615	65	365	12,023	23.5	38,290		
全国	127,438,270	42,716,264	29,673,333	27,628,967	2,044,366	13,042,931	918	638	28,605	1,655	280	183,904	17.2	3,784,888		

※ 本表における数値データは、「平成 30 年度 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」を利用

2) 可燃ごみの排出状況

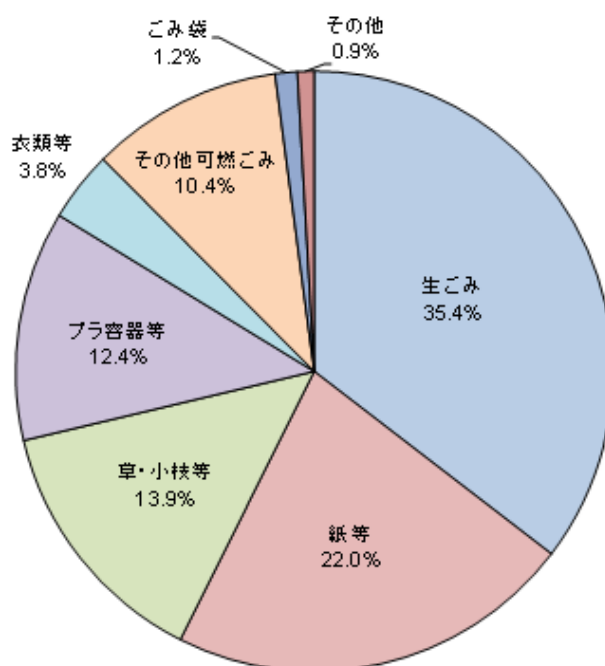
本市では、清掃工場における可燃ごみの組成調査を毎年行っています。

この調査は、乾燥重量比で行うため、生ごみ等の重量が排出時よりも小さくなります。

そこで、平成 29 年度には、家庭から排出された段階（収集段階）での組成調査を行いました。その結果、水分を含む「生ごみ」が大きな割合を占めていること（約 35%）や、資源化が可能な「紙類」「プラスチック類」などが多く含まれていることが分かりました。

「生ごみ」は、水分を多く含むため、水切りにより可燃ごみの減量につながられます。

また、「紙類」のうちの雑古紙・新聞紙・段ボール・雑誌、「プラスチック類」のうちのプラスチック容器、「繊維類」のうちの衣類等は、可燃性資源として資源回収しています。これらは、市民の理解と協力により、更なる資源回収量の増加（可燃ごみ量の減量）につながられます。



※1 紙類の約 7 割を占める雑古紙・新聞紙・段ボール・雑誌は、資源化可能なもの

※2 プラスチック類の約 6 割を占めるプラスチック容器は、水ですすぐ程度で資源化可能なもの

図 2-13 本市における可燃ごみ組成（平成 29 年度の調査値）

【調査の内容】

1 調査期間

平成 29 年 7 月及び平成 29 年 12 月

2 調査方法

市内の標準的なデータが得られるよう、市内を 12 地区に区分し夏季及び冬季の計 2 回サンプル採取調査を実施して平均値を算出した。

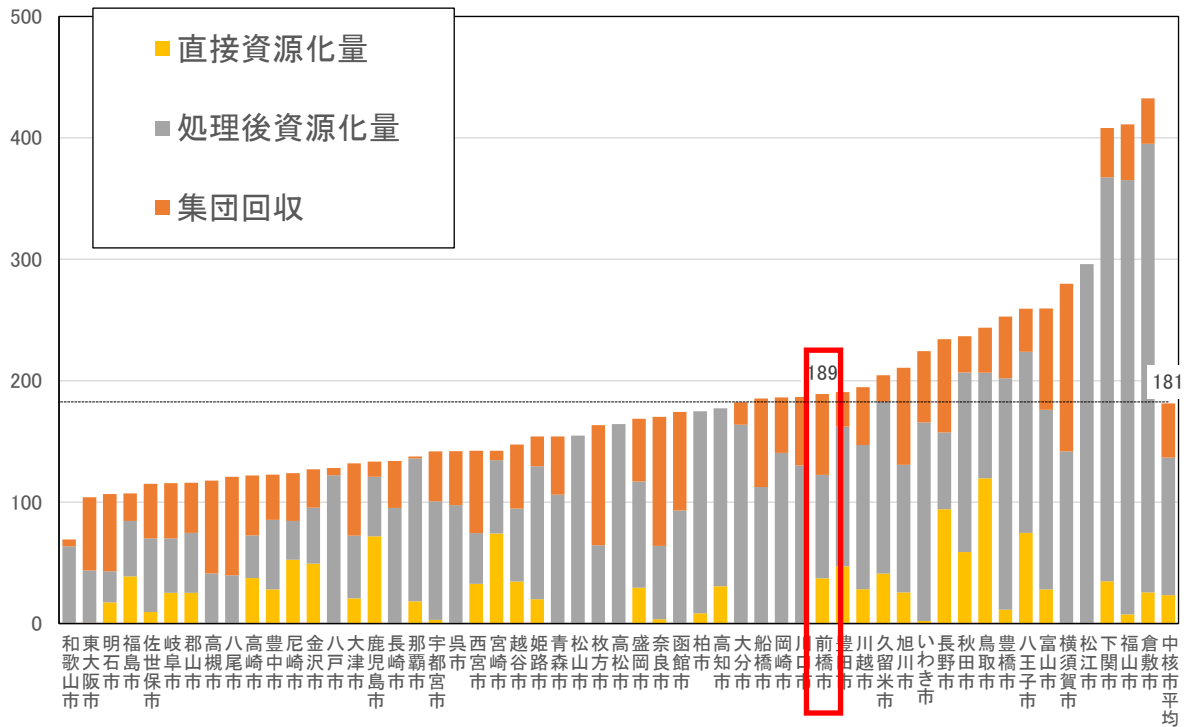
3 計量方法

各地区の可燃ごみ排出日に、ごみ集積場所を平ボディトラック等で巡回し、一地区当たり 50 袋（ごみ集積場所 5 か所×10 袋）を調査試料として収集。四分法による縮分を実施し、概ね 50 kg 程度のサンプル（縮分後サンプル）とした。

3) ごみの資源化の状況

平成 30 年度における本市の資源化量原単位（1 人 1 日当たりの資源化量）※¹ は、189 g で、類似都市（中核市）※² の平均値（181 g）と同程度でした。

しかし、品目ごとに見ると、資源物の種類によっては類似都市よりも資源化が進んでいない品目もあります。



※ 本図における数値データは、「平成 30 年度 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」を利用

図 2-14 類似都市と本市の資源化量原単位の比較

※1【資源化量原単位】1 人 1 日当たりの資源化量→資源化量÷人口÷年間日数

※2【類似都市】中核市（平成 30 年 4 月時点で 54 都市）

旭川市 函館市 青森市 盛岡市 八戸市 秋田市 福島市 郡山市 いわき市 宇都宮市 前橋市 高崎市
 川越市 川口市 越谷市 船橋市 柏市 八王子市 横須賀市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊田市 豊
 橋市 岡崎市 大津市 豊中市 高槻市 枚方市 八尾市 東大阪市 姫路市 西宮市 尼崎市 明石市 奈良
 市 和歌山市 鳥取市 松江市 倉敷市 呉市 福山市 下関市 高松市 松山市 高知市 久留米市 長崎市



図 2-15 類似都市と本市の資源化量原単位の比較 (品目別)

「図 2-14 類似都市と本市の資源化量原単位の比較」に挙げる資源物の中では、「金属」の資源化量原単位が類似都市の平均値よりも小さくなっています。

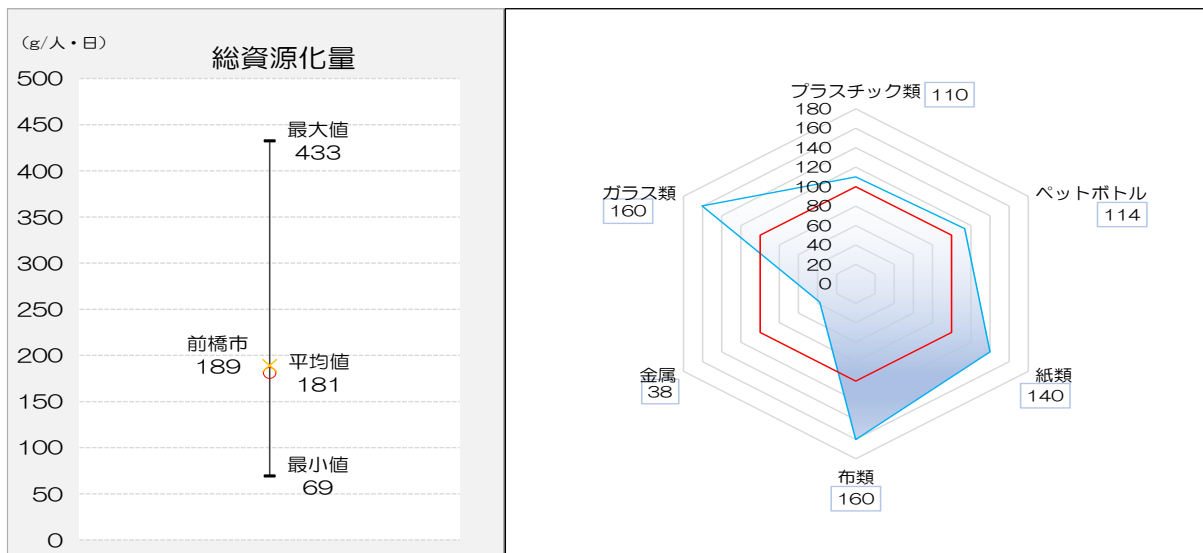


図 2-16 類似都市と本市の資源化量原単位の比較 (レーダーチャート)

(図 2-16 のレーダーチャートの見方)

レーダーチャートは、類似都市の平均値を 100 とした際の本市の資源化量原単位を示したものです。

数値が 100 以下の資源物は、1 人 1 日当たりの資源化量が類似都市の平均値より小さいことを指し、逆に数値が 100 以上の資源物は、類似都市の平均値よりも大きいことを示す。

第2章 ごみ減量に向けた目標値と実現手段

1 当初計画における目標値の達成状況と「目標値」の設定方法

1-1 当初計画における目標値の達成状況

1) 1人1日当たりのごみ量

令和元年度における1人1日当たりの「収集ごみ量」は、平成27年度に比べ12g減少し571gに、また、「ごみ総排出量」は65g減少し918gになりましたが、目標値には至っていません。このため、後期計画では、分析・評価を行い、実現のための方策を具体的に示す必要があります。

表2-20 減量化目標（1人1日当たりのごみ量）と現在値

指標	当初計画の目標値	目標値に対する現在の値 (令和元年度実績)
1人1日当たりの収集ごみ量 (家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量)	492g/人・日	571g/人・日
1人1日当たりのごみ総排出量	825g/人・日	918g/人・日

※ 1人1日当たりの収集ごみ量=収集ごみ(可燃・不燃・粗大)量(t)÷人口(人)÷365(日)×10⁶(t→g)

表2-21 1人1日当たりの収集ごみ量の推移

区分	(単位:t)								
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収集ごみ排出量	78,091	76,988	73,986	73,578	72,374	70,322	69,760	69,477	70,251
ごみ総排出量	134,056	132,650	130,647	130,306	122,121	117,431	114,350	112,653	112,999
人口(9月末日)	343,558	342,152	341,030	340,012	339,440	338,705	338,001	337,543	336,284
1人1日当たりの 収集ごみ排出量	621	616	594	593	583	569	565	564	571
1人1日当たりの ごみ総排出量	1066	1062	1050	1050	983	950	927	914	918

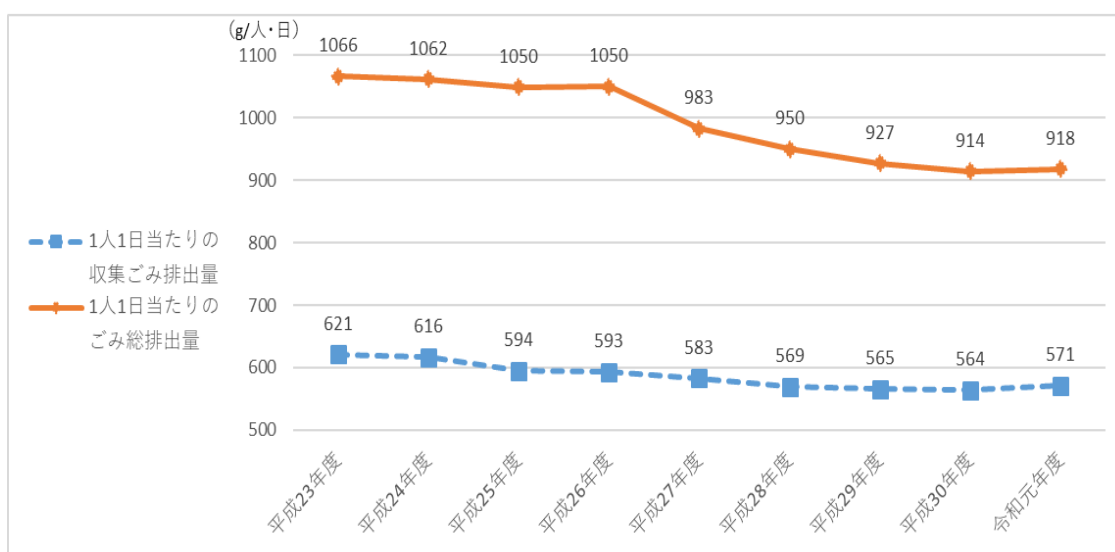


図2-17 1人1日当たりの収集ごみ量の推移

2) 事業系ごみ（搬入ごみ）量

事業系ごみ量は減少傾向にあり、令和元年度（24,393t）は、平成27年度（28,837t）に比べ、4,444 t 減少しましたが、目標値（25,379t）を大きく下回っています。

これは、平成27年度に、清掃工場への搬入車両の展開検査（適正排出指導）を強化したことが主な要因です。

表 2-22 減量化目標（事業系ごみ量）と現在値

指標	当初計画の目標値	目標値に対する現在の値 (令和元度実績値)
事業系ごみ（搬入ごみ）量	25,379 t/年	24,393 t/年

表 2-23 事業系ごみ（搬入ごみ）量の推移

(単位：t)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業系ごみ(搬入ごみ)量	36,891	35,529	35,564	35,764	28,837	26,898	24,991	24,231	24,393

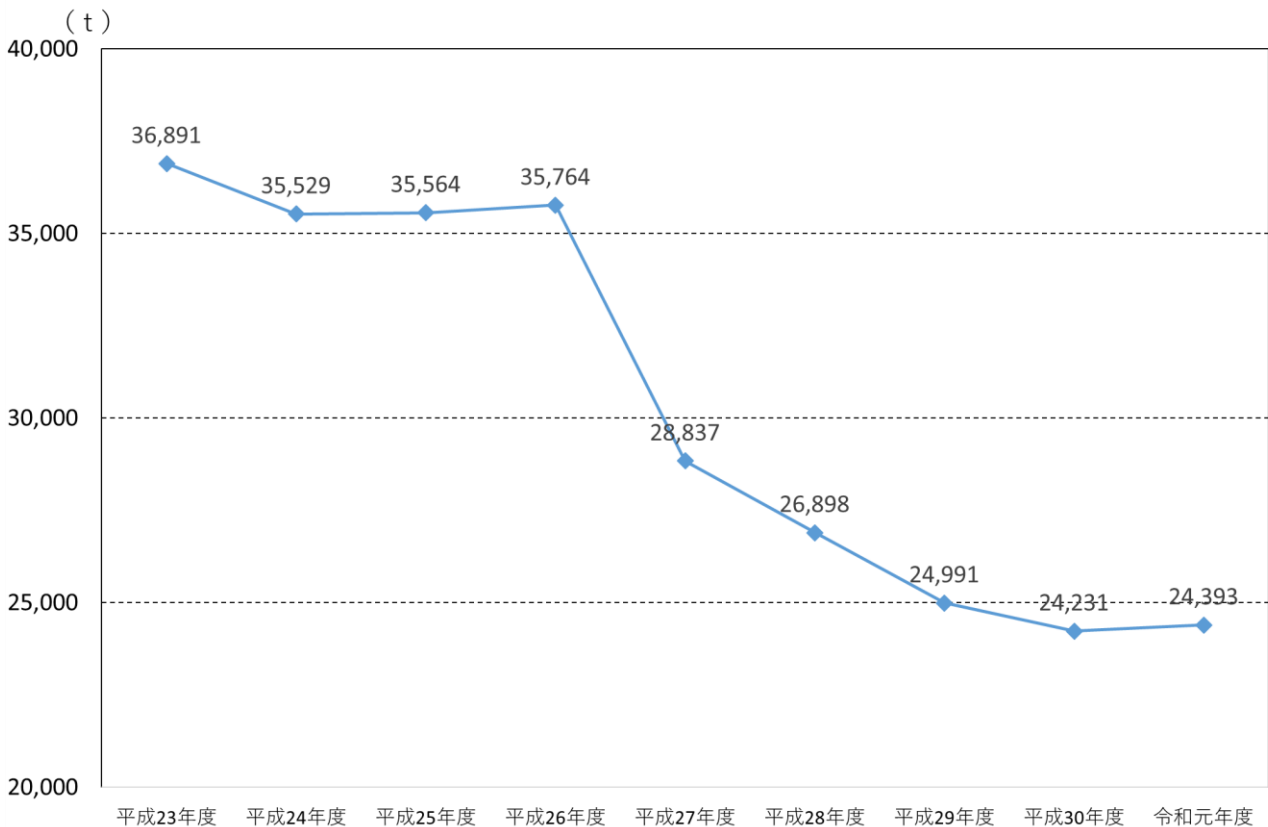


図 2-18 事業系ごみ（搬入ごみ）量の推移

3) 最終処分量

最終処分量は減少傾向にあり、令和元年度（10,698t）は、平成27年度（12,691t）に比べ、1,993t減少しましたが、目標値（9,110t）には至っていません。

表2-24 減量化目標（最終処分量）と現在値

指標	当初計画の目標値	目標値に対する現在の値 (令和元年度実績値)
最終処分量（浚渫土除く）	9,110 t /年	10,698 t /年

表2-25 最終処分量の推移

(単位：t)										
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
最終処分量	16,213	15,929	15,104	14,736	12,778	12,042	9,962	10,471	10,752	
浚渫土	441	432	104	112	87	106	87	82	54	
最終処分量（浚渫土除く）	15,772	15,497	15,000	14,624	12,691	11,936	9,875	10,389	10,698	

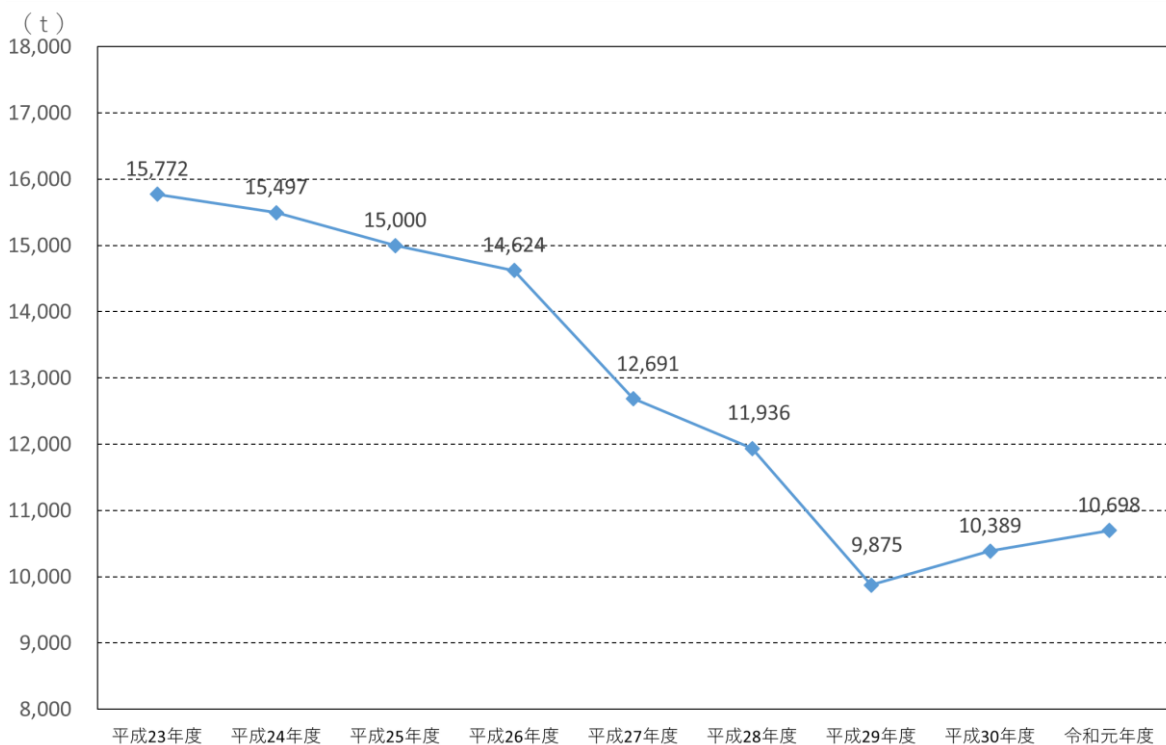


図2-19 最終処分量（浚渫土を除く）の推移

4) 再生利用率

再生利用率は平成 29 年度以降減少傾向にあり、令和元年度 (20.0%) は、平成 27 年度 (19.0%) に比べ、1.0 ポイント増加しましたが、目標値 (25%) の達成には至っていません。

このため、目標値の達成のためには、生ごみの水切り、マイバッグ・マイボトルなど繰り返し使える物の推奨、簡易包装の推進などの「ごみの発生抑制」策に引き続き取り組むとともに、資源ごみへの分別啓発強化により「資源化量を増やしていく」必要があります。

表 2-26 減量化目標 (再生利用率) と現在値

指標	当初計画の目標値	目標値に対する現在の値 (令和元年度実績値)
再生利用率	25%	20.0%

※ 再生利用率 = 資源化 (資源収集 + 資源回収 + 工場での選別 + 焼却灰の資源化) 量 (t) ÷ ごみ総排出量 (t) × 100

表 2-27 資源化量と再生利用率の推移

区分	(単位: t)								
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資源化量	21,057	21,958	23,208	23,817	23,226	23,243	24,436	23,286	22,589
ごみ総排出量	134,056	132,650	130,647	130,306	122,121	117,431	114,350	112,653	112,999
再生利用率	15.71	16.55	17.76	18.28	19.02	19.79	21.37	20.67	19.99

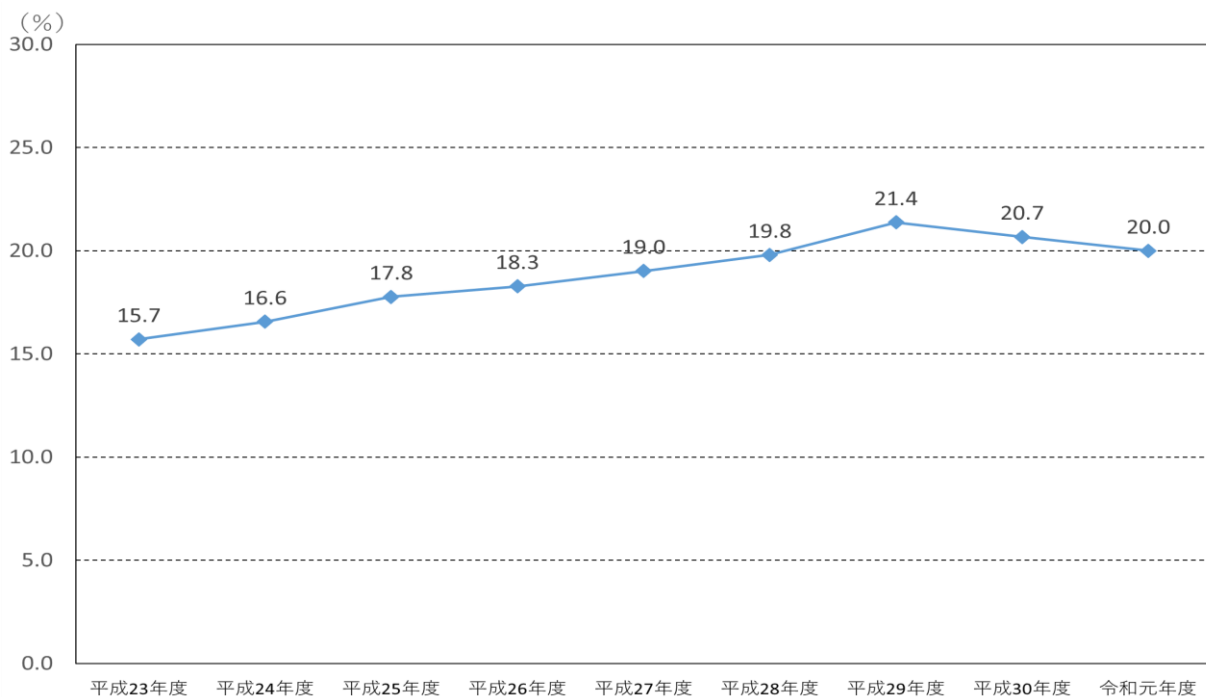


図 2-20 再生利用率の推移

1-2 「目標値」の設定方法

この計画では、以下の順序に沿って目標値を設定しました。

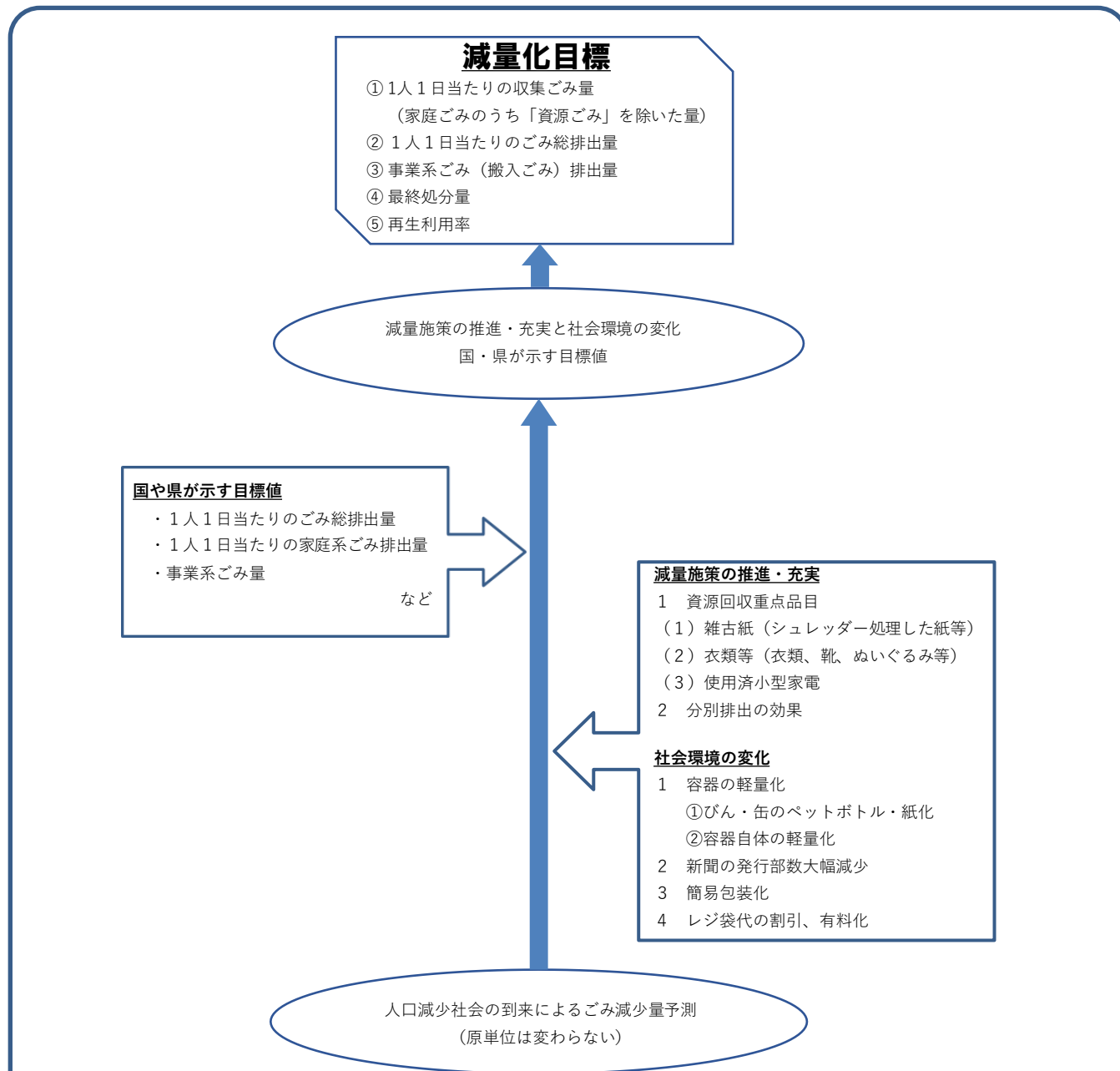


図 2-21 目標値の設定方法

※ 減量化目標の「②1人1日当たりのごみ総排出量」は、「家庭ごみ量(可燃・不燃・粗大・資源ごみ)」と「事業系ごみ量」とを合計した場合の1人1日当たりの目標値(マスコミではこの数値が一般的に使われているため、後期の基本計画からこの数値も「目標値」の一つとして明示することとした。)

2 ごみ減量に向けた5年後の目標値と実現手段

2-1 減量化に向けた5つの目標値

ごみの減量は、市民・事業者・市とが連携し、みんなの力を合わせ、ともに行動しなければ実現できないことから、前ページに示した「目標値の設定方法」に沿って、次の考え方を基本に設定しました。

- 1 当初計画において、当時、国（第三次循環型社会形成推進基本計画）が示していた目標値（削減率）を本市に当てはめた数値を、令和7年度の目標値（目指すべき値）として設定しました。
- 2 上記の目標値と現在の値（令和元年度実績）を比較して、目標を達成していないものについては、「当初計画の目標値」と「国・県の目標値」を参考に、現在の値との差を考慮して、後期計画の目標値を設定します。目標を達成しているものについては、より高い目標値を設定するものとし

ます。
 なお、今後、国等が新たに示した場合は、「目指すべき値」として目標値の見直しを行います。

1) 1人1日当たりの収集ごみ量（家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量）の目標値

令和7年度の目標値は、次の値とし、市民とともに達成を目指します。

「収集ごみ（可燃・不燃・粗大ごみ）量」の目標値 1人1日当たり **492g**

- ① 生ごみの水切り、マイバッグ・マイボトルなど繰り返し使える物の推奨、簡易包装の推進等により、「発生抑制」と「資源ごみへの分別」を継続して進めます。
- ② 次の3品目を資源化重点品目（資源化量増強品目）とし、資源回収量を増やします。

- ・ シュレッダー処理した紙を含む雑古紙
- ・ 衣類等（衣類、バッグ、靴、ぬいぐるみ等）
- ・ 使用済小型家電

「資源ごみ」への分別排出割合UPに取り組みます。

- ③ 収集エリアごとに可燃ごみとプラ容器の排出割合をみると、エリア間の差が大きいことから、地域特性などに視点を当てた分別啓発にも取り組み、資源回収量を増やします。

表 2-28 令和7年度における1人1日当たりの収集ごみ量の目標値

指標	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度 (目指すべき値)
1人1日当たりの収集ごみ量 (家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量)	571g/人・日	492g/人・日
	79g削減 (14%減)	

2) 「1人1日当たりのごみ総排出量」と「事業系ごみ（搬入ごみ）量」の目標値

令和7年度の目標値は、次の値とし、市民・事業者とともに達成を目指します。

- ① 「ごみ総排出量」の目標値 1人1日当たり 825g
- ② 「事業系ごみ（搬入ごみ）量」の目標値 21,954 t

この目標値の達成には、市民だけではなく、事業者の理解と協力が不可欠です。

これまでの施策の推進・充実を図るとともに、清掃工場における搬入車両の展開検査などの「適正排出指導」を継続し、この目標値の達成を目指します。

表 2-29 令和7年度における1人1日当たりのごみ総排出量の目標値

指標	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度 (目指すべき値)
1人1日当たりのごみ総排出量 (可燃・不燃・粗大・資源と事業系ごみ)	918g/人・日	825g/人・日
	93g 削減 (10%減)	
事業系ごみ（搬入ごみ）量	24,393 t/年	21,954 t/年
	2,439 t 削減 (10%減)	

3) 最終処分量と再生利用率の目標値

ごみの減量と資源回収量の増量を推進し、「1人1日当たりのごみ総排出量」の目標値を達成することにより、表 2-30 に示す最終処分量と再生利用率の目標値の達成を目指します。

最終処分量の減量に当たっては、焼却灰の資源化等の施策にも継続して取り組みます。

表 2-30 令和7年度における最終処分量及び再生利用率の目標値

指標	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度 (目指すべき値)
最終処分量（浚渫土を除く）	10,752 t/年	9,110 t/年
再生利用率	20.0%	25%

4) 目標値の一覧 (5つの目標値)

この計画では、下記の5つの目標値を定め、令和7年度(計画目標年度)の減量化目標を「目指すべき値」とし、その達成に向け「アクションプラン(行動計画)」を策定します。

表 2-31 令和7年度における計画の目標値表

指標	目標値	
	令和7年度 (目指すべき値)	
1人1日当たりの収集ごみ量 (家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量)	492	g/人・日
1人1日当たりのごみ総排出量	825	g/人・日
事業系ごみ(搬入ごみ)量	21,954	t/年
最終処分量(浚渫土を除く)	9,110	t/年
再生利用率	25	%

2-2 目標値実現に向けての^{スリー}3ステップ

令和7年度の計画目標年度までに今回掲げた目標を達成していくためには、これまでの施策だけでは厳しい状況です。

当初計画の期間中は、紙・衣類等のステーション収集が「資源ごみへの分別排出の促進」に寄与しました。

また、平成27年度から清掃工場において、搬入車両の展開検査による適正排出指導の強化を開始し、これが「事業系ごみ（搬入ごみ）量の減量化」に大きく結びつきました。

家庭ごみの大幅な減量を進めるためには、市民の理解と協力が得られるような「仕組みづくり」が重要となります。

そのため、本市では以下の順序で施策を再考し、目標値達成のために努力します。

① ホップ（第2次G活チャレンジの実施）

令和2年度の目標を達成するため、現在取り組んでいる「G活チャレンジ！100」に市民ニーズ等を取り入れ、組み直した「第2次G活チャレンジ！ステキにごみダイエット」を設け、積極的に啓発・推進していきました。特に、次の3点を重点項目としました。

[1] 発生抑制の推進

「生ごみの水切り」「マイバッグ（レジ袋の削減）」「マイボトルなど繰り返し使える物や簡易包装の推奨」の取り組みについて、出前講座や環境美化推進員説明会などの啓発機会において重点的に説明し、更なるごみの発生抑制を図りました。

[2] 資源化推進重点品目の設定

「紙」は、新聞紙の発行部数の減少により、回収量の大幅な減少が見込まれますが、特に、可燃ごみに混ぜて出されがちな「雑古紙（小紙片、シュレッダー処理した紙など）」の分別啓発を強化し、市民と協力して資源化に取り組みました。

雑古紙回収実績：平成27年度 731,560 kg → 令和元年度 778,890 kg

「衣類等」及び「使用済小型家電」は、資源化の取組を開始してから日が浅いため、まだまだ、ごみとして出される量が多い状況です。このため、排出機会も充実するなど、令和2年度までに、排出見込量の半分以上の資源化に向け、市民とともに取り組みました。

衣類等回収実績：平成27年度 636,620 kg → 令和元年度 810,240 kg

[3] 情報発信の強化

ごみの発生抑制や資源の分別に関し、市民の理解や意識を高め、実際の行動に移してもらえよう「見やすさ・分かりやすさ」、「入手しやすさ」を視点に、「情報発信」を強化しました。

平成29年6月から、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信し、市民のごみ出しに対する情報収集の利便性の向上を図るとともに、リアルタイムな情報提供を行っています。

② ステップ（アクションプラン（行動計画）の策定）

令和7年度の目標（目指すべき値）を達成するため、下記のような施策を展開します。

生ごみの減量	水切り運動の展開 食品ロスダイアリーの配布、食品ロス削減レシピの提供 防災備蓄食のローリングストック法の普及啓発	民間業者との連携 集積場所での排出指導 SNSによる情報発信 包括的な啓発活動（G活チャレンジ）
紙ごみの分別・減量	定期的、継続的な分別啓発（広報、SNS） ペーパーレス化・簡易包装化の促進	
プラ容器の分別促進	定期的、継続的な分別啓発（広報、SNS） 店頭回収の促進	
衣類等の分別促進	定期的、継続的な分別啓発（広報、SNS） 衣料品店を窓口にしたリユースの促進	
プラスチックごみの資源化	プラスチック製品とプラ容器の一括回収 プラスチック資源の民間業者による回収等促進	
事業系ごみの減量	ごみ削減の先駆取組企業の公表 食べきり協力店の加盟促進 飲食店の食品ロス削減呼びかけ	
枝木の資源化	民間処理業者の利用促進	
リユース取引の拡大	クラシファイドサイト※等の利用促進	
小型家電リサイクルの民間ルート活用	家電量販店での回収の促進	

※クラシファイドサイト：個人間の物品売買やイベント告知など、短文の広告を分類して掲載するウェブサイト

暮らしの中に、いつも「G活」

みつぼし ごみ減量につながる★★★な日常をご紹介

☆ 食事の後、片付け方でひと工夫。三角コーナーの生ごみも、しっかり水切り！

～ひとしぼりで約1割～ 25g 減量★★★

☆ 野菜やお肉は馴染みのスーパー。買い物ついでに段ボールを店頭回収ボックスに入れて、ポイントもゲット！

300g 減量★★★

☆ 仕事帰りにはお気に入りのマイバックとタンブラーが大活躍。レジ袋、使い捨てカップはお断り！

30g 減量★★★

☆ シャンプーや洗剤は詰め替え容器を購入。詰め替え作業は子どもたちの大切なお仕事です！

60g 減量★★★

☆ 週末のレストラン。子どもの食べ残しを持ち帰り。少し手を加えて晩酌のおつまみに大変身！

30g 減量★★★

☆ 一人暮らしを支えた炊飯器。結婚を機にリユースショップへ。次の人にも大切にもらってね！

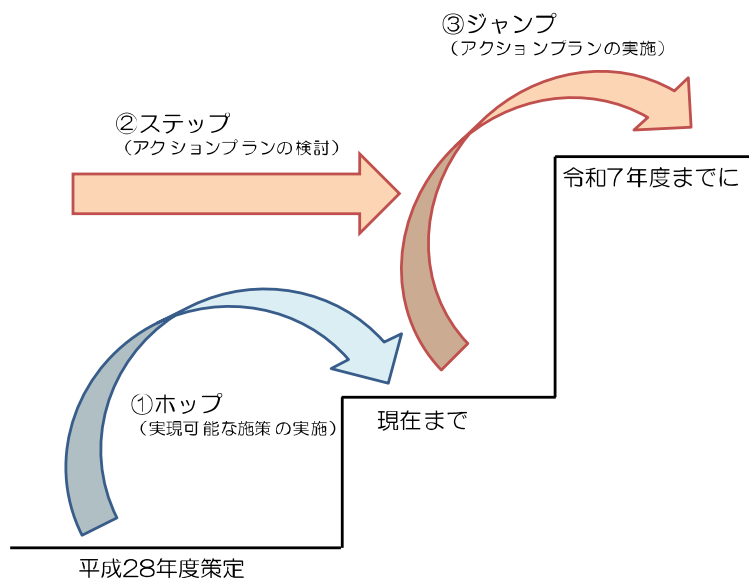
2kg 減量★★★

※上記の削減量は、市民の皆さんがごみ減量をする際の目安として記載しています。

③ ジャンプ（アクションプラン（行動計画）の実行）

令和7年度の目標を達成するため、上記②で検討し策定したアクションプラン（行動計画）を盛り込み、市民や事業者と一緒に取り組んでいきます。

図 2-22 目標達成に向けてのイメージ図



第3章 施策

1 市民・事業者・行政の役割

計画の目的を達成するために、ごみの発生・排出・循環的利用・処理の各段階で、市民・事業者・市とが連携し、みんなの力を合わせ、ともに行動していく必要があります。（計画の基本方針は、7ページに掲載）

1) 市民の役割

環境への負荷が少なく持続可能な循環型社会・低炭素社会の実現には、市民一人ひとりの取組やライフスタイルが直結しています。

例えば、生ごみの水切りをはじめ、マイバッグの利用（レジ袋の削減）、分別排出のルール遵守など、身近にできることから実践していくことが大切です。そして、こういった取組が波及的に広がっていくことにより、大きな効果につながっていきます。

市民の皆さんが、自らがごみの排出者であるという意識を高め、家庭ごみの減量や再使用、資源の分別排出への取組に当たり、中心的な役割を担っていただくことが重要です。

【求められる行動】

① 商品を買うとき（ごみの発生抑制）

- 必要な物を必要な量だけ買う。
- 買い物ときは、マイバッグを持参する。（不要なレジ袋を買わない・もらわない。）
- 外出のときは、マイボトルを持参する。（使い捨て容器の飲み物を買わない。）
- 外食のときは、マイ箸を使う。（割り箸を使わない。）
- リターナブル商品を選択する。（使い捨て商品をなるべく買わない。）
- 過剰な包装は断り、簡易包装の商品を選択する。
- 再生紙、再生繊維、再生容器などの再生品をできるだけ利用する。
- レンタル・リース・中古品を積極的に活用する。

② 不要な物を排出するとき（再利用・適正排出）

- 生ごみは、よく水を切ってから出す。
- まだ使える物は、他の人に譲渡する。
- 販売店、メーカーなどへ下取りに出す。
- フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用する。
- 生ごみの堆肥化など、自主的なリサイクル活動を推進する。
- 資源・ごみの分別排出のルールを遵守する。
- 資源・ごみの集積場所の清潔保持に努める。
- エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を適正ルートで排出する。
- 廃タイヤや消火器など、市の清掃工場で処理が困難な物を適正ルートで排出する。

③ その他

- 市、市民団体などが行うごみ減量やリサイクルの事業に、積極的に参加・協力する。
- 物を大切にし、長く使い続ける。

2) 事業者の役割

事業者は、ごみの排出者としてその処理に責任があることを自覚し、自らの事業活動を見直しながら、不用物であっても、なるべくごみとして廃棄するのではなく、再使用・再生利用に努めていくことが大切です。

そして、ごみ問題に対する関心と理解を深め、循環型社会の構築のために行われる事業に、積極的に参加・協力することが求められています。

【求められる行動】

① 事業活動全般

- CSR（企業の社会的責任）の一つとして環境保護を意識し、社会の持続的発展に寄与するよう努める。
- 廃棄物処理法、各種リサイクル法などの法令を遵守し、行政（国・県・市）が進める施策に対し、積極的に協力する。
- 事業活動に当たり、ごみの発生・排出抑制、循環的利用の促進、適正処理に努める。

② 物を製造・販売するとき

共通

- できるだけ長期間の使用が可能で、リサイクルしやすく、ごみの発生を最低限に抑えられる物を製造し、販売する。
- 再使用されないワンウェイ容器等の商品は、なるべく減らすよう努める。

- 中古品・再生品の生産と販売の拡大に努める。
- 長く使えるようにするため、修理・保守点検などの体制を充実させる。

製造

- 製品の製造に当たっては、原材料等にできるだけ再生資源を利用する。

販売

- 商品の包装は必要最小限にするとともに、簡易包装の実施に当たっては、市民の理解が得られるようPRに努める。
- 市民にマイバッグの持参を推奨し、レジ袋の配布を抑制するよう努める。

③ 不用物を排出するとき

- 法令に基づき、安全かつ適正な方法で処理を行う。
- 書類やシュレッダー処理した紙などは、資源化を進める。
- 再使用、再生利用などの取組を進める。

④ その他

- 自主的なリサイクル活動、環境美化活動を積極的に行う。
- ごみに関する正しい知識を持てるよう、従業員の社内教育に取り組む。
- なるべくごみを出さずに仕事ができるよう、従業員の意識啓発を図る。
- 市、市民団体などが行うごみ減量やリサイクルの事業に、積極的に参加・協力する。
- 外食時の食べ残しなどによる食品ロスの削減のため、呼びかけを行う。
- 製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるよう、グリーン購入・グリーン契約に取り組む。

【市から事業者への呼びかけや連携の例】

① 食べきり協力店への登録の呼びかけ

事業者が排出する食品ごみの減量化を進め、食品ロスを削減するために、食べ残しの削減等に取り組む市内の飲食店や宿泊施設等に対し、「食べきり協力店」への登録を呼びかけています。

(平成26年11月から開始、令和2年12月現在の登録店舗数は46件)

② プラスチック資源回収における連携

既にスーパーマーケットなど多くの店舗でペットボトルや白色トレイなどの店頭回収に取り組んでいるほか、国が進めている検討においては、製造事業者による自主回収等も想定していることを踏まえて、官民一体となってプラスチックのリサイクルを進められるよう、民間との連携を図ってまいります。

3) 市の役割

市は、市民や事業者によるごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用に向けた行動が円滑に行われるよう、市民や事業者と連携しながら、循環型社会を構築するための仕組みづくりに向けて積極的に取り組みます。

【求められる行動】

① 市民や事業者に対する啓発と支援

- ごみの減量と資源化を推進するため、市民や事業者に対する広報・啓発を行う。
- 自治会・各種団体と連携し、それぞれの地域・団体の特性に合わせたごみの減量・資源化に向けて意識啓発を行う。
- 学校等の教育機関と連携し、児童・生徒への環境教育を推進する。
- 3R参加プログラムなど、市民参加型事業を推進する。
- 自治会等が行う有価物集団回収を積極的に支援する。
- 資源物の拠点回収、ステーション収集等を推進し、資源回収方法の整備と充実を図る。
- 不法投棄への厳格な対応と未然防止に取り組む。
- リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を定着させるための仕組みづくりに取り組む。

② 排出・収集運搬における施策

- 資源・ごみの分別と排出の方法を工夫し、「見やすさ・分かりやすさ」、「入手しやすさ」を視点を据え、情報を提供する。
- 効率的かつ安定的な収集運搬体制を整備する。

③ 中間処理・最終処分における施策

- 適正かつ計画的な中間処理・最終処分を確保するとともに、必要な施設の整備を計画的に進める。
- 中間処理施設や最終処分場の環境保全と周辺環境整備に努める。
- サーマルリカバリー（熱回収）や資源化を推進する。
- 資源化技術や先進技術に関する情報収集に努める。
- 市有施設での処理が困難な物の適正処理ルートを確保する。
- 水質、排ガス、ダイオキシン類等、施設の公害防止に関する基準を遵守し、適切な情報公開を行う。

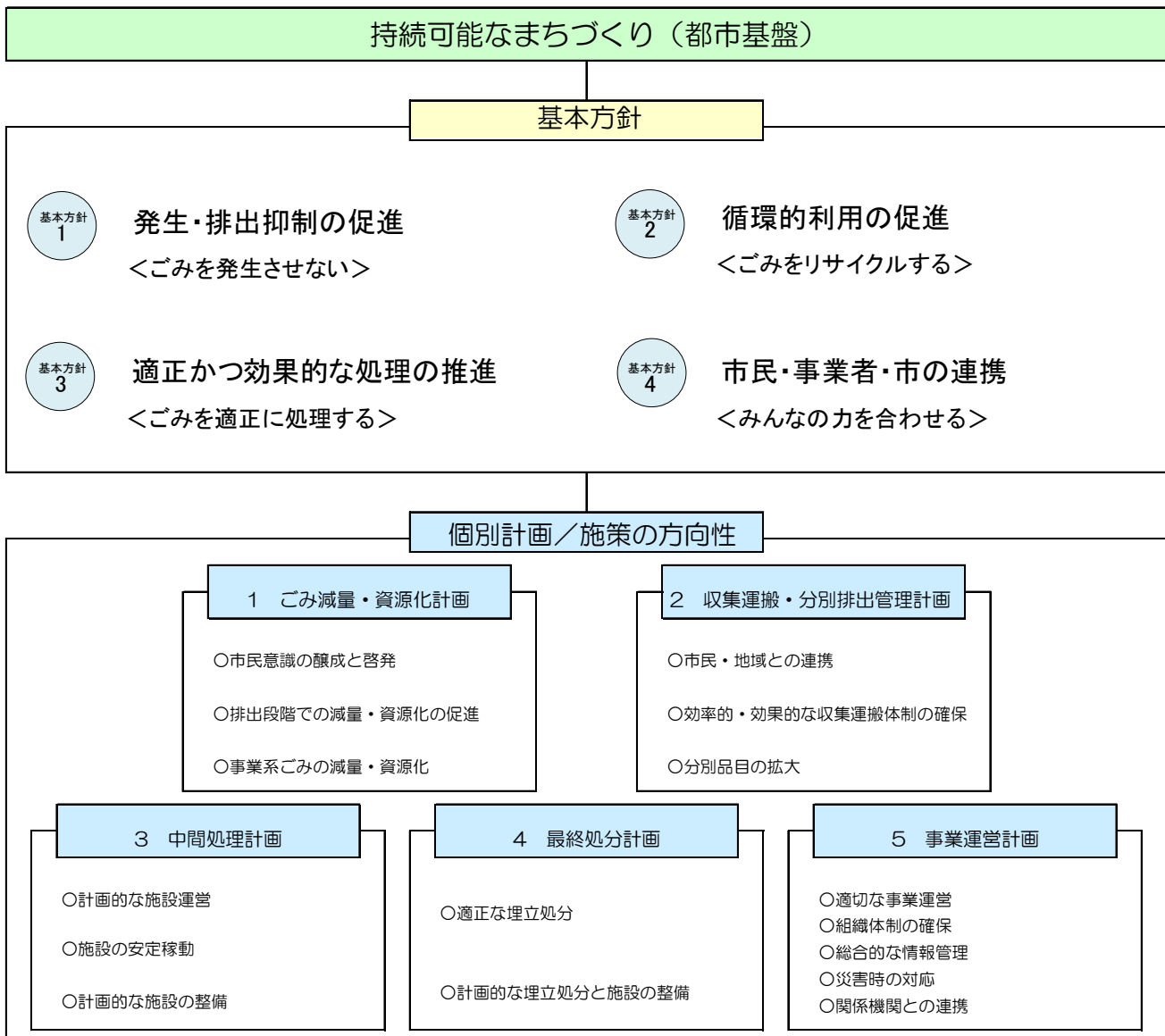
④ その他

- 市民・事業者との連携を進めるため、廃棄物減量等推進審議会を始めとする協議、意見交換等の場を設ける。
- 国・県及び他市町村、関係機関等との連携を図る。
- 製造事業者に対し、より一層の循環型社会の構築のために取り組むよう、国・県を通じて要請する。

2 施策の体系

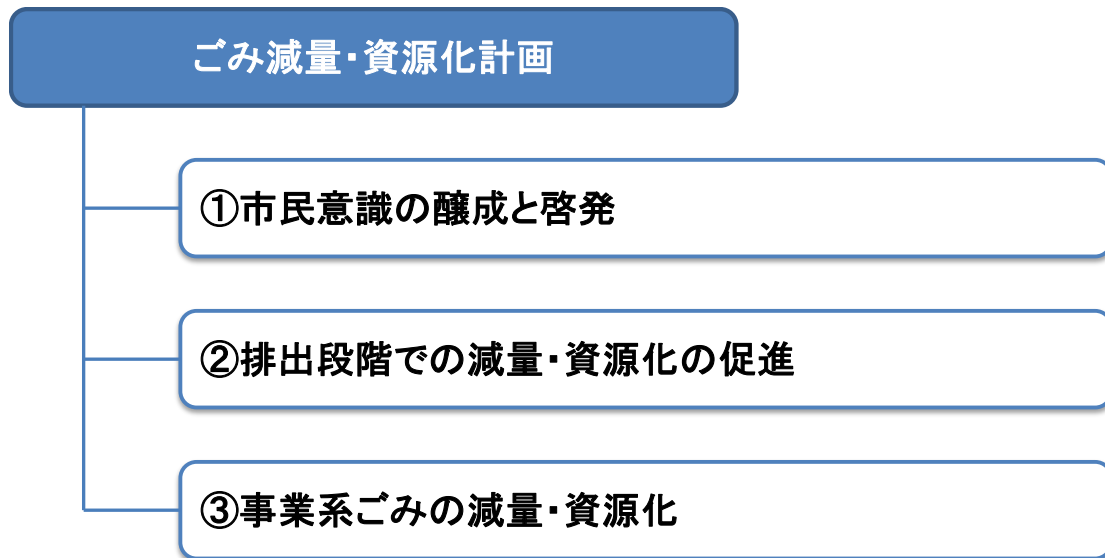
以下、基本計画を推進していくための基本となる施策（体系・方向性）を示します。

図 2-23 ごみ処理基本計画の施策の体系



2-1 ごみ減量・資源化計画

1) 施策の方向性



2) 施策

① 市民意識の醸成と啓発

市民が自ら率先してごみの減量・資源化等の活動に取り組むことができるよう、自治会や関係団体等と連携しながら市民意識の醸成を図ります。

また、ごみの減量・資源化や環境問題全般に関する情報提供、キャンペーン、セミナーの開催等により、ごみの発生抑制と減量・資源化に向けた意識改革・広報・指導を推進します。

■市民参加型の啓発事業の推進

自治会ごとに環境美化推進員を委嘱し、地域における分別・リサイクルのリーダーであるとともに、地域と行政とのパイプ役として位置付け、その活動を通じて市民参加を進めながら、前橋市廃棄物減量等推進審議会の開催等により、市民の意見を啓発事業に取り入れる機会を増やします。

さらに、自治会、PTA、学校、生涯学習グループ等を対象としたごみの減量・資源化に関する出前講座、説明会、清掃施設見学会等を開催し、積極的に取り組みます。

- 環境美化推進員による市民啓発
- ごみ減量・リサイクル講座（出前講座）
- 清掃工場等の施設見学
- 地域版リユース宝市への支援
- リユース食器利用費補助（平成25年度から）

■自治会・協力団体と連携した意識啓発の強化

自治会や協力団体と連携し、地域や団体の特性に合わせたごみの減量・資源化に関する意識啓発を強化します。

そのため、意識啓発に必要な看板や啓発物品等の作成・提供を行うとともに、不用品交換会など地域における「ごみ減量・資源化に関する地域の新規イベント」をバックアップします。

- チラシや看板等、自治会や協力団体が啓発のために利用する素材をホームページ等で提供
- 地域の実情に合わせた啓発チラシ・看板等の提供
- 幼児向け紙芝居の作成・貸出し

■学校、他機関との連携の推進

各学校単位で、ごみの減量・資源化をテーマにした講座や清掃工場見学会など、学校教育と連携したプログラムを実施するとともに、生涯学習としてのプログラムも実施します。

- G活チャレンジ！ステキにごみダイエット（ごみ減量プロジェクト）
- 市保健センターで開催する「ハローベビークラス」の待ち時間を利用して啓発ビデオを上映
- 市立小中学校へのごみ減量啓発DVDの配布

■PR・啓発の推進

ごみの減量・資源化を一層推進するため、「広報まえばし」やホームページ等を活用し、積極的に意識啓発します。

具体的には、ごみの分別区分や排出量などの基礎情報に加え、資源として回収した物がどのようにリサイクルされるのか、また、発生抑制や資源の分別がなぜ必要なのか、そのメリットなども盛り込み、市民に伝えます。

- 「広報まえばし」、市ホームページ、フェイスブック等を活用したタイムリーな情報提供
 - ・ 子供向けページ：「ころとんのごみの分け方・出し方クイズ挑戦」など
 - ・ ごみの出し方動画：「紙の出し方」「衣類等の出し方」など
 - ・ 外国人向けに「ごみの出し方（やさしい日本語版）」を作成
- 「G活チャレンジ！ステキにごみダイエット」の推進

平成25年度から3年間の「G活チャレンジ！100～もう多いなんて言わせない。ステキにごみダイエット」、平成28年度から5年間の「第2次G活チャレンジ！ステキにごみダイエット」によりごみ減量・資源化を呼びかけてきました。

引き続き、「ご・み・だ・い・え・つ・と」の7つのチャレンジ項目を用いて、出前講座や環境美化推進員説明会など様々な機会を通じ、積極的な啓発に努め、ごみ減量・資源化を推進していきます。

② 排出段階での減量・資源化の促進

排出段階でのごみの減量化を進めるため、「生ごみの水切りダイエット」や「食品ロスの削減」等について、より一層のPR・啓発等を行い、市民の意識高揚を図ります。

また、紙・衣類等、使用済小型家電及び廃食用油等について、回収機会の充実や回収方法等の周知により、ごみの排出段階における資源の分別を徹底し、資源化を促進します。

生ごみ等

生ごみの水切りダイエット等を奨励し、生ごみの発生抑制・減量化を進めます。

また、周辺環境に配慮しながら、生ごみ処理容器による堆肥化などが可能なところでは、自己処理によるごみ減量の推進を図るとともに、電動式生ごみ処理機等のごみ減量化器具購入に対する助成や段ボールコンポスト向けの土壌改良材の配布を継続し、減量・資源化の促進に向けた支援策を講じます。

- ごみ減量化器具購入費助成事業（昭和 62 年度から）
- ごみ減量化器具購入費助成対象に枝葉粉碎機を追加（平成 23 年度から）
- 段ボールコンポスト向け土壌改良材の無償配布（平成 29 年度から）
- ごみ減量化器具購入費助成対象に生ごみ処理容器を追加（令和 2 年度から）

紙・衣類等

■有価物集団回収の積極的な支援

ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、市民意識の向上に資するため、自治会や子供会等の住民団体が自主的に取り組む有価物集団回収を奨励し、実施団体の拡大を図ります。

- 有価物集団回収事業（昭和 50 年度から）

■資源回収の充実

紙・衣類等は、上記の有価物集団回収のほか、公共施設や商業施設へ「リサイクル庫」を設置し、拠点回収を実施しています。

この「リサイクル庫」は、平成 26 年度までに公共施設 29 か所、商業施設 1 か所、計 30 か所に設置しました（平成 17 年度から順次設置し、平成 23 年度から衣類等を追加）。

さらに、紙は平成 24 年 10 月から、衣類等は平成 26 年 4 月から全市域でステーション方式による収集を開始しました。

今後も、資源回収の品目や機会の充実を図ります。

（紙・衣類等の回収の変遷は、次ページ）

【紙・衣類等の回収の変遷】

	有価物集団回収	拠点回収 (リサイクル庫)	ステーション収集 (分別収集)
平成 26 年度 以前	昭和 50 年度～ 有価物集団回収事業開始 平成 24 年度 増加促進奨励金開始 (回数増加促進) 平成 25 年度 増加促進奨励金交付 平成 26 年度 増加促進奨励金条件変更 (回収量 1 トン以上) 金属類を対象から除外	平成 17 年度～ 設置場所数：6 か所 平成 18 年度～ 設置場所数：17 か所 平成 19 年度～ 設置場所数：27 か所 平成 21 年度 ・商業施設へ 1 か所追加 設置場所数：28 か所 平成 22 年度 設置場所数：29 か所 ・紙リサイクル庫の事業者 排出登録制度を開始 平成 23 年度 ・紙リサイクル庫での古 着類(※)の受入れ開始 設置場所数：30 か所 [内訳] 公共施設(29 か所) 商業施設(1 か所)	平成 22 年 10 月 ～平成 23 年 9 月 古紙(※)分別収集 モデル事業(5 自治会) 平成 23 年 10 月 ～平成 24 年 9 月 古紙(※)分別収集 先行実施(20 自治会) 平成 24 年 10 月～ 古紙(※)分別収集実施 (全市域) 平成 26 年 4 月～ 古着類(※)を分別品目 に追加(全市域)
平成 27 年度	328 団体が実施 増加促進奨励金条件変更 (古着類(※)増加促進部分追加)		
平成 28 年度	329 団体が実施 増加促進奨励金条件変更 回収品目に小型家電追加		
平成 29 年度	329 団体が実施		
平成 30 年度	326 団体が実施 増加促進奨励金条件変更 (平均回収量での算出に) リユース促進奨励金を開始		
令和元年度	322 団体が実施 回収実績奨励金を変更 (8 円/kg から 9 円/kg に) 小型家電を対象から除外		

※ 平成 27 年度以前は、「紙」は「古紙」、「衣類等」は「古着類」と表記

使用済小型家電

使用済小型家電は、部品等に使用されているレアメタル（希少金属等）の有効利用のため、平成 25 年 10 月から市役所、市民サービスセンターなどの公共施設 18 か所と、家電量販店 2 か所の計 20 か所へ「使用済小型家電回収ボックス」を設置し、拠点回収を開始しました。その後、公共施設や商業施設に増設を行い、現在、設置場所は 22 か所です。

また、平成 30 年度からは、民間企業との協定により、宅配便を活用した回収を開始し、排出機会の充実を図ってきました。

今後は、このようなリサイクルの推進に加え、クラシファイドサイトなど民間サービスを利用した個人間の不用品取引も呼びかけるなど、リユースの促進もしていきます。



使用済小型家電回収ボックス

廃食用油

廃食用油は、燃料等として有効利用するため、平成 26 年 9 月から公共施設 17 か所へ「廃食用油回収ボックス」を設置し、拠点回収を開始しました。今後も回収量の増加に向けて啓発します。

【資源の拠点回収場所一覧】

令和 3 年 4 月から

設置場所	紙・衣類等	小型家電	廃食用油	インカートリッジ	設置場所	紙・衣類等	小型家電	廃食用油	インカートリッジ
前橋市役所	○	○	○	○	K' BIX 元気 21 まえばし	×	○	×	○
大胡支所	○	○	○	○	ベシア電器 前橋モール店	×	○	×	×
宮城支所	○	○	○	○	ベシア電器 前橋みなみモール店	×	○	×	×
粕川支所	○	○	○	○	ベシア 前橋ふじみモール店	×	○	×	×
富士見支所	○	○	○	○	ガーデン前橋	×	○	×	×
城南支所	○	○	○	○	六供清掃工場	○	×	×	×
上川淵市民サービスセンター	○	○	○	○	西部清掃事務所	○	×	×	×
下川淵市民サービスセンター	○	○	○	○	公園管理事務所	○	×	×	×
芳賀市民サービスセンター	○	○	○	○	水道局	○	×	×	×
桂萱市民サービスセンター	○	○	○	○	前橋保健センター	○	×	×	×
元総社市民サービスセンター	○	○	○	○	南消防署	○	×	×	×
総社市民サービスセンター	○	○	○	○	しんしん大渡温水プール・トレーニングセンター	○	×	×	×
南橋市民サービスセンター	○	○	○	○	ヤマト市民体育館前橋	○	×	×	×
東市民サービスセンター	○	○	○	○	東部共同調理場	○	×	×	×
永明市民サービスセンター	○	○	○	○	西部共同調理場	○	×	×	×
清里市民サービスセンター	×	○	○	○	市立前橋高等学校	○	×	×	×
総合福祉会館	○	○	○	○	けやきウォーク前橋	○	×	×	×
児童文化センター	○	×	×	○					

プラスチック資源

現在、プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づいて分別収集していますが、プラスチック製品は可燃ごみとして焼却しています。一方、国は、市民に分かりやすい分別ルールに改善し、プラスチックごみを資源として回収しリサイクル率の向上することが必要であるとして、プラスチック資源を一括して分別収集する体制・制度の整備を進めています。

本市も、国の動向を踏まえながら、プラスチック資源を一括で収集することを検討していきます。

③ 事業系ごみの減量・資源化

事業者に対し、「広報まえばし」やホームページ等による周知など、さまざまな機会をとらえ、事業系ごみの適正排出指導と、減量化や資源化の取組の呼びかけを、今後も行います。

また、ごみ減量・資源化に取り組む活動に関する情報を、事業者間で共有できるような仕組みづくりに努めます。

食品ロス

事業者から排出される食品ごみの減量化を進め、食品ロスを削減するために、食べ残しの削減等に取り組む市内の飲食店や宿泊施設等を「食べきり協力店」として登録します。

さらに、その取組を広く紹介することにより、食べ残しを減らすための市民の意識高揚を図ります。

また、「食べ☆タイム15」のような親しみやすいキャッチコピーを設定するなど、この活動が市民に根付くような取組を進めます。

- 「食べきり協力店」登録制度の実施

(平成 26 年 11 月から開始、

令和 3 年 3 月現在登録店舗数 46 件)

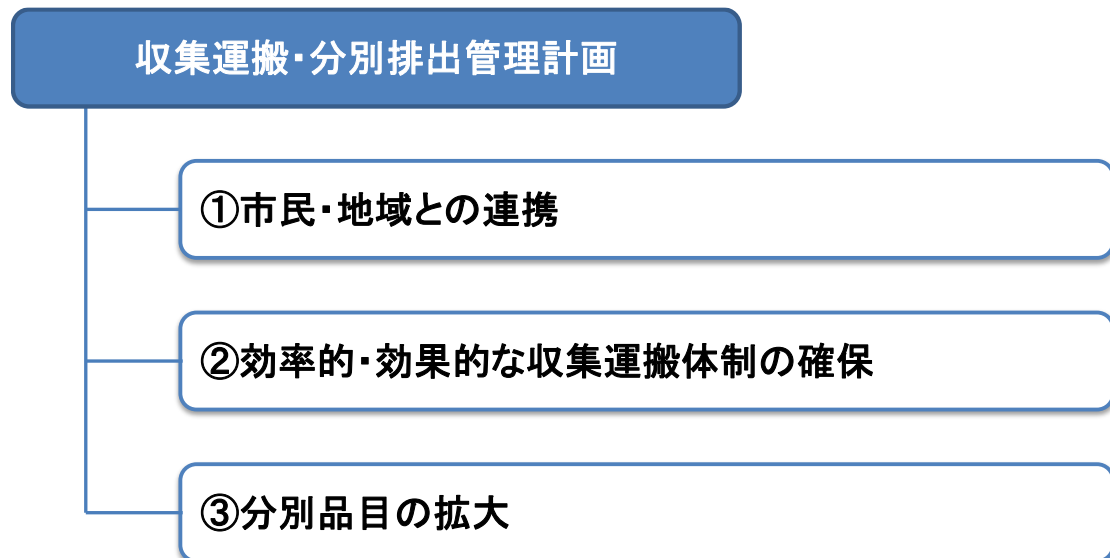
- 「食べ☆タイム 15」運動の実施

宴会の開始後 15 分、終了前の 15 分は、食事を楽しむ時間を持ち、料理を味わいながら食べ残しを減らそうという取組 (平成 27 年 12 月から)

「食べ☆タイム 15」運動

2-2 収集運搬・分別排出管理計画

1) 施策の方向性



2) 施策

① 市民・地域との連携

家庭において、ごみと資源の分別排出に関する理解を深め、分別を徹底していただくことは、ごみの減量・資源化施策を展開する上で、非常に重要です。

また、資源・ごみの集積場所を清潔に保ち、それぞれを適正に分別排出していただくとともに、各種リサイクル法に基づく排出や、処理困難物の適切な処理を進めるためには、市民・地域と市の施策が密接に連携していく必要があります。

分別排出の徹底

環境美化推進員や地域活動団体などと連携し、ごみの適正排出のPR・啓発と分別排出の徹底を図るため、市民に対する啓発キャンペーンや、啓発資料の作成・配布などを行います。

■PR・啓発の推進

資源であるびん・缶・ペットボトル・プラ容器・紙・衣類等の分別は、市民の理解と協力が不可欠です。

したがって、「家庭用資源・ごみ分別ガイドブック」、「家庭用資源・ごみ収集カレンダー」などの啓発資料は、「見やすさ・分かりやすさ」、「入手しやすさ」を視点に、充実していきます。

特に、市外からの転入者は、本市でのごみ出し経験がないことから、転入手続での来庁時などの機会をとらえて、資源の分別への協力を強く呼びかけます。

■PR・啓発内容の充実

分別区分やごみ量などの基礎情報に加え、資源として回収したものがどのようにリサイクルされるのか、発生抑制・分別がなぜ必要なのか、そのメリットは何かなど、理解を深めるための情報を盛り込み、市民に伝えます。

なお、「広報まえばし」やホームページ、ポスターなどの活用のみならず、学校などのニーズに応えるプログラムの実施や、年齢層にあった情報提供の検討を行います。

■環境美化推進員や地域活動団体などとの連携強化

分別排出の徹底を図るため、環境美化推進員や地域活動団体と協力してPR・啓発を行います。

■指定袋の見直し

平成10年の導入から20年以上を経過した指定袋について、分別がわかりやすいデザインに見直すなどして、市民による分別を促進します。また、プラスチック利用見直しと地球温暖化防止が世界的な要請となっていることから、一部にバイオマス原料を導入してカーボンニュートラルに配慮し、本市のCO₂排出量の抑制につなげます。

資源・ごみの集積場所の清潔保持

市民による集積場所の適正な管理により、快適な生活環境の確保をするため、環境美化推進員や地域活動団体、自治会などと連携してPR・啓発に努めます。

■適正管理のための情報提供

集積場所の清潔保持を図るため、市内で工夫して取り組んでいる事例などについて、環境美化推進員や地域活動団体、自治会などへの情報提供を行い、市民による自主的な活動を促します。

■環境美化推進員との連携強化

環境美化推進員との連携を強化して、集積場所の清潔保持や不適正排出の防止に取り組みます。

■自治会、協力団体との協力

集積場所の清潔保持のため、ごみ飛散防止・カラス除けネットを自治会に配付します。

また、市民が資源・ごみの分別や排出日などの排出ルールを守り、集積場所の清潔保持を図っていただけるよう、自治会や協力団体と協力して取り組みます。

適正な排出に向けた取組

市の処理施設での対応が困難な物は、市民及び事業者へPR等を行い、協力を依頼して適正な処理を確保します。主な処理困難物等は次のとおりです。

■市で収集する有害ごみ

使用済み乾電池・水銀式体温計・蛍光管は、有害ごみとして適切な処理を実施します。

■法令等で定める廃棄物

【指定一般廃棄物】

国の指定を受けている、廃タイヤ、スプリング入りマットレスは、事業者に対して、処理ルートの整備など適正処理のための必要な協力を求めます。

【家電リサイクル法への対応】

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、不用となった家電製品について、その製造者がリサイクルすることを義務付けた法律です。

ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、リサイクルの義務が製造者にあります。これらの家電リサイクル法対象品目は、同法に基づく適正な処理が行われるよう、引き続き対応します。

【資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法等への対応】

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、家庭用パソコンの回収が行われています。

また、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき、これまで自動車リサイクルの障害となっていた部分について、自動車メーカーが責任を果たすこととなっています。さらに、自動二輪車は、国内自動二輪車メーカーと輸入業者の自主的な取組により、二輪車リサイクルシステムが整備されています。

これらの品目についても、法律に基づく適正な処理が行われるよう、引き続き対応します。

■排出禁止物等

排出禁止物の処理は、市民がその処理に困らないよう処理ルートを把握し、適正に処理されるよう取り組みます。

② 効率的・効果的な収集運搬体制の確保

資源・ごみの適正排出のため、指定袋やコンテナボックスなどによる分別排出を基本としながら、効率的・効果的な収集等を進めます。

(a) 効率的・効果的な収集

現在の収集は、可燃ごみは週2回、不燃ごみは月1回、資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）は2週に1回、プラ容器は月3回、危険ごみ及び有害ごみは2週に1回（資源ごみと同時収集）、紙及び衣類等は2週に1回、粗大ごみは自治会単位による「自治会回収」と電話申込による「戸別収集」となっています。

また、1人暮らしの高齢者等に対するごみ出し支援事業として行っている「こんにちは収集」は、週1回の戸別収集で、その他のごみ（小動物の死体）は、電話申込による戸別収集としています。今後、より効率的・効果的な収集となるよう検討します。

在宅医療廃棄物のうち医療用注射針は、安全で適切な処理を図るため、平成27年2月から医療機関及び薬局を通じた拠点回収を開始しました。今後も引き続き、適切な処理を行います。

(b) 資源・ごみの集積場所の適正な設置

ごみと資源物を家庭から排出する際、市民の利便性と収集作業の安全性及び効率性を確保できるように、集積場所の適正な設置を推進します。

(c) 許可業者への啓発と協力

収集運搬業の許可業者に対し、講習会や研修会等を通じて適正排出・リサイクル等の重要性に関する理解を深めていただくとともに、事業者等に対しても適正排出に関する助言を行うなど、許可業者の適正な収集運搬に協力します。

(d) ICTを利用した業務改善

ICTを積極的に利用することで、ごみ量に関してはもとより、交通分野など、あらゆるデータに基づいた業務改善が可能となります。本市が目指すスーパーシティ※構想と連動して、ごみ収集分野においても、収集業務の効率化・最適化や効果的な啓発活動の実現に向け、研究を進めます。

※スーパーシティ：様々なデータを分野横断的に収集・整理し提供する「データ連携基盤」を軸に、地域住民等に様々なサービスを提供し、住民福祉・利便向上を図る都市

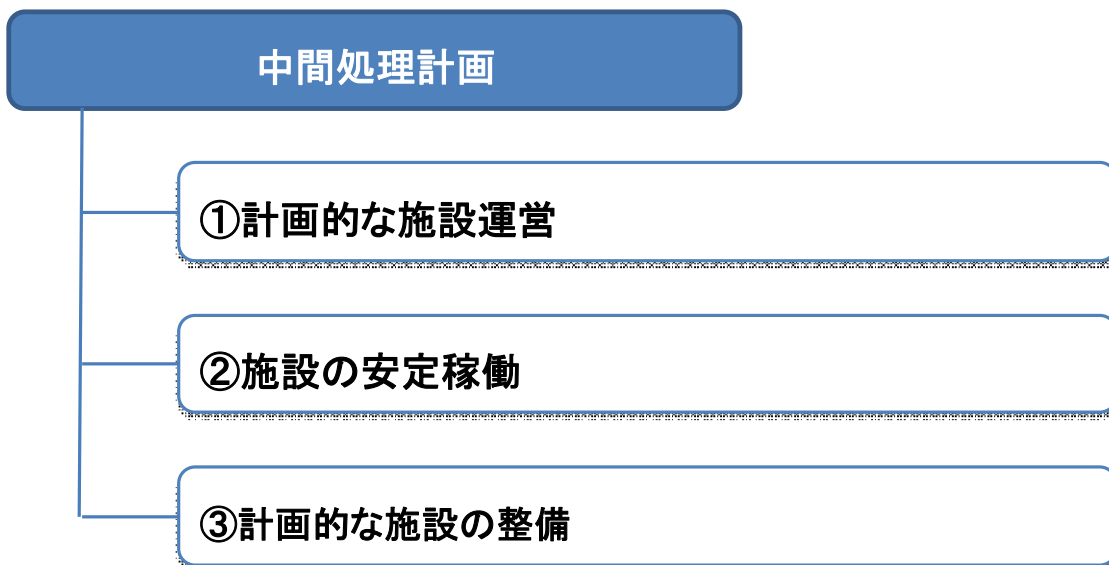
③ 分別品目の拡大

分別は、当面、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）、プラ容器、有害ごみ（蛍光管・水銀式体温計・乾電池）、危険ごみ、紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑古紙）、衣類等、その他（小動物の死体、使用済小型家電、廃食用油、在宅医療廃棄物（医療用注射針に限る）など）の区分とします。

今後も、ごみの資源化などを一層推進するため、分別の方法や品目の拡大を検討します。

2-3 中間処理計画

1) 施策の方向性



2) 施策

① 計画的な施設運営

(a) 適正処理体制の維持

可燃ごみ並びに荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションから発生する可燃物は、六供清掃工場で焼却処理します。

不燃ごみ及び粗大ごみは、荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションで破碎処理を行い、アルミ、スチール、不燃物、可燃物等に選別します。なお、選別したアルミ、スチールは資源化を図ります。

ガラスびんは、びん選別処理施設で選別処理・保管を行います。

缶は、荻窪清掃工場、富士見クリーンステーションで選別処理を行います。

ペットボトルは、ペットボトル選別処理施設で選別・圧縮減容・保管を行います。

プラ容器は、荻窪清掃工場です選別・圧縮減容・保管を行います。

使用済みの乾電池や蛍光灯などの有害ごみ、スプレー缶などの危険ごみは、適正処理を図るため、今後も継続して民間処理業者に処理を委託します。

(b) 環境保全の推進

適正な施設の維持管理に努め、環境モニタリングを実施するなど、中間処理施設における環境保全の確保を図ります。

(c) 清掃工場の積極的な余熱利用

六供清掃工場の余熱は、自家発電、工場内冷暖房等へ供給し、余剰電力を売却する等、積極的な余熱利用を図ります。

② 施設の安定稼働

(a) 六供清掃工場

六供清掃工場は、平成3年9月に竣工してから29年が経過しました。平成13年度、平成14年度にダイオキシン類削減対策工事を行い、排ガス処理設備を一部更新しましたが施設の老朽化が進んでいたため、平成28年度から令和元年度まで主要設備・機器を更新する延命化工事を行いました。

なお、延命化工事終了後は、適切な維持整備工事による機能保全や精密機能検査等による劣化診断を行うなど、ストックマネジメントに取り組むことにより、施設の長寿命化に努め、25年間程度の稼働を目指します。

(b) 荻窪清掃工場

不燃ごみ、粗大ごみ処理の基幹施設である荻窪清掃工場は、平成4年3月に竣工してから29年が経過しました。平成26年度には施設の老朽化が進んでいたため、平成30年度までの5年間で基幹設備の改修を行いました。

(c) 富士見クリーンステーション

富士見クリーンステーションは、旧4町村（大胡町、宮城村、粕川村、富士見村）の不燃ごみを処理するために平成10年3月に竣工しました。現在は、資源ごみ、粗大ごみ及び不燃ごみ等を処理しています。

(d) ペットボトル選別処理施設

ペットボトル選別処理施設は、平成12年8月に竣工し、分別収集されたペットボトルを選別・圧縮処理しています。容器包装リサイクル法に基づいたペットボトルのリサイクルを円滑、適正に行います。

③ 計画的な施設の整備

(a) 次期焼却施設

次期焼却施設の整備について、建設予定地の選定に向けて検討を進めます。

施設の整備に際しては、環境保全と安全性、安定性、経済性などに配慮するとともに、災害時のライフラインの拠点という視点やエネルギープラントとしての活用など、本市に適した処理施設・処理技術の導入を図ります。

(b) 資源化施設

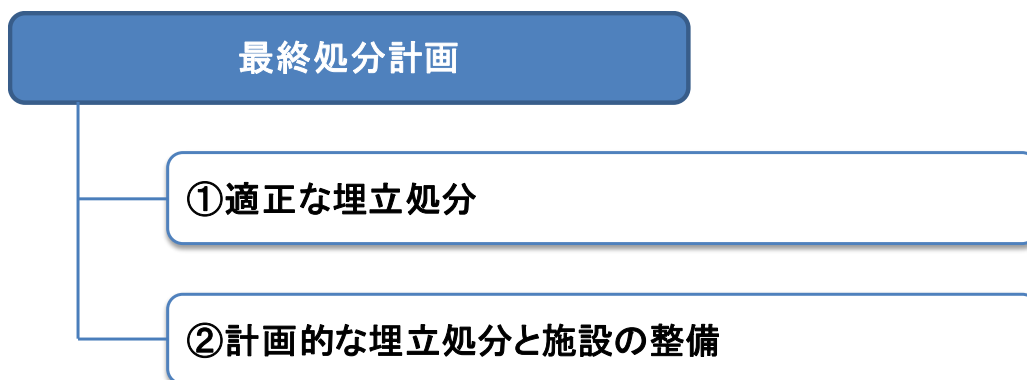
不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみを一体的に処理し、効率的な資源化と残さの減量化が図れる施設の整備を検討します。

また、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に対する理解や協力を得るための啓発・普及機能を有する施設が求められます。

これらの点を踏まえ、新たな資源化施設の整備に向けた検討を行います。

2-4 最終処分計画

1) 施策の方向性



2) 施策

① 適正な埋立処分

(a) 最終処分体制の維持

ごみ焼却施設の焼却灰並びに荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションの破碎不燃物は、最終処分場で埋立処分を行います。

(b) 環境保全と浸出水の処理

最終処分に当たっては、適正な維持管理を行うとともに、周辺的环境保全・公害防止に努めます。

■環境保全の推進

最終処分場への搬入及び埋立てに当たっては、適正な維持管理を行うとともに、施設内での焼却灰等の飛散防止など周辺的环境保全・公害防止に努めます。

■浸出水の適切な処理

最終処分場から排出される浸出水を適切に処理できるよう、浸出水処理施設の維持管理に努めるとともに、放流水を定期的かつ継続的に測定することで、法令に定められた基準を遵守します。

(c) 現有施設の延命化

排出抑制並びに分別収集の徹底及び焼却灰の資源化などによる埋立量の減量化に努め、現有施設の延命化を図ります。

② 計画的な埋立処分と施設の整備

(a) 前橋市最終処分場

前橋市最終処分場の埋立計画期間は、平成16年3月から令和13年7月までの27年間です。六供清掃工場から出る焼却灰と、荻窪清掃工場を選別した不燃物などを埋立処分します。

(b) 富士見最終処分場

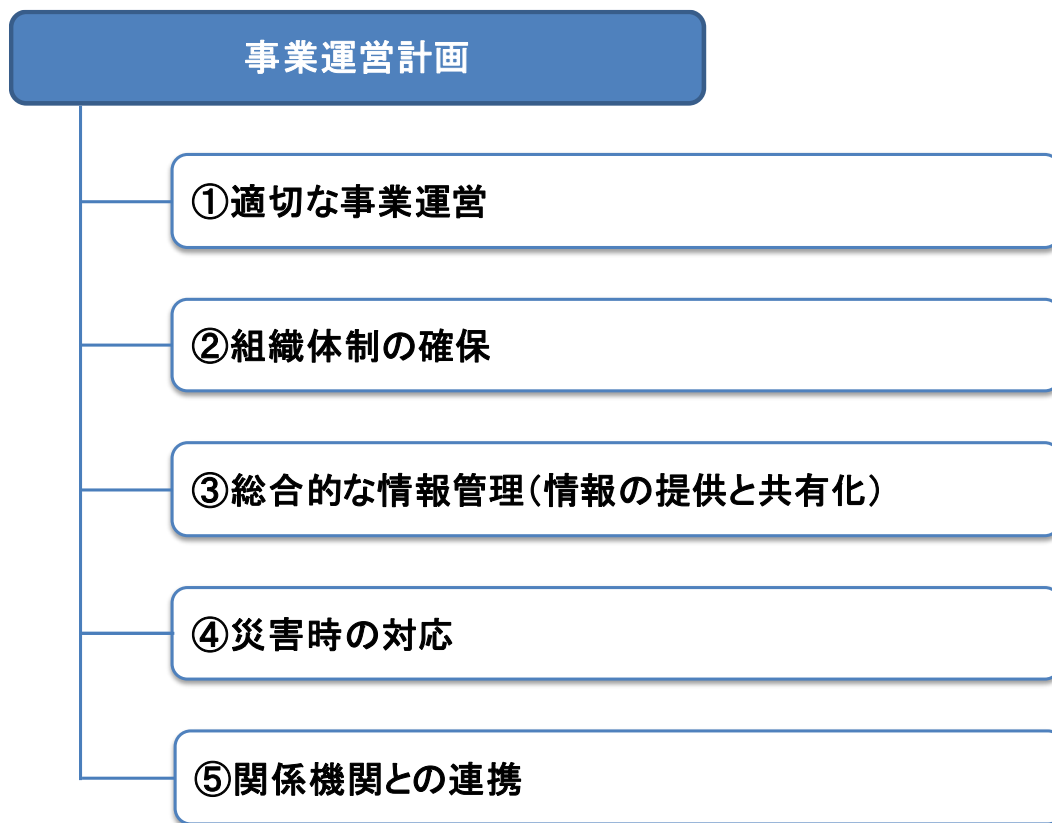
富士見最終処分場の埋立計画期間は、平成9年4月から令和9年3月までの30年間です。六供清掃工場から出る焼却灰と、富士見クリーンステーションを選別した不燃物などを埋立処分します。

(c) 次期最終処分場の確保

既存最終処分場の埋立終了に合わせ、新最終処分場の整備を計画的に進めます。

2-5 事業運営計画

1) 施策の方向性



2) 施策

① 適切な事業運営

(a) 事業の効率化

ごみ減量施策の推進や清掃施設の整備などを進めるに当たっては、常に排出、収集運搬、中間処理、最終処分という一連のシステムとして捉え、効率的な処理システムを再構築することにより、今ある資源を有効活用するとともに、経費節減を図り、一層合理的かつ効果的に事業を運営します。

(b) 安全な労働環境の確保

事業の運営に当たり、より一層、安全で快適な労働環境の確保に努めます。

■安全衛生委員会の開催

事業所職員の安全と衛生に関し、調査審議を行います。

職場巡視を定期的を実施します。

■清掃安全作業シート等による安全確認

収集運搬、中間処理、最終処分等の各段階において、清掃安全作業シート等による安全確認を実施します。

■各種講習会などの開催

安全運転管理者講習会や収集職員の安全講習会及び消防訓練を開催します。

■各種講習会の受講

各種技能講習会などへの参加を促し、資質の向上に努めます。

■健康管理

各種健康診断及び健康管理講習会を開催します。

■新型コロナウイルス対策

「With コロナ」においては、作業員の感染及び職場での感染拡大を予防して、ごみ処理事業の停止という事態の回避を図らなければなりません。作業員のマスク着用や手洗いなどを徹底することはもとより、市民に対しても、使用済みマスクなどを内袋に入れて二重にするなどウイルス飛散防止を考慮したごみの出し方の周知に努めます。

(c) 事業の計画的な推進

施設整備に当たっては、他の市有施設を含めた全体の整備計画を考慮しながら、事業を計画的に推進します。

(d) ごみ処理手数料の見直し

ごみ処理手数料は、ごみ処理コスト、周辺市や類似都市の状況、社会情勢などを踏まえて、見直しを検討していきます。

(e) 市民合意形成

事業の推進に当たっては、市民の理解と協力を得るために、事業のPRに努めるとともに、可能な限り情報を公開し、市民との信頼関係を築き、円滑な合意形成を図ります。

② 組織体制の確保

(a) 審議会等の設置と運営

ごみ処理事業の円滑な事業運営を図るため、審議会等を設置し、その運営を行います。

■審議会等の設置と運営

一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する重要事項を調査審議するため、市長の諮問機関としての前橋市廃棄物減量等推進審議会を活用し、市民参加の一形態として、その運営を行います。

■環境美化推進員制度の活用

地域活動団体との連携を図るため、市民による分別・リサイクル推進組織としての環境美化推進員制度を活用します。

(b) 組織体制の見直し

効率的な収集車両基地の配置、ごみの減量・資源化施策の推進、廃棄物処理施設の整備など、ごみ処理事業の合理的な運営が行えるよう、必要に応じ組織体制の見直しを図ります。

③ 総合的な情報管理（情報の提供と共有化）

ごみ、リサイクルに関する総合的な情報管理を行い、また市民、事業者への迅速な情報提供に努めます。

■情報の提供

市民及び事業者に対してごみ処理事業への理解と協力が得られるよう、ホームページ等を活用した情報提供を行います。

■情報の共有化

ごみの発生、収集運搬、処分、資源化に関する各所管から集められた情報の共有化を推進します。

④ 災害時の対応

大規模な自然災害等においては、大量かつ多種類の廃棄物が混在した状態で発生します。災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、前橋市地域防災計画と整合性を図りながら、災害廃棄物の処理に関する対策を進めます。

また、国土強靱化基本計画や、平成 27 年に改正された廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づく国の指針では、市町村においても実効性のある災害廃棄物処理計画を策定することが求められていることから、本市においても策定を行いました。

なお、関係団体との間で災害廃棄物処理に係る協定を次のとおり締結し、災害が発生した場合に廃棄物の適正・円滑な処理が進められるよう連携を図りました。

名 称	締結年度	締 結 先
群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	平成 20 年度	群馬県、県内市町村及び一部事務組合
災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	平成 26 年度	前橋市再生資源事業協同組合及び前橋市一般廃棄物処理事業協同組合
災害時における相互応援に関する要綱	平成 8 年度	北関東・新潟地域連携軸推進協議会
一般廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定	令和 2 年度	桐生市及び伊勢崎市

⑤ 関係機関との連携

(a) 関係部署との連携

事業の推進に当たっては、様々な関係部署との連携が必要となるため、行政内の体制を整備し、効率的な事務運営に努めます。

(b) 国等との連携

事業の推進に当たっては、国・県及び他市町村との連携を図ります。

第3編

生活排水処理に関すること (生活排水処理基本計画)

第1章 基本計画の目的と生活排水処理の現状

1 生活排水処理基本計画の目的

生活排水処理基本計画は、「持続可能なまちづくり（都市基盤）」を目指すべき姿として、良好な環境保全に努め生活排水を適切に処理していくために、将来指標と、基本となる施策を定めます。

2 生活排水処理の現状

2-1 生活排水の排出と処理形態

家庭や事業所から排出される生活排水は、図3-1に示す形態で処理します。

生活排水は、下水処理施設、浄化槽汚泥処理施設、し尿処理施設、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラント（住宅団地排水処理施設）で処理します。その後、処理水は河川へ放流し、脱水汚泥は、水質浄化センターの炭化施設で燃料化するほか、一部を民間処理施設で堆肥化して資源化を行います。

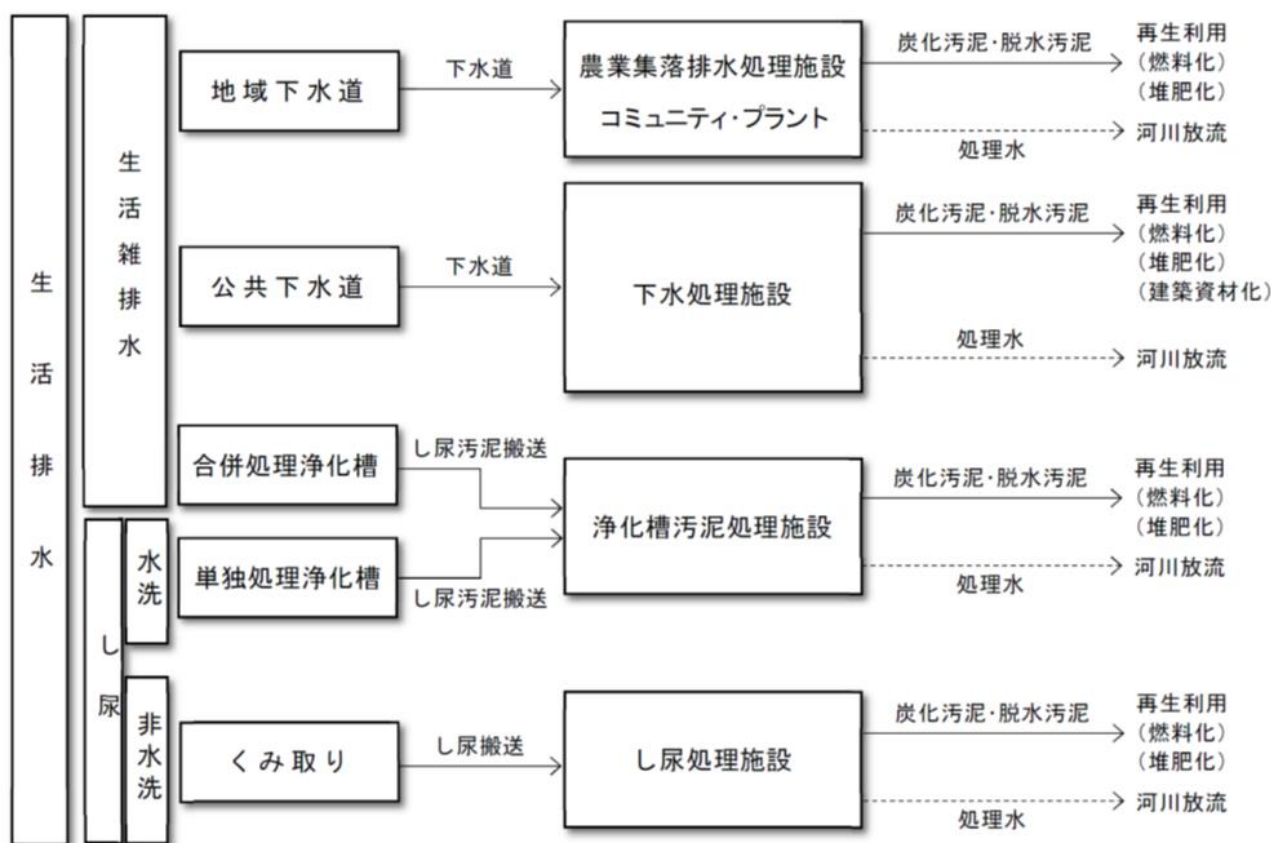


図3-1 生活排水の排出と処理の形態

2-2 処理形態別人口とし尿・浄化槽汚泥量の推移

1) 処理形態別人口の推移

便所からの排水のみを処理する「単独処理浄化槽」人口や、し尿のみを収集・運搬する「し尿くみ取り」人口は年々減少し、「公共下水道」、「農集排・コミプラ^{※1}」への接続や、生活雑排水（台所、洗濯、風呂等の排水）も処理する「合併処理浄化槽」への転換が進んでいます。

非生活排水処理人口（単独処理浄化槽・し尿くみ取りの人口）は、年々減少し、令和元年度における生活排水処理率は、89.5%となりました。

表 3-1 処理形態別人口の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
計画人口	(人)	338,784	338,127	337,579	336,641	335,360	335,157	
生活排水処理人口	(人)	292,799	292,958	298,112	299,603	300,065	302,200	
	公共下水道	(人)	229,356	229,999	230,844	231,285	230,999	230,196
	農集排・コミプラ	(人)	26,717	26,793	26,788	26,894	26,922	27,605
	合併処理浄化槽	(人)	36,726	36,166	40,480	41,424	42,144	44,399
非生活排水処理人口	(人)	45,985	45,169	39,467	37,038	35,295	32,957	
	単独処理浄化槽	(人)	39,787	39,180	33,621	31,360	29,827	27,499
	し尿くみ取り	(人)	6,198	5,989	5,846	5,678	5,468	5,458
生活排水処理率	(%)	86.4	86.6	88.3	89.0	89.5	90.2	

※1 農集排・コミプラの人口は、農業集落排水処理人口とコミュニティ・プラント人口の合計値

※2 生活排水処理率(%) = 生活排水処理人口 ÷ 計画人口 × 100

※3 令和2年度は、令和2年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値

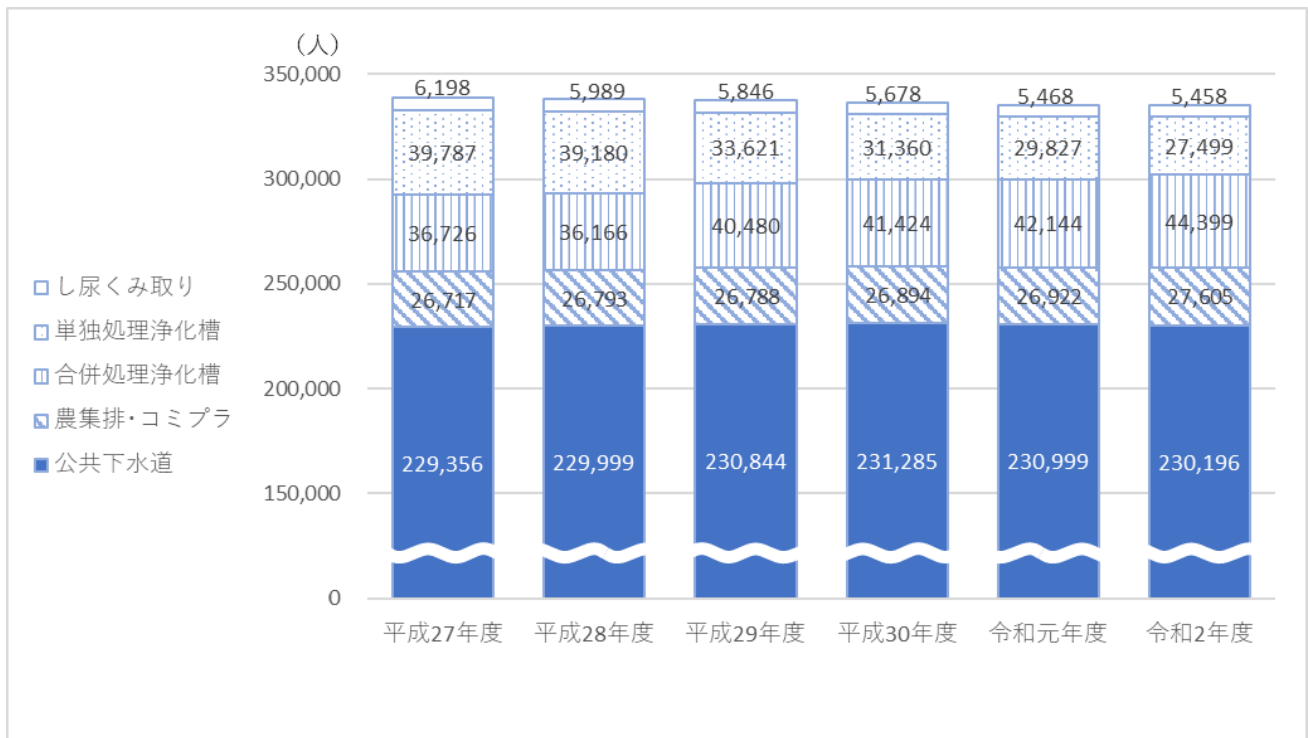


図 3-2 処理形態別人口の推移

2) し尿・浄化槽汚泥量の推移

① し尿くみ取り量

当初計画では、令和2年度のし尿くみ取り量の計画値を3,834 kL（キロリットル）としていたところ、令和2年度は3,827 kLが見込まれ、計画どおりのくみ取り量となっています。また、令和2年度の1人1日当たりのし尿くみ取り量は、1.92 Lとなる見込みです。

表 3-2 し尿くみ取り量の状況

指標	当初計画の計画値 (令和2年度値)	計画値に対する現在の値 (令和2年度見込値)
し尿くみ取り量	3,834 kL/年	3,827 kL/年
人口	5,327 人	5,458 人

表 3-3 し尿くみ取り量、し尿くみ取り人口、1人1日当たりのし尿くみ取り量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿くみ取り量 (kL)	4,687	4,480	4,148	3,847	3,960	3,827
し尿くみ取り人口 (人)	6,198	5,989	5,846	5,468	5,468	5,458
1人1日当たりし尿くみ取り量 (L/人・日)	2.07	2.05	1.94	1.93	1.98	1.92

※ 令和2年度は、令和2年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値

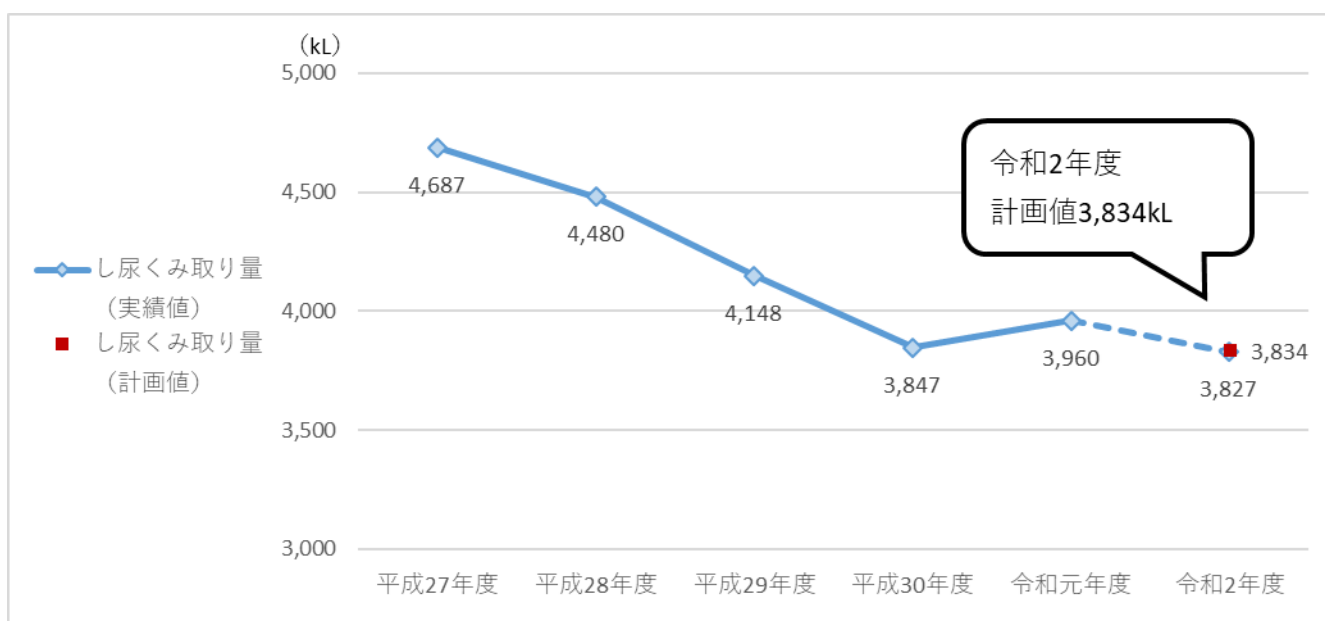


図 3-3 し尿くみ取り量の推移と令和2年度の計画値

② 浄化槽汚泥量

当初計画では、令和2年度の浄化槽汚泥量の計画値を25,436 kLとしていましたが、合併処理浄化槽人口の増加により、令和2年度は31,258 kLに増加する見込みです。

また、令和2年度における1人1日当たりの浄化槽汚泥量は、1.19 Lとなる見込みです。

表3-4 浄化槽汚泥量の状況

指標	当初計画の計画値 (令和2年度値)	計画値に対する現在の値 (令和2年度見込値)
浄化槽汚泥量	25,436 kL/年	31,258 kL/年
人口	62,083 人	71,898 人

表3-5 浄化槽汚泥量、浄化槽人口、1人1日当たりの浄化槽汚泥量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
浄化槽汚泥量 (kL)	29,531	29,771	29,418	31,230	30,903	31,258
浄化槽人口 (人)	76,513	75,346	74,101	72,784	71,971	71,898
合併処理浄化槽 (人)	36,726	36,166	40,480	41,424	42,144	44,399
単独処理浄化槽 (人)	39,787	39,180	33,621	31,360	29,827	27,499
1人1日当たりの浄化槽汚泥量 (L/人・日)	1.06	1.08	1.09	1.18	1.17	1.19
合併処理浄化槽 (L/人・日)	1.31	1.35	1.31	1.40	1.39	1.39
単独処理浄化槽 (L/人・日)	0.82	0.84	0.82	0.88	0.87	0.87

※ 令和2年度は、令和2年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値



図3-4 浄化槽汚泥量の推移と令和2年度の計画値

第2章 将来指標と施策

1 将来指標

1) 処理形態別人口の将来予測

令和7年度までの処理形態別人口は、下水道計画等との調整を行い、次のフローにより推計します。

- ① 計画人口を把握します。
- ② 下水道アクションプランの公共下水道人口の推計値に、当時と現在の計画人口比率を乗じて、公共下水道人口を推計します。
- ③ 過年度の実績から近似式を用いて、農集排・コミプラ、合併処理浄化槽及びし尿くみ取り人口を推計し、公共下水道以外における人口比率をそれぞれ算出します。
- ④ 計画人口から上記②で推計した公共下水道人口を差し引き、その人口に上記③で算出した率を乗じて、公共下水道以外の人口をそれぞれ推計します。

表 3-6 処理形態別人口の将来予測

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
計画人口	(人)	332,971	330,785	328,599	326,413	324,229	
生活排水処理人口	(人)	303,698	305,092	306,418	307,478	308,276	
	公共下水道	(人)	229,167	228,013	226,851	225,696	224,524
	農集排・コミプラ	(人)	28,131	28,673	29,100	29,510	29,812
	合併処理浄化槽	(人)	46,400	48,406	50,467	52,272	53,940
非生活排水処理人口	(人)	29,273	25,693	22,181	18,935	15,953	
	単独処理浄化槽	(人)	23,979	20,452	17,094	14,000	11,167
	し尿くみ取り	(人)	5,294	5,241	5,087	4,935	4,786
生活排水処理率	(%)	91.2	92.2	93.3	94.2	95.1	

※1 農集排・コミプラの人口は、農業集落排水処理人口とコミュニティ・プラント人口の合計値

※2 生活排水処理率 (%) = 生活排水処理人口 ÷ 計画人口 × 100

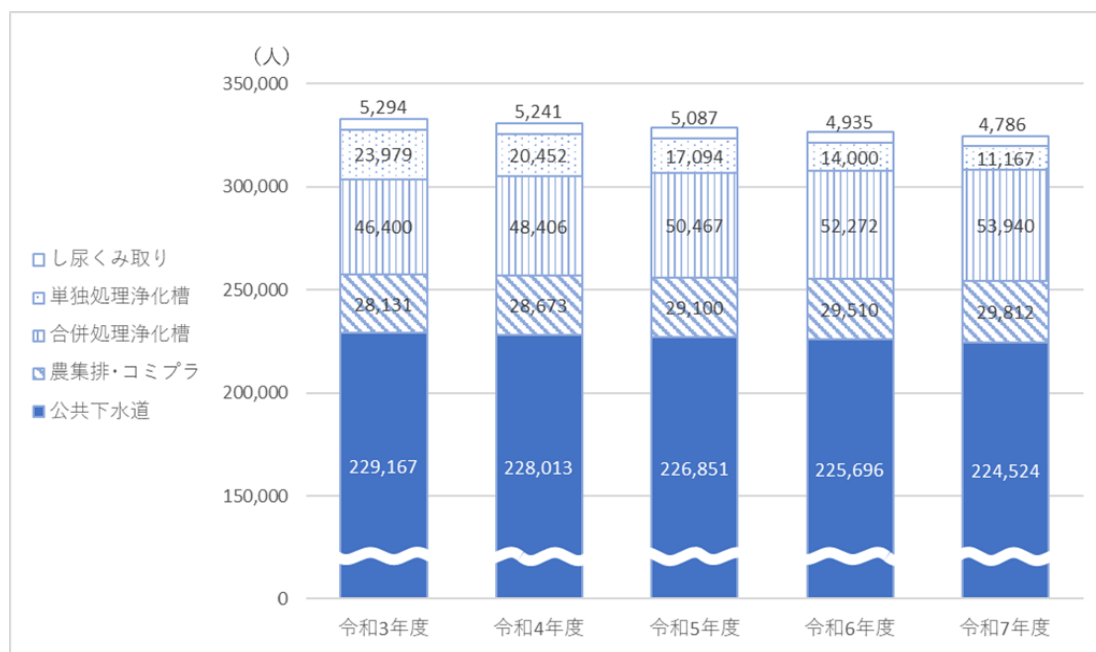


図 3-5 処理形態別人口の将来予測

2) 計画し尿くみ取り量・浄化槽汚泥量の将来指標

令和7年度における計画し尿くみ取り量・浄化槽汚泥量は、表3-7、表3-8に示すとおりです。

表3-7 計画年度（令和7年度）における計画し尿くみ取り量

平成27年度 (実績値)	・・・	令和2年度 (見込値)	・・・	令和7年度
4,687 kL/年	・・・	3,827 kL/年	・・・	3,406 kL/年
平成27年度比 27.3%減				

表3-8 計画年度（令和7年度）における計画浄化槽汚泥量

平成27年度 (実績値)	・・・	令和2年度 (見込値)	・・・	令和7年度
29,531 kL/年	・・・	31,258 kL/年	・・・	30,913 kL/年
平成27年度比 4.7%増				

2 施策の体系

以下、基本計画を推進していくための基本となる施策（体系・方向性）を示します。

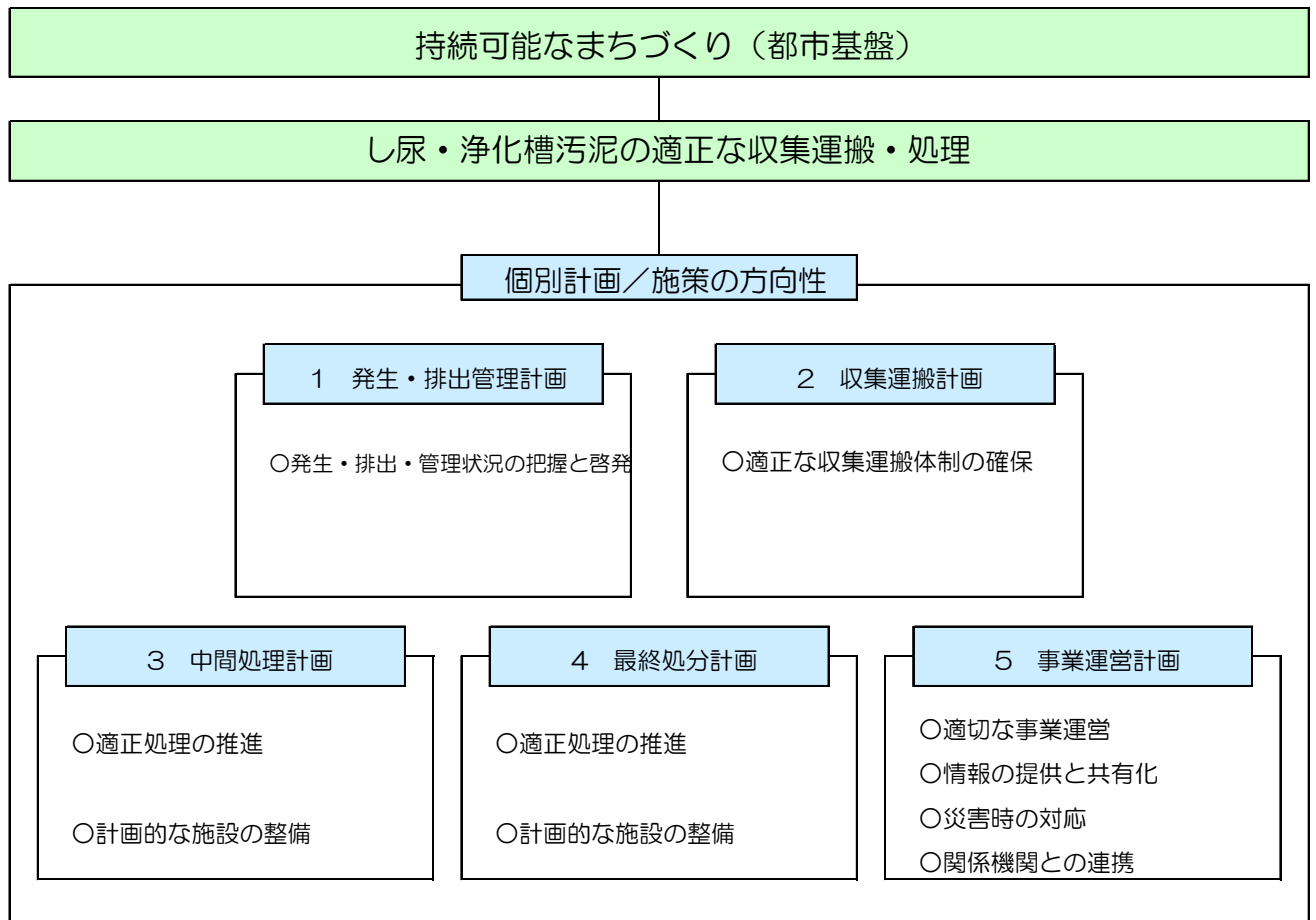
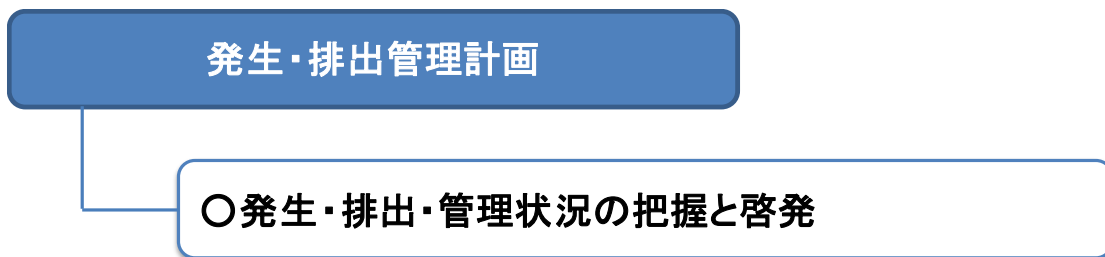


図 3-6 生活排水処理基本計画の施策の体系

2-1 発生・排出管理計画

1) 施策の方向性



2) 施策

○発生・排出・管理状況の把握と啓発

(a) 処理対象に関する情報の適正管理

下水道の整備状況により、し尿・浄化槽汚泥の計画処理量の変動するため、将来の計画値について定期的に見直しを行い、実態に即した計画処理量の把握に努めます。

また、し尿くみ取り対象世帯数や浄化槽設置世帯数を把握するとともに、浄化槽の適正な管理に向けた啓発を行います。

■し尿くみ取り対象世帯の把握

定期的に市で行う調査等を通じて、世帯数の把握に努め、計画処理量の見直しを行います。

■浄化槽設置後の管理状況の把握

公共下水道や農業集落排水等に接続したり、家の新築・取り壊し等を行ったことにより使用されなくなった浄化槽や、設置等の届出がされていない浄化槽を把握するため、引き続き庁内関係部署（水道局、農村整備課、建築指導課等）及び県等の関係機関と連携を図り、浄化槽の管理状況の正確な把握に努めます。

(b) 浄化槽の適正維持管理のための啓発

環境保全、公衆衛生、浄化槽の延命化等の観点から、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する正しい知識を持っていただくとともに、法定検査、保守点検、清掃等を適正に行っていただけるよう、引き続き関係機関と連携してPR及び啓発を行います。これにより、水質を保つための法定検査受検率の向上を目指します。

また、本市に登録されている浄化槽保守点検業者及び本市の許可を受けている浄化槽清掃業者に対して、適正な業務を行うよう、引き続き指導します。

法定検査（浄化槽法第11条検査）とは
浄化槽法により、毎年1回、浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているかを確認する検査の実施が義務付けられています。

表 3-9 法定検査受検率の推移

(単位：%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前橋市	61	63	65	66	67
群馬県	70	71	72	73	73

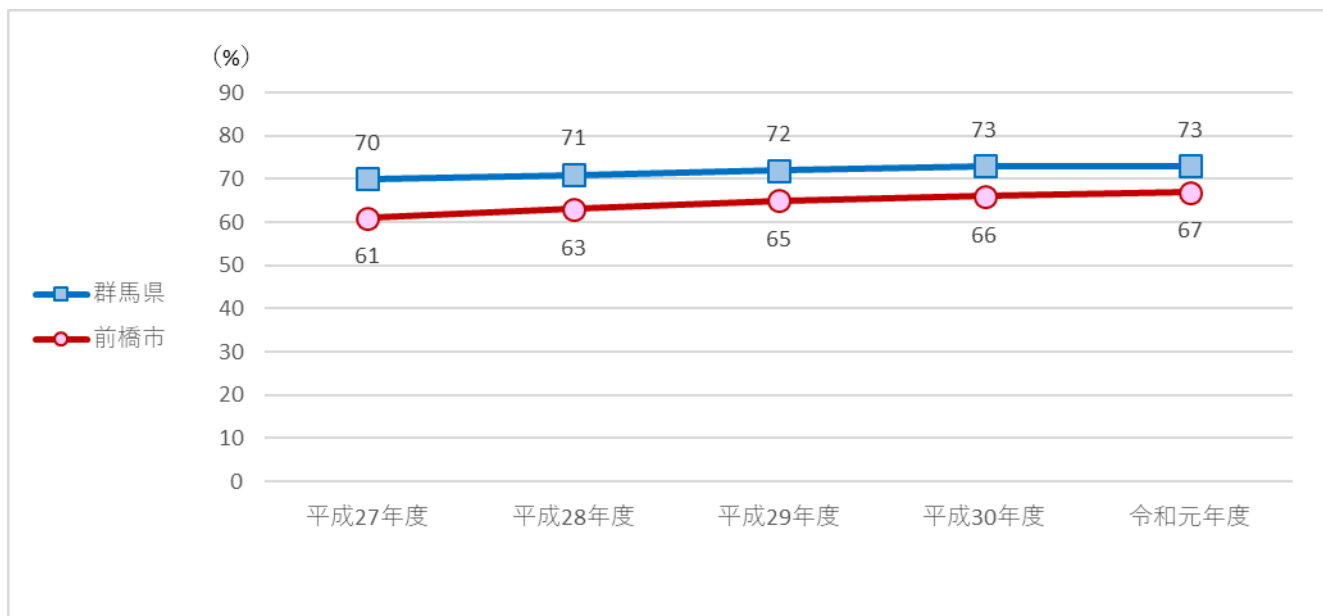


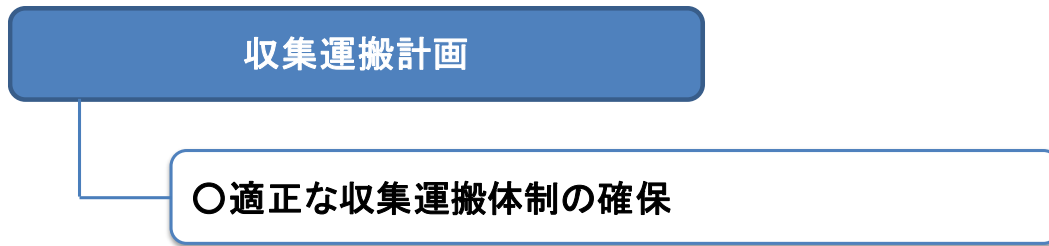
図 3-7 法定検査受検率の推移

(c) 合併処理浄化槽への転換の推進

単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの合併処理浄化槽への転換について、浄化槽処理促進区域を中心に、関係部署と連携して推進します。

2-2 収集運搬計画

1) 施策の方向性



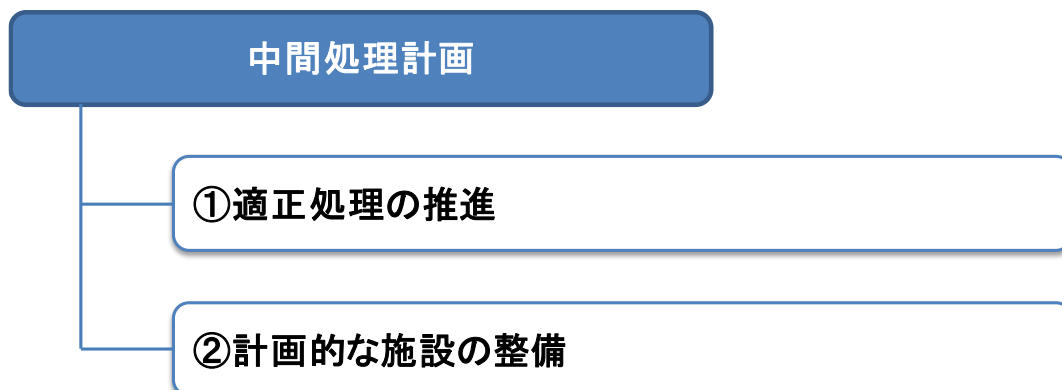
2) 施策

○適正な収集運搬体制の確保

水洗便所の普及に伴い、し尿くみ取り量が著しく減少していることから、市内におけるし尿収集が一層効率的な形態となるよう検討し、適正な収集運搬体制の確保を図ります。

2-3 中間処理計画

1) 施策の方向性



2) 施策

① 適正処理の推進

(a) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿・浄化槽汚泥は、水質浄化センター内のそれぞれの処理施設で適正に処理します。

表 3-10 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理施設

施設の名称	概 要
し尿処理施設 (水質浄化センター内)	所在地：前橋市六供町 516 番地 1 竣工日：平成 10 年 3 月 処理能力：33 kL/日 処理方法：膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理
浄化槽汚泥処理施設 (水質浄化センター内)	所在地：前橋市六供町 1331 番地 竣工日：昭和 62 年 11 月 処理能力：87 kL/日 処理方法：固液分離活性汚泥処理方式

(b) 環境保全の推進

施設の適正な維持管理に努め、環境調査を実施するなど、中間処理施設における環境保全の確保を図ります。

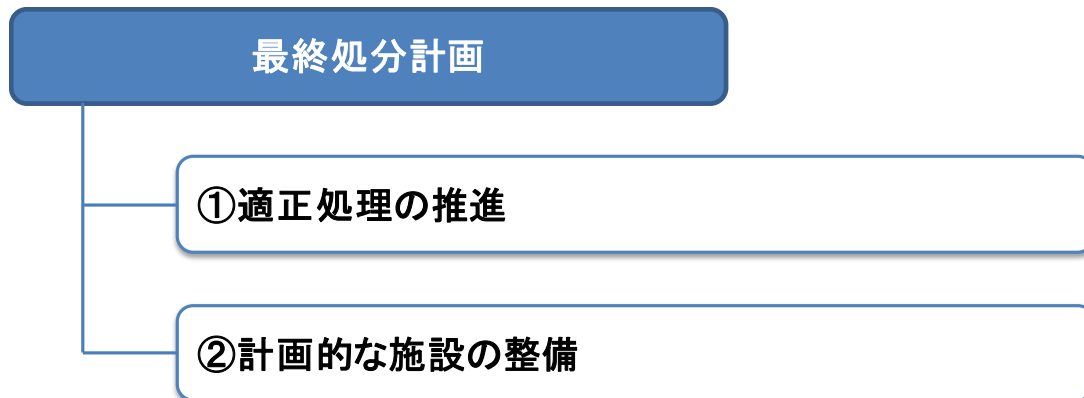
② 計画的な施設の整備

○し尿・浄化槽汚泥の処理施設の整備

水質浄化センター内のし尿処理施設と浄化槽汚泥処理施設は、水質浄化センターと統合した施設の整備を進めます。

2-4 最終処分計画

1) 施策の方向性



2) 施策

① 適正処理の推進

(a) 発生残さの処理の推進

し尿処理施設、浄化槽汚泥処理施設、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントから発生する脱水汚泥は水質浄化センターの汚泥炭化施設で処理を行います。

(b) 発生残さの資源化の推進

し尿処理施設、浄化槽汚泥処理施設、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントから発生する脱水汚泥は、汚泥炭化施設で炭化処理し、燃料等として再利用します。なお、汚泥炭化施設のメンテナンス期間中に発生する脱水汚泥は、民間処理施設において堆肥化します。

② 計画的な施設の整備

○汚泥炭化施設の整備

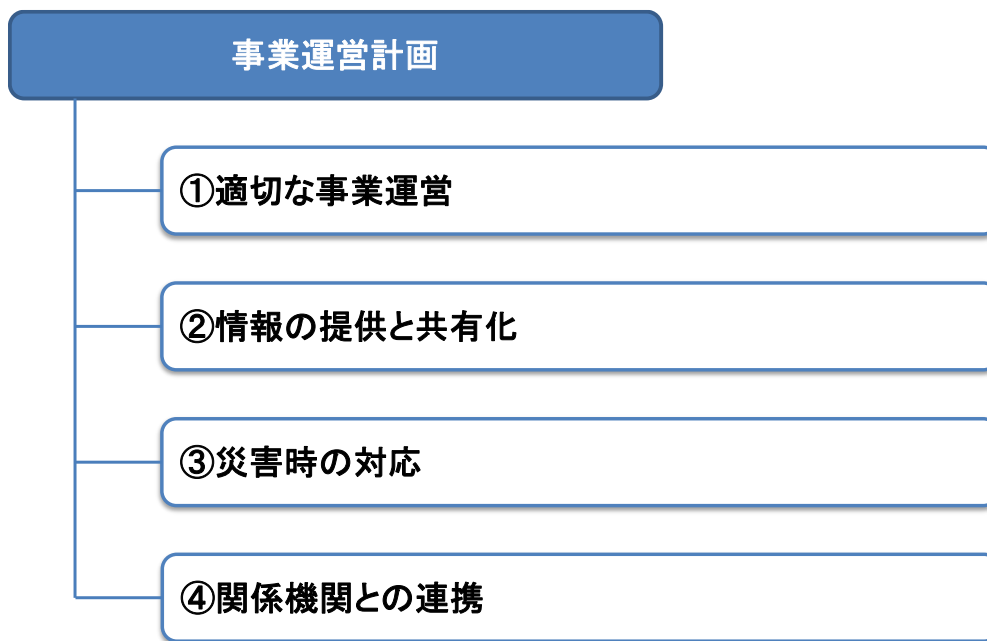
平成 29 年 4 月から本格稼働している汚泥炭化施設の維持管理を適切に行っていきます。本計画期間中の新たな施設整備は予定していません。

表 3-11 汚泥炭化施設の概要

施設の名称	概 要
汚泥炭化施設 (水質浄化センター内)	所在地：前橋市六供町 1331 番地他 運 転 開 始：平成 29 年 4 月 処 理 能 力：25 t / 日 処 理 方 法：外熱スクリー式

2-5 事業運営計画

1) 施策の方向性



2) 施策

① 適切な事業運営

(a) 適正な処理体制の確保

当面は現行の処理体制を継続しますが、処理量に応じて柔軟に対応し、適正な処理体制を確保します。

(b) 事業の計画的な推進

施設整備に当たっては、他の市有施設を含めた全体の整備計画を考慮しながら、事業を計画的に推進します。

② 情報の提供と共有化

■情報の提供

「広報まえばし」やホームページ等の活用により、市民・事業者に対し、情報提供を行います。

■情報の共有化

生活排水処理に関する情報について、関係部署との共有化を進めます。

③ 災害時の対応

大規模な自然災害等においては、大量かつ多種類の廃棄物が混在した状態で発生します。災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、前橋市地域防災計画と整合性を図りながら、災害廃棄物の処理に関する対策を進めます。

また、国土強靱化基本計画や、平成 27 年に改正された廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づく国の指針では、市町村においても実効性のある災害廃棄物処理計画を策定することが求められていることから、本市においても策定を行いました。

なお、関係団体との間で災害廃棄物処理に係る協定を次のとおり締結し、災害が発生した場合に廃棄物の適正・円滑な処理が進められるよう連携を図りました。

名 称	締結年度	締 結 先
群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	平成 20 年度	群馬県、県内市町村及び一部事務組合
災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	平成 26 年度	前橋市再生資源事業協同組合及び前橋市一般廃棄物処理事業協同組合
災害時における相互応援に関する要綱	平成 8 年度	北関東・新潟地域連携軸推進協議会
一般廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定	令和 2 年度	桐生市及び伊勢崎市

④ 関係機関との連携

(a) 関係部署との連携

事業の推進に当たっては、様々な関係部署との連携が必要となるため、行政内の体制を整備し、効率的な事務運営に努めます。

(b) 県との連携

事業の推進に当たっては、県との連携を図ります。

第4編

計画の推進に関すること

第1章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画を実効性のあるものにするため、市民・事業者、自治会・関係団体や関係機関等との連携により、全体的・総合的に推進します。

2 計画の進行管理

2-1 計画の点検・評価

計画は、定期的に、その進捗状況の点検・評価を行い、「ごみ処理」と「生活排水処理」の目的を達成するために継続的な改善を図ります。

計画の進捗状況は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、「PDCAサイクル」を用いて把握します。

令和7年度のごみ減量値の目標達成に向け策定するアクションプラン（行動計画）は、このPDCAサイクルによる「①策定（Plan）」、「②実行（Do）」、「③点検・評価（Check）」、「④見直し（Action）」の手順をくり返しながら実施していきます。

また、計画に示した取組や施策については、「③点検・評価」による課題の抽出と「④見直し（改善）」、「②実行」のサイクルは、毎年度、実施し、この計画の推進を力強いものにしていきます。

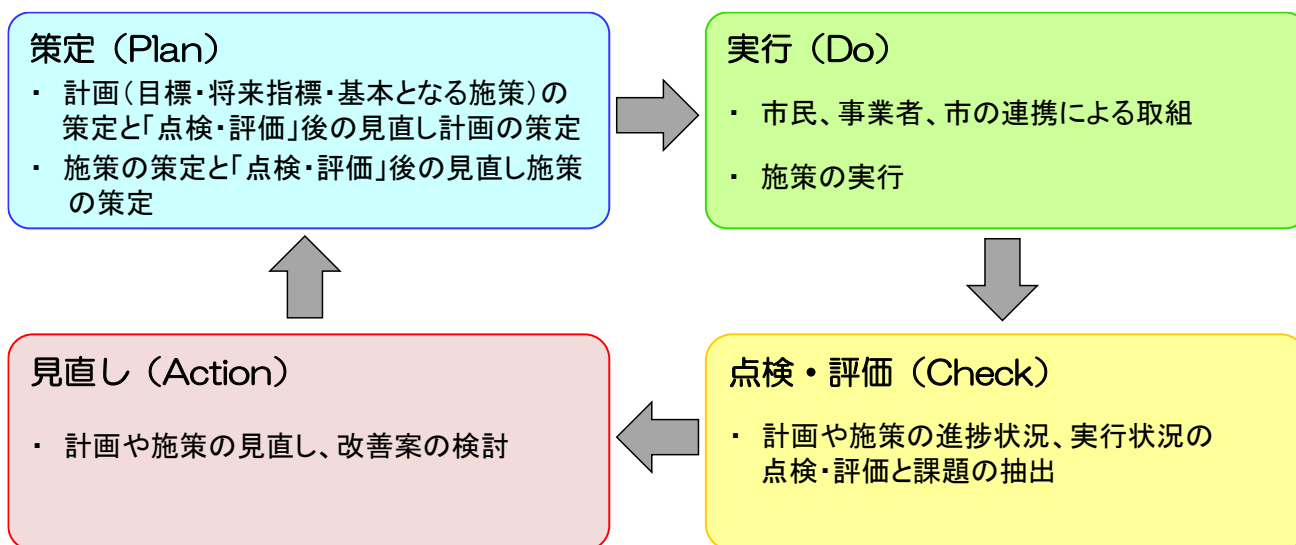


図 4-1 一般廃棄物処理基本計画におけるPDCAサイクル

PDCA サイクル推進の基本的事項

① 策定（Plan）

この計画は、廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法に基づき策定します。

また、その趣旨・目的・目標等を市民や事業者に対して説明し、理解と協力を得られるよう努めるとともに、広報媒体への掲載や関係団体への積極的な情報提供などにより、市民や事業者等に広く周知を図ります。

② 実行（Do）

市民、事業者と連携・協力のもとに、計画に示した取組や施策を積極的に推進します。

③ 点検・評価（Check）

計画の進行管理指標（ごみ減量に向けた目標値）を用い、毎年度、計画の進捗状況や施策の実施状況等について、効果や実効性の評価・検証を行い、計画で定めた目標の達成に向かって進んでいるかを確認します。

④ 見直し（Action）

この計画は、毎年度の点検・評価の結果を踏まえ、次期計画に反映していきます。

なお、ごみの減量化目標や施策の見直しに当たっては、あらかじめ排出段階の組成調査を実施するとともに市民の意識の変化やライフスタイルの変化も把握し、次期計画につなげます。

また、国や県が設定する次期目標値は、この見直しの際、反映していきます。

2-2 点検・評価結果の報告

PDCAサイクルに基づいて行った点検・評価結果と、これを踏まえて行った計画の見直しは、公表により報告します。

2-3 情報の共有

市民・事業者・行政の連携・協力による取組を効果的に進めるためには、ごみ処理・生活排水処理に関する情報を共有し、現状や課題等について共通の認識を持つことが必要です。そのため、本市では、「広報まえばし」やホームページ等を活用し、市民・事業者に対してごみ処理・生活排水処理に関する情報の共有を積極的に行います。

前橋市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）

令和3年3月

■発行 前橋市

■編集 前橋市 環境部 ごみ減量課

〒371-8601

住所 群馬県前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

TEL 027-898-6273 FAX 027-223-8524

E-mail gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp